

横浜市生活環境の 保全等に関する条例 関係規程集

令和7年4月1日

条例・施行規則・指針・指導基準等

横浜市

目 次

条例・施行規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例・施行規則	1
条例附則及び改正履歴	91
横浜市生活環境の保全等に関する条例別表	92
施行規則附則及び改正履歴	94

施行規則 別表

別表第1 指定作業及び指定施設	95
別表第2 排煙の規制基準(硫黄酸化物)	114
別表第3 排煙の規制基準(窒素酸化物)	115
別表第4 排煙の規制基準(炭化水素系物質)	118
別表第5 排煙の規制基準(ばいじん)	120
別表第6 排煙の規制基準(排煙指定物質)	130
別表第7 排煙の規制基準(ダイオキシン類)	132
別表第8 排煙の規制基準(粒子状物質)	134
別表第9 粉じんに関する規制基準	138
別表第10 悪臭に関する規制基準	139
別表第11 公共用水域に排出される排水の規制基準(1)	140
別表第12 公共用水域に排出される排水の規制基準(2)	142
別表第13 騒音の規制基準	145
別表第14 振動の規制基準	147
別表第15 地下水浄化基準	149
別表第16 ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法	151
別表第17 地下水の採取量及び水位の測定方法	154
別表第18 非常時の措置に関する物質	155

指針・指導基準等	158
----------	-----

公布 平成14年12月25日横浜市条例第58号
改正 平成16年 3月 5日横浜市条例第12号
 平成16年12月24日横浜市条例第73号
 平成18年12月25日横浜市条例第75号
 平成21年 3月 5日横浜市条例第 7号
 平成24年 2月24日横浜市条例第16号
 平成26年 6月 5日横浜市条例第37号
 平成30年12月25日横浜市条例第75号
 平成31年 2月25日横浜市条例第 9号
 令和 3年 3月 5日横浜市条例第 8号
 令和 6年 6月14日横浜市条例第37号
 令和 6年12月25日横浜市条例第58号

公布 平成15年 3月 7日横浜市規則第 17号
改正 平成16年 4月 1日横浜市規則第 46号
 平成16年 4月 1日横浜市規則第 49号
 平成16年 6月25日横浜市規則第 76号
 平成17年 3月25日横浜市規則第 34号
 平成18年 3月31日横浜市規則第 84号
 平成18年 9月29日横浜市規則第133号
 平成19年 5月25日横浜市規則第 67号
 平成19年 6月25日横浜市規則第 79号
 平成20年10月 3日横浜市規則第 88号
 平成21年 3月31日横浜市規則第 47号
 平成21年 6月 5日横浜市規則第 67号
 平成22年 3月25日横浜市規則第 13号
 平成22年 6月25日横浜市規則第 51号
 平成23年 3月31日横浜市規則第 38号
 平成24年 2月15日横浜市規則第 5号
 平成24年 9月25日横浜市規則第 83号
 平成25年 1月25日横浜市規則第 4号
 平成25年 6月25日横浜市規則第 65号
 平成26年 3月31日横浜市規則第 37号
 平成26年 9月25日横浜市規則第 64号
 平成26年11月25日横浜市規則第 73号
 平成27年 5月25日横浜市規則第 63号
 平成27年10月15日横浜市規則第 80号
 平成28年 6月24日横浜市規則第 84号
 平成28年11月25日横浜市規則第106号
 平成29年 3月31日横浜市規則第 32号
 平成30年 5月25日横浜市規則第 49号
 平成31年 3月29日横浜市規則第 26号
 令和元年 6月25日横浜市規則第 9号
 令和 2年 3月25日横浜市規則第 24号
 令和 3年 7月21日横浜市規則第 49号
 令和 4年 6月24日横浜市規則第 51号
 令和 5年 5月 2日横浜市規則第 45号
 令和 6年 3月15日横浜市規則第 12号
 令和 6年 3月29日横浜市規則第 28号
 令和 7年 2月14日横浜市規則第 2号
 令和 7年 3月31日横浜市規則第 38号
 令和 7年 3月31日横浜市規則第 47号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 指定事業所の設置等の手続等
 第1節 指定事業所の設置の許可等（第3条—第15条）
 第2節 削除
 第3節 環境管理事業所（第18条—第24条）
第3章 事業所における公害の防止
 第1節 大気汚染及び悪臭の防止（第25条—第27条）
 第2節 水質汚濁の防止（第28条—第30条）
 第3節 騒音及び振動の防止（第31条—第34条）
第4章 指定事業所等に対する命令等（第35条—第37条）
第5章 事業所における環境への負荷の低減等
 第1節 環境への負荷の低減（第38条・第39条）

目次

第1章 総則（第1条—第5条の3）
第2章 指定事業所の設置等の手続等
 第1節 指定事業所の設置の許可等（第6条—第22条）
 第2節 削除
 第3節 環境管理事業所（第25条—第30条）
第3章 事業所における公害の防止
 第1節 大気汚染及び悪臭の防止（第31条—第33条）
 第2節 水質汚濁の防止（第34条—第37条）
 第3節 騒音及び振動の防止（第38条—第41条）
第4章 事業所における環境への負荷の低減等（第42条）

- 第2節 化学物質の適正な管理（第40条—第44条の2）
- 第3節 環境の保全に係る組織体制の整備（第45条・46条）
- 第6章 特定行為の制限等
- 第1節 屋外燃焼行為の制限（第47条）
- 第2節 炭化水素系物質の発散の防止（第48条・第49条）
- 第3節 船舶からの排煙の排出の制限（第50条）
- 第4節 拡声機騒音の規制（第51条）
- 第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第51条の2—第60条）
- 第7章 地下水、土壌及び地盤環境の保全
- 第1節 地下水の水質の浄化対策（第61条—第61条の5）
- 第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止（第62条—第62条の3）
- 第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等（第63条—第69条の8）
- 第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（第70条—第70条の9）
- 第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止（第71条—第82条）
- 第8章 特定行為等に係る公害の防止
- 第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第83条—第88条）
- 第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止（第89条—第95条）
- 第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止（第96条—第101条）
- 第4節 工事排水による水質汚濁の防止（第102条—第107条）
- 第5節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第108条—第113条）
- 第6節 掘削作業による地盤沈下の防止（第114条—第120条）
- 第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止（第121条—第127条）
- 第9章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
- 第1節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第128条—第134条）
- 第2節 削除
- 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第138条—第141条）
- 第9章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第141条の2—第141条の13）
- 第9章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等
- 第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第141条の14—第141条の16）
- 第2節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（第141条の17—第141条の20）
- 第10章 地球環境の保全
- 第1節 温室効果ガスの排出の抑制等（第142条—第145条）
- 第2節 削除

- 第5章 特定行為の制限等
- 第1節 屋外燃焼行為の制限（第43条）
- 第2節 炭化水素系物質の発散の防止（第44条・第45条）
- 第3節 船舶からの排煙の排出の制限（第46条）
- 第4節 拡声機騒音の規制（第47条—第48条の2）
- 第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第49条—第53条）
- 第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全
- 第1節 地下水の水質の浄化対策（第54条—第56条）
- 第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止（第57条・第58条）
- 第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等（第59条—第59条の56）
- 第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（第60条—第60条の9）
- 第3節 地下水の採取による地盤沈下の防止（第61条—第67条）
- 第7章 特定行為等に係る公害の防止
- 第1節 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止（第68条—第69条）
- 第2節 石綿排出作業による大気汚染の防止（第70条—第72条の5）
- 第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止（第73条・第74条）
- 第4節 工事排水による水質汚濁の防止（第75条）
- 第5節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止（第76条）
- 第6節 掘削作業による地盤沈下の防止（第77条—第79条）
- 第7節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止（第80条—第82条）
- 第8章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
- 第1節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第83条・第84条）
- 第2節 削除
- 第3節 自動車の駐車時における原動機の停止等（第87条・第88条）
- 第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減（第88条の2—第88条の9）
- 第8章の3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等
- 第1節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第88条の10—第88条の14）
- 第2節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（第88条の15）
- 第9章 地球環境の保全
- 第1節 温室効果ガスの排出の抑制等（第89条—第89条の4）
- 第2節 削除

第3節 再生可能エネルギーの導入(第146条の2—第146条の4)

第4節 低炭素電気の普及の促進(第146条の5—第146条の9)

第11章 日常生活における環境の保全

第1節 日常生活に伴う騒音等の防止(第147条)

第2節 日常生活等に伴う水質の汚濁の防止(第148条)

第12章 非常時の措置(第149条・第149条の2)

第13章 環境保全協定の締結(第150条)

第14章 雑則(第151条—第158条)

第15章 罰則(第159条—第165条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(平成7年3月横浜市条例第17号。以下「基本条例」という。)の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 公害 基本条例第2条第2号に規定する公害をいう。
- (3) 事業所 工場及び事業場をいう。
- (4) 指定作業 別表に掲げる作業で規則で定めるものをいう。
- (5) 指定施設 指定作業を行うために事業所に配置される施設(装置及び設備を含む。)で規則で定めるものをいう。
- (6) 指定事業所 排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることにより公害を生じさせるおそれがある事業所(臨時的又は仮設的な事業所を除く。)で指定作業を行うものをいう。
- (7) 指定外事業所 事業所のうち、指定事業所以外の事業所をいう。
- (8) 化学物質 急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のものをいう。
- (9) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (10) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する物質をいう。
- (11) 温室効果ガスの排出 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (12) 排煙 次に掲げる物質をいう。

第3節 再生可能エネルギーの導入(第90条の2—第90条の4)

第4節 低炭素電気の普及の促進(第90条の5—第90条の7)

第10章 非常時の措置(第91条)

第11章 環境保全協定の締結(第92条)

第12章 雑則(第93条・第94条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(指定作業)

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める作業は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業(当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。)とする。

(指定施設)

第3条の2 条例第2条第5号に規定する規則で定める施設は、別表第1の条例別表の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設とする。

- ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する窒素酸化物
- ウ 燃料その他の物の燃焼、製造、加工若しくは使用又は受入れ、保管若しくは出荷に伴い発生し、又は発散する炭化水素系物質
- エ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- オ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、塩化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アからウまでに掲げる場合の当該物質を除く。）で規則で定めるもの（以下「排煙指定物質」という。）
- カ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）
- キ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する物質及び二次的に生成される物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの
- (13) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理、堆積若しくは運搬又は動力を用いる土石の採取若しくは土地の形状の変更に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (14) 排水 事業所から直接公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出され、又は事業所において若しくは事業所以外の場所において地下に浸透することとなる水その他の液体をいう。
- (15) 排水指定物質 カドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。
- (16) 地下浸透禁止物質 排水指定物質のうち地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものその他の規則で定める物質をいう。
- (17) 特定有害物質 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。
- (18) 住居系地域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- (19) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (20) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。

（排煙指定物質）

第 4 条 条例第 2 条第 12 号オに規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) ふっ素、^フ素、^フ化水素及び^フ化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) アンモニア
- (6) シアン化合物
- (7) 窒素酸化物
- (8) 二酸化硫黄
- (9) 硫化水素

（粒子状物質）

第 5 条 条例第 2 条第 12 号キに規定する規則で定める物質は、ばいじん並びに硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素から生成される粒子状の物質（第 84 条第 3 項を除き、以下「粒子状物質」という。）とする。

（排水指定物質）

第 5 条の 2 条例第 2 条第 15 号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機^{りん}化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「E P N」という。）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) クロム及びその化合物
- (6) 砒^び素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリ塩化ビフェニル
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1, 2-ジクロロエタン
- (14) 1, 1-ジクロロエチレン
- (15) シス-1, 2-ジクロロエチレン

- (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (18) 1, 3-ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)
- (20) 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(以下「シマジン」という。)
- (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。)
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物
- (24) ほう素及びその化合物
- (25) ふっ素及びその化合物
- (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (27) ダイオキシシン類
- (28) フェノール類
- (29) 銅及びその化合物
- (30) 亜鉛及びその化合物
- (31) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)
- (32) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)
- (33) ニッケル及びその化合物
- (34) 1, 4-ジオキサン
(地下浸透禁止物質)

第5条の3 条例第2条第16号に規定する規則で定める物質は、前条第1号から第4号まで、第6号から第14号まで、第16号から第27号まで及び第34号に掲げる物質(同条第26号に掲げる物質にあつてはし尿その他生活に起因する下水、家畜排泄物及び肥料の施用に係るものを除き、同条第27号に掲げる物質にあつては別表第11に定めるダイオキシシン類の規制基準の適用を受ける事業所の排水に係るものに限る。)並びに六価クロム化合物、1, 2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーとする。

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

(設置の許可)

第3条 指定事業所は、市長の許可を受けた後でなければ設置してはならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、その一部を省略することができる。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業所の名称及び所在地
- (3) 指定事業所の業種
- (4) 指定事業所の敷地の境界線
- (5) 指定事業所の周辺の状況
- (6) 指定事業所の敷地内における建物等の配置及び構造
- (7) 指定作業の種類及び工程
- (8) 指定施設の種類及びその種類ごとの数並びに指定施設ごとの規模、能力、構造、用途、配置及び使用時間

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

(自動車の出入口の位置を記載する施設)

第6条 条例第3条第2項第12号に規定する規則で定める施設は、生コンクリートプラントとする。ただし、容量が0.3立方メートル未満の生コンクリートプラント及び生コンクリートプラントを設置する指定事業所内でコンクリート二次製品を製造するためにのみ設置される当該生コンクリートプラントを除く。

(設置許可申請書の記載事項)

第7条 条例第3条第2項第15号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所における事業内容
- (2) その他市長が必要と認める事項

(設置許可申請書等)

第8条 条例第3条第2項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定事業所設置許可申請書(第1号様式)
- (2) 指定事業所概要書(第2号様式)

- (9) 原材料、燃料及び用水の種類及び使用量
- (10) 指定事業所における用水及び排水の系統
- (11) 排水の排出先
- (12) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、自動車の出入口の位置
- (13) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所にあつては、その作業の方法
- (14) 公害の防止の方法に関する計画
- (15) その他規則で定める事項

3 前項第14号の計画は、当該指定事業所に係る同項第3号から第13号までに掲げる事項をあらかじめ十分に検討して、当該指定事業所において生ずるおそれがあると認められる公害（地盤の沈下によるものを除く。以下この節において同じ。）について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。

（許可の基準等）

第4条 市長は、前条第1項の許可の申請があつた場合には、速やかにこれを審査するものとし、その内容が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えてはならない。

- (1) 第25条第1項、第28条第1項又は第31条第1項の規制基準に適合しないと認めるとき。
- (2) 第26条第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第32条第2項の規定に違反すると認めるとき。
- (3) 前条第2項第12号の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、当該指定事業所の接する道路その他周辺の状況が規則で定める基準に適合していないと認めるとき。

2 市長は、前項の審査に当たっては、当該指定事業所に係る物的設備及び事業活動の全般を包括して体系的に、かつ、当該指定事業所において生ずるおそれがある公害を総合して多角的に検討するものとする。

（許可の条件）

第5条 市長は、第3条第1項の許可には、公害の防止上必要な限度において、条件を付することができる。

（表示板の掲示）

第6条 第3条第1項の許可を受けた者（別表の61の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設のみを設置する者を除く。）は、当該指定事業所を設置しようとする場所において公衆の見やすい箇所に、当該指定事業所の名称、許可年月日その他の規則で定める事項を記載した表示板を掲示しなければならない。当該指定事業所が設置された後においても、同様とする。

2 前項の表示板を掲示した者は、当該表示板に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該記載した事項を書き換えなければならない。

3 第1項の表示板を掲示した者は、当該指定事業所を廃止したとき、当該指定事業所が指定事業所に該当しなくなったとき、第14条第1項の規定により許可を取り消されたとき、又は当該指定事業所の設置の計画を中止したときは、速やかに、表示板を撤去しなければならない。

4 市長は、前3項の規定に違反している者があると認める

- (3) 公害防止方法概要書（第3号様式）

第9条 削除

（生コンクリートプラント等を設置する指定事業所の周辺の状況に係る基準）

第10条 条例第4条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の出入口が2車線以上の道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいう。以下同じ。）で、歩道と車道との区別があり、かつ、舗装がなされているものに接していること。
- (2) 自動車の出入口が道路に接する部分の状況が当該出入口の接する道路の交通に支障を及ぼさないものであること。

2 前項各号に掲げる基準は、市長が特に認める第6条に規定する生コンクリートプラントについては、適用しない。

（表示板の掲示事項）

第11条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所の名称及び所在地
- (2) 条例第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
- (3) 指定事業所に係る公害防止担当部課等及び連絡先

2 条例第6条第1項の規定による表示板の掲示は、表示板（第4号様式）により行うものとする。

ときは、その者に対し、第1項の規定による掲示、第2項の規定による書換え又は前項の規定による撤去をするよう勧告することができる。

(事業開始等の届出)

第7条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る事業を開始したとき（当該指定事業所に係る一部の指定施設を使用して事業を開始した場合を含む。）は、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、一部の指定施設を使用して事業を開始した者は、当該指定事業所に係る全ての指定施設の設置の工事が完了したときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の許可)

第8条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第4号及び第6号から第15号までに掲げる事項の変更のうち、公害の防止上重要なものとして規則で定める変更をしようとするとき（当該指定事業所が第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所である場合にあっては、これらの事項の変更のうち公害の防止上特に重要なものとして規則で定める変更をしようとするときに限る。）は、市長の許可を受けた後でなければ当該変更をしてはならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第4条及び第5条の規定は、第1項の許可について準用する。

(事業開始等届出書)

第12条 条例第7条の規定による届出は、指定事業所事業開始等届出書（第5号様式）により行うものとする。

(変更の許可)

第13条 条例第8条第1項に規定する公害の防止上重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定作業の追加
- (2) 指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）
- (3) 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）
- (4) 指定施設の配置の変更（指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。）
- (5) 指定施設の使用時間の変更（別表第13又は別表第14に定める許容限度のより小さい数値が適用されることとなる場合に限る。）
- (6) 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更
- (7) 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更
- (8) 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更
- (9) 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用
- (10) 排水の系統の変更
- (11) 排水の排出先の変更（第18条第1項第1号エに掲げる場合を除く。）
- (12) 指定作業を行う建物の設置、移設、除却又は規模若しくは構造の変更
- (13) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
- (14) 指定事業所の敷地の境界線の変更（指定施設と敷地の境界線までの距離が短くなることにより敷地境界線上での騒音又は振動が増大する場合に限る。）
- (15) 指定事業所（第6条の施設を設置するものに限る。）における自動車の出入口の位置の変更（出入口が異なる道路に接することとなる場合に限る。）

2 条例第8条第1項に規定する公害の防止上特に重要なものとして規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第7号及び第15号に掲げる変更

第9条 削除

(変更の届出)

第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所に係る同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更をしたとき、又は同項第4号及び第6号から第15号までに掲げる事項の変更のうち規則で定める変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届出なければならない。

- (2) 指定作業（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び第6条の施設に係るものに限る。）の追加
 - (3) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及び第6条の施設に限る。）の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）
 - (4) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合（指定施設が指定施設に該当しなくなる場合を除く。）に限る。）
 - (5) 指定施設（別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に限る。）に係る燃料の種類又は使用量の変更
 - (6) 公害の防止のための装置（建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含み、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）の設置、構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
- 3 条例第8条第1項の規定による許可の申請は、次に掲げる書類により行うものとする。ただし、第3号に掲げる書類は、前2項に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合には、その提出を省略することができる。
- (1) 指定事業所に係る変更許可申請書（第6号様式）
 - (2) 指定事業所に係る変更概要書（第7号様式）
 - (3) 公害防止方法変更概要書（第8号様式）

(変更完了届出書)

第14条 条例第8条第2項の規定による届出は、指定事業所に係る変更完了届出書（第9号様式）により行うものとする。

(変更計画中止届出書)

第15条 条例第8条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る変更計画中止届出書（第10号様式）により行うものとする。

第16条及び第17条 削除

(変更の届出)

第18条 条例第10条に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める変更とする。

- (1) 指定事業所（条例第18条第1項の規定により認定された環境管理事業所（以下「環境管理事業所」という。）を除く。） 次に掲げる変更
 - ア 指定作業の一部の廃止（指定事業所の廃止に伴う廃止を除く。）
 - イ 指定施設の使用の廃止又は除却（指定事業所の排水量の変更により指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を含み、指定事業所の廃止に伴う使用の廃止又は除却を除く。）
 - ウ 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合で指定施設が指定施設に該当しなくなったときに限る。）
 - エ 排水の排出先の変更（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）を設置している水路への変更（当該変更により

より指定事業所が指定事業所に該当しなくなった場合を除く。)に限る。)

オ 指定事業所の敷地の境界線の変更(第13条第1項第14号に掲げる場合を除く。)

カ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更

(2) 環境管理事業所 次に掲げる変更

ア 指定作業の追加(第13条第2項第2号に掲げる場合を除く。)

イ 指定施設の設置(形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合又は第13条第2項第3号に掲げる場合を除く。)

ウ 指定施設の構造の変更(第13条第2項第4号に掲げる場合を除き、規模又は能力の変更を伴う場合(指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を除く。)に限る。)

エ 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更(第13条第2項第5号に掲げる場合を除く。)

オ 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び別表第4の2の(1)の表に掲げる物質を含有する原材料又は触媒その他の消耗資材の新たな使用

カ 排水の系統の変更

キ 第13条第2項第6号に掲げる場合を除くほか、公害の防止のための装置(建物その他の工作物であって公害の防止の用に供するものを含む。)の設置、構造の変更(規模又は能力の変更を伴う場合に限る。)、使用方法の変更、使用の廃止又は除却

ク 指定事業所の敷地の境界線の変更

2 条例第10条の規定による届出は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 条例第3条第2項第1号から第3号まで及び前項第1号に掲げる変更 指定事業所に係る変更届出書(第13号様式)

(2) 前項第2号に掲げる変更 次に掲げる書類

ア 指定事業所に係る変更届出書

イ 指定事業所に係る変更概要書

ウ 公害防止方法変更概要書

3 第1項第2号に掲げる変更をすることにより公害の防止の方法を変更することとならない場合においては、前項第2号ウに掲げる書類は、その提出を省略することができる。(指定事業所の変更手続に関する特例)

第19条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた者が条例第36条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ぜられたことにより当該指定事業所に係る事項を変更することとなった場合においては、第13条から第15条まで及び前条の規定は、適用しない。

(地位承継届出書)

(承継)

第11条 第3条第1項の許可を受けた者から当該指定事業所

第20条 条例第11条第3項の規定による届出は、指定事業

の全部を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定事業所に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第3条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該指定事業所の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定事業所の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第3条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（廃止等の届出）

第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該指定事業所を廃止したとき（第14条の規定による取消しによる場合を除く。）、当該指定事業所が指定事業所に該当しなくなったとき（この条例又は第2条第4号若しくは第5号の規則の改正により該当しなくなった場合を除く。）、又は当該指定事業所の設置の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の失効）

第13条 前条の届出があったとき、又は当該指定事業所がこの条例若しくは第2条第4号若しくは第5号の規則の改正により指定事業所に該当しなくなったときは、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、その効力を失う。第8条第3項の届出があった場合の同条第1項の許可についても、同様とする。

（許可の取消し）

第14条 市長は、第3条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第8条第1項の規定に違反して変更をしたとき。
- (3) 第26条第2項、第29条第1項又は第32条第2項の規定に違反したとき。
- (4) 第36条の規定による改善命令等に違反したとき。
- (5) 当該指定事業所に係る事業を許可の日から起算して1年以内に開始せず、又は1年以上引き続き休止している場合で、当該事業を開始し、又は再開する見込みがないとき。

2 市長は、第8条第1項の許可を受けた者が許可の日から起算してその許可に係る変更を1年以内に着手せず、又は当該変更を1年以上中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

（経過措置）

第15条 この条例又は第2条第4号若しくは第5号の規則の改正により一の事業所が指定事業所となった際現に当該指定事業所を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、当該指定事業所について、第3条第1項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第3条第1項の許可を受けたものとみなされた者（以下「既設の事業者」という。）は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月以内（当該期間内に第8条第1項の許可の申請をする場合にあつては、

所に係る地位承継届出書（第14号様式）により行うものとする。

（指定事業所廃止等届出書）

第21条 条例第12条の規定による届出は、指定事業所廃止等届出書（第15号様式）により行うものとする。

（既設の指定事業所に係る届出）

第22条 条例第15条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定事業所における事業内容
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 条例第15条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 指定事業所現況届出書（第16号様式）
- (2) 指定事業所概要書
- (3) 公害防止方法概要書

当該申請をする日まで)に、第3条第2項第1号から第14号までに掲げる事項その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 3 既設の事業者が、前項の期間内に同項の届出をしなかった場合は、当該期間経過の時に於いて、当該指定事業所に係る第3条第1項の許可は、取り消されたものとみなす。
- 4 既設の事業者については、第6条の規定は、当該事業所が指定事業所となった日から起算して3月間は適用しない。
- 5 既設の事業者については、第7条の規定は、適用しない。

第2節 削除

第16条及び第17条 削除

第3節 環境管理事業所

(環境管理事業所の認定)

第18条 市長は、環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施並びに体制の整備並びにこれらの監査(次項第3号において「環境管理・監査」という。)を行い、並びに大気汚染、水質汚濁等の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している指定事業所で規則で定める基準に適合するものを、当該指定事業所の設置者の申請に基づき、環境管理事業所として認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 指定事業所の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定事業所の名称及び所在地
- (3) 指定事業所の環境管理・監査の体制
- (4) 指定事業所の環境の保全に関する方針
- (5) 指定作業及び指定作業を行うために指定事業所に配置される施設の概要
- (6) その他規則で定める事項

3 第1項の認定の有効期間は、3年の範囲内で市長が定める期間とする。

第2節 削除

第23条及び第24条 削除

第3節 環境管理事業所

(環境管理事業所の認定の基準)

第25条 条例第18条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定事業所が、日本産業規格(以下「規格」という。)Q14001に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして、公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等と認められる外国の認定機関で市長が指定するものの認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関に登録されていること。
- (2) 指定事業所において、条例第27条及び第30条に定めるところにより、排煙及び排水の測定がなされており、かつ、その結果が条例第25条第1項及び第28条第1項の規制基準に適合していること。
- (3) 指定事業所において、次に掲げる事故が発生した場合は、当該事故が発生した日から3年以上経過していること。
 - ア 硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質又は排水指定物質が指定事業所の外部に漏えいしたことにより、周辺住民等に対し健康被害又は経済的被害を及ぼしたものと認められる事故
 - イ 事故の発生原因、発生状況、措置状況等から判断して、事業所における環境に係る管理体制の重大な欠陥に起因したものと認められる事故
- (4) 施設等の構造又は作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他の公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。

(環境管理事業所認定申請書の記載事項等)

第26条 条例第18条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条第1号の登録をした環境マネジメントシステム審査登録機関の名称、登録番号、登録の有効期限及び登録の範囲
- (2) 第33条第1項の事業者にあつては、条例第27条の測定の結果(第33条第2項第2号に規定する窒素酸化物の濃度の常時測定の結果については、その概要)
- (3) 排水の量が第37条第1項に規定する量以上である事業者にあつては、条例第30条の測定の結果

(環境管理事業所認定申請書)

第27条 条例第18条第2項の規定による申請は、環境管理事業所認定申請書(第17号様式)により行うものとする。

(欠格事項)

第19条 指定事業所の設置者が、次のいずれかに該当するときは、前条第1項の認定を受けることができない。

- (1) この条例又は環境の保全に関する法律若しくは条例で規則で定めるものの規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (2) 法人の場合にあつては、その役員のうち前号に該当する者があつたとき。
- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第24条の規定により過料の処分を受け、その処分を受けた日の翌日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(環境管理事業所の公表)

第20条 市長は、第18条第1項の認定をしたときには、当該環境管理事業所に係る次に掲げる事項について公表するものとする。当該事項の内容に変更があつたときも、同様とする。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 認定の有効期間
- (3) その他規則で定める事項

(変更の届出)

第21条 環境管理事業所の設置者は、当該環境管理事業所に係る第18条第2項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、環境管理事業所の設置者が前項の規定による届出をしていないときは、当該環境管理事業所の設置者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

(表示板の掲示)

第22条 環境管理事業所の設置者は、当該環境管理事業所に、環境管理事業所である旨の表示板を掲示することができる。

2 何人も、前項の規定により表示板を掲示するときを除き、同項の表示板又はこれと紛らわしい表示板を事業所に掲示

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 第25条第1号の登録を証する書面
- (2) 誓約書（第17号様式の2）

(欠格事項に係る法律)

第28条 条例第19条第1号に規定する規則で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- (1) 工業用水法（昭和31年法律第146号）
- (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (6) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (7) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）
- (8) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (9) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）
- (10) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (11) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- (12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (13) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (14) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

(環境管理事業所の公表)

第29条 条例第20条の規定による公表は、環境管理事業所に係る同条第1号及び第2号に掲げる事項を記載した書面を、みどり環境局環境保全部環境管理課に備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(環境管理事業所に係る変更届出書)

第30条 条例第21条第1項の規定による届出は、環境管理事業所に係る変更届出書（第18号様式）により行うものとする。

してはならない。

- 3 市長は、前項の規定に違反して環境管理事業所である旨の表示板又はこれと紛らわしい表示板を掲示している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(認定の失効)

第 23 条 第 18 条第 1 項の認定は、次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 認定の有効期間が満了したとき。
- (2) 当該環境管理事業所を廃止したとき。
- (3) 当該環境管理事業所が指定事業所に該当しなくなったとき。

(認定の取消し)

第 24 条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第 18 条第 1 項の認定を取り消すものとする。

- (1) 環境管理事業所が、第 18 条第 1 項の基準に適合しなくなったとき。
- (2) 環境管理事業所の設置者が、第 19 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 詐欺その他の不正な手段により第 18 条第 1 項の認定を受けたとき。

第 3 章 事業所における公害の防止 第 1 節 大気の汚染及び悪臭の防止

(大気の汚染及び悪臭の防止に関する規制基準)

第 25 条 大気の汚染及び悪臭の防止に関する規制基準は、次に定めるところによる。

- (1) 排煙に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。
 - ア 硫黄酸化物の許容限度
 - イ 窒素酸化物の許容限度
 - ウ 炭化水素系物質の許容限度及び排出の方法並びに炭化水素系物質を取り扱う施設に備えるべき設備の基準
 - エ ばいじんの許容限度及びばいじんを発生する施設に備えるべき設備の基準
 - オ 排煙指定物質の許容限度及び排出の方法
 - カ ダイオキシン類の許容限度
 - キ その他規則で定める物質の許容限度
- (2) 粉じんに関する規制基準は、粉じんを発生する作業の方法について、規則で定める。
- (3) 悪臭に関する規制基準は、事業所の構造及び悪臭を発生する作業の方法について、規則で定める。

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

(住居系地域において禁止される行為)

第 26 条 市長は、住居系地域における生活環境を保全するために、著しい悪臭を発生する行為であり、かつ、その行為を禁止する以外には当該悪臭による公害を防止することができる。著しく困難であると認める行為を規則で指定することができる。

2 事業者は、住居系地域において、前項の規定により規則で指定された行為を行ってはならない。ただし、公害を生ずるおそれがない場合として市長が特に認めた場合は、こ

第 3 章 事業所における公害の防止 第 1 節 大気の汚染及び悪臭の防止

(大気の汚染及び悪臭の防止に関する規制基準)

第 31 条 条例第 25 条第 1 項第 1 号アの規制基準は、別表第 2 のとおりとする。

2 条例第 25 条第 1 項第 1 号イの規制基準は、別表第 3 のとおりとする。

3 条例第 25 条第 1 項第 1 号ウの規制基準は、別表第 4 のとおりとする。

4 条例第 25 条第 1 項第 1 号エの規制基準は、別表第 5 のとおりとする。

5 条例第 25 条第 1 項第 1 号オの規制基準は、別表第 6 のとおりとする。

6 条例第 25 条第 1 項第 1 号カの規制基準は、別表第 7 のとおりとする。

7 条例第 25 条第 1 項第 1 号キに規定する規則で定める物質は粒子状物質とし、同号キの規制基準は別表第 8 のとおりとする。

8 条例第 25 条第 1 項第 2 号の規制基準は、別表第 9 のとおりとする。

9 条例第 25 条第 1 項第 3 号の規制基準は、別表第 10 のとおりとする。

(住居系地域において禁止される行為)

第 32 条 条例第 26 条第 1 項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器、^{けん} 髓若しくは羽毛を直接加工して行う皮革、油脂、にかわ、肥料又は飼料の製造
- (2) フィッシュソリュブルを原料とする吸着飼料の製造
- (3) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布(建設工事の現場において行う行為を除く。)

の限りでない。

- 3 前項の規定は、一の行為が第1項の規定により規則で指定された行為となった際に当該行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。

(排煙の測定)

第27条 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者のうち、排煙の排出による環境への影響が比較的大きいものとして規則で定める事業者は、規則で定めるところにより、排煙量及び排煙濃度を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

(排煙の測定)

第33条 条例第27条に規定する規則で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 燃料(ガス燃料を除く。以下この号及び次項第1号において同じ。)の燃焼により硫黄酸化物(条例第2条第12号アに定める硫黄酸化物に限る。以下この条及び別表第2において同じ。)を発生する指定施設を使用する指定事業所の事業者及び燃料以外の物の燃焼により硫黄酸化物を発生する指定施設(排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。))が10,000立方メートル未満であり、かつ、排煙脱硫設備を設置していない施設を除く。)を使用する指定事業所の事業者
- (2) 窒素酸化物(条例第2条第12号イに定める窒素酸化物に限る。以下この条及び別表第3において同じ。)を発生する排煙発生施設(大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(以下「ばい煙発生施設」という。))、別表第1の51の2の項に掲げる施設(分別等処理施設を除き、バーナーの重油換算燃焼能力(燃焼することができる燃料の量を同表備考1に定める方法により重油の量に換算したものをいう。以下同じ。))が1時間当たり50リットル以上であるものに限る。)及び同表の54の項に掲げる廃ガス燃焼施設をいう。以下同じ。)
(ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンのうち専ら非常時において用いられるもの並びに大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの(以下「小型ボイラー」という。))で昭和63年3月1日前に設置されたものを除く。次項第2号において同じ。)を使用する指定事業所の事業者
- (3) 炭化水素系物質(条例第2条第12号ウに定める炭化水素系物質に限る。以下この条及び別表第4において同じ。)を排出する施設を使用する指定事業所の事業者で次に掲げるもの
ア 別表第1の68の項に掲げる出荷施設を使用する事業者
イ 炭化水素系物質のうち別表第4の2の(1)の表に掲げる物質(以下「炭化水素系特定物質」という。)を排出する指定施設を使用する事業者(資本金の額又は出資の総額が50,000,000円以下であって常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の個人を除く。)
- (4) ばいじん(条例第2条第12号エに定めるばいじんに限る。以下この条及び別表第5において同じ。)を発生する排煙発生施設(同表に掲げる施設(小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。))を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。)に限る。)を使用する指定事業所の事業者

- (5) 排煙指定物質を排出する指定事業所の事業者（資本金の額又は出資の総額が 50,000,000 円以下であって常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人を除く。）
- (6) ダイオキシン類（条例第 2 条第 12 号カに定めるダイオキシン類に限る。以下この条及び別表第 7 において同じ。）が発生する施設（同表に掲げる施設に限る。）を使用する事業者
- 2 条例第 27 条の規定による排煙量及び排煙濃度の測定は、次に定めるところにより行わなければならない。
- (1) 硫黄酸化物にあつては、2 月に 1 回以上次に掲げる方法により行うこと。
- ア 燃料の燃焼の場合（指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合を除く。）は、燃料の使用量及び燃料中の硫黄含有率から硫黄酸化物の量を算定すること。この場合において、液体燃料（石油系のものに限る。）中の硫黄含有率は規格 K2541-1 から 2541-7 までに定める方法により、固体燃料中の硫黄含有率は規格 M8813 に定める全硫黄の定量方法により測定すること。ただし、他の方法により燃料中の硫黄含有量を確認することができる場合は、この限りでない。
- イ 燃料の燃焼の場合（指定施設に排煙脱硫設備を設置している場合に限る。）及び燃料以外の物の燃焼の場合は、規格 Z8808 に定める方法により排出ガス量を、規格 K0103 に定める方法により硫黄酸化物の濃度をそれぞれ測定して硫黄酸化物の量を算定すること。
- (2) 窒素酸化物にあつては、排煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量を規格 Z8808 に定める方法により、窒素酸化物の濃度を規格 K0104 に定める方法により、次に掲げる頻度でそれぞれ測定して、窒素酸化物の量を算定すること。
- ア 当該排出ガス量が 40,000 立方メートル以上の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を 2 月に 1 回以上それぞれ測定すること。ただし、当該排煙発生施設のうち、大気汚染防止法第 5 条の 2 第 1 項に規定する特定工場等に設置されるばい煙発生施設においては、当該排出ガス量を 2 月に 1 回以上及び窒素酸化物の濃度を常時測定すること。
- イ 当該排出ガス量が 40,000 立方メートル未満の排煙発生施設（ウに掲げるものを除く。）においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を 6 月に 1 回以上それぞれ測定すること。
- ウ 大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 の項に掲げるガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であつて水素（温度が零度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算したものをいう。第 4 号イ(ウ)において同じ。）の製造能力が毎時 1,000 立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器においては、当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を 5 年に 1 回以上それぞれ測定すること。
- (3) 炭化水素系物質にあつては、次に掲げる方法により

行うこと。

ア 別表第4の1に定める規制基準の適用を受ける出荷施設から排出する炭化水素系物質にあっては、同表の1に定める方法により、当該炭化水素系物質の濃度又は除去率を年2回以上測定すること。

イ 炭化水素系特定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあっては、別表第4の2に定める方法により、指定施設の排出口から大気中に排出される当該炭化水素系特定物質の濃度を年2回以上測定すること。

(4) ばいじんにあっては、次に掲げる方法により行うこと。

ア 排煙発生施設のうち廃棄物焼却炉においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量を別表第5の1に定める方法により、次に掲げる施設の規模に応じ、それぞれ次に定める頻度で測定すること。

(ア) 1時間当たりの焼却能力が4トン以上の施設
2月に1回以上

(イ) 1時間当たりの焼却能力が4トン未満の施設
6月に1回以上

イ 排煙発生施設のうち別表第5の2に掲げる施設（小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものを除く。）においては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を同表の2に定める方法により、次に掲げる施設の種類又は規模に応じ、それぞれ次に定める頻度で測定すること。

(ア) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル以上の施設(ウ)に掲げるものを除く。) 2月に1回以上

(イ) 排出口から大気中に排出される排出ガス量が40,000立方メートル未満の施設(ウ)に掲げるものを除く。) 6月に1回以上

(ウ) 別表第5の2の表の51の項に掲げる施設（ガスを専焼させるものに限る。）、53の項に掲げる施設、54の項に掲げる施設（水蒸気改質方式の改質器であって水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満のもの（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）及び燃料電池用改質器に限る。）、59の3の項に掲げる施設、64の項に掲げる施設、68の項に掲げる施設及び73の項に掲げる施設
5年に1回以上

(5) 排煙指定物質（原材料等から判断して排出するおそれがあると認められるものに限る。）にあっては、別表第6の1に定める方法により、排出口から大気中に排出される排煙指定物質の濃度を年2回以上測定すること。

(6) ダイオキシン類にあっては別表第7に定める方法により、年1回以上測定すること。

3 条例第27条の規定による記録は、3年間（5年に1回以上測定する施設にあっては、5年間）保存しておかなければならない。

第2節 水質の汚濁の防止

(水質の汚濁の防止に関する規制基準)

第2節 水質の汚濁の防止

(水質の汚濁の防止に関する規制基準)

第 28 条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- (1) 排水指定物質のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類ごとの許容限度
- (2) 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

(地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止)

第 29 条 事業者は、地下浸透禁止物質又は地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。

2 前項の作業を行う事業者は、同項の作業に係る施設を設置するとき(第 2 条第 16 号の規則の改正により新たに地下浸透禁止物質が追加された場合にあっては、当該規則の施行の日以後に施設を設置するとき)は、規則で定める構造を有するものとしなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定に違反している事業者に対し、排出の中止又は排出の方法の変更を命ずることができる。

4 市長は、事業者が第 2 項の規定に違反しているとき、当該事業者に対し、期限を定めて、施設を同項の規則で定める構造を有するものに改善するよう命ずることができる。

(排水の測定等)

第 30 条 排水を排出する事業者のうち、排水の量が規則で定める量以上である事業者は、規則で定めるところにより、排水の汚染状態及び量を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

第 3 節 騒音及び振動の防止

(騒音及び振動に関する規制基準)

第 31 条 騒音及び振動の防止に関する規制基準は、事業所において発生する騒音及び振動の許容限度について、規則で定める。

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

(騒音に係る住居系地域において禁止される行為)

第 32 条 市長は、住居系地域における生活環境を保全するために、著しい騒音を発生する行為であり、かつ、その行為を禁止する以外には当該騒音による公害を防止することが著しく困難であると認める行為を規則で指定することができる。

2 事業者は、住居系地域において、前項の規定により規則で指定された行為を行ってはならない。ただし、公害を生

第 34 条 条例第 28 条第 1 項に規定する規制基準は、別表第 11 及び別表第 12 のとおりとする。

2 条例第 28 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める物質の種類は、別表第 11 の左欄に掲げるとおりとする。

3 条例第 28 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、外観及び臭気とする。

第 35 条 削除

(施設の構造基準)

第 36 条 条例第 29 条第 2 項に規定する規則で定める構造は、次に掲げる構造とする。

(1) 床面が地下浸透禁止物質の地下浸透を適切に防止できるコンクリート、タイル等の不透水性材質であり、その表面に地下浸透禁止物質若しくは地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要に応じて耐薬品性及び不浸透性のある材質で被覆がなされていること又は条例第 29 条第 1 項の作業に係る施設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措置が執られていること。

(2) 取り扱う地下浸透禁止物質の量及び作業に応じ必要な場合には、地下浸透禁止物質を取り扱う施設の周辺に防液堤、側溝又はためますを設置する等地下浸透禁止物質の流出を防止する措置がとられていること。

(排水の測定等)

第 37 条 条例第 30 条に規定する規則で定める量は、1 日当たり 300 立方メートルとする。

2 条例第 30 条の規定による排水の汚染状態の測定は別表第 11 及び別表第 12 に定める方法により月 1 回以上(ダイオキシン類については、年 1 回以上)行うものとし、排水の量の測定は当該指定事業所の量水計その他実情に応じた方法により行うものとする。

3 市長が特に認めた指定事業所については、前項の規定にかかわらず、同項の方法に代わる方法として市長が認めた方法により測定することができる。

4 条例第 30 条の規定による記録は、3 年間保存しておかなければならない。

第 3 節 騒音及び振動の防止

(騒音及び振動に関する規制基準)

第 38 条 条例第 31 条第 1 項に規定する規制基準は、別表第 13 及び別表第 14 のとおりとする。

(騒音に係る住居系地域において禁止される行為)

第 39 条 条例第 32 条第 1 項の規定により規則で指定する行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 鍛造機(つちの重量が 250 キログラム以上のものに限る。)の使用

(2) 板金(厚さが 0.5 ミリメートル未満の材料を用いて行う行為、建設工事の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。)

ずるおそれがない場合として市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定は、一の行為が第1項の規定により規則で指定された行為となった際に当該行為を行っている者の当該行為については、規則で定める日から適用する。

(騒音及び振動の測定)

第33条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域及び工業地域(規則で定める地域に限る。)以外の地域内の指定事業所に係る第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者で規則で定める指定施設を配置するものは、規則で定めるところにより、当該許可に係る当該指定施設の使用を開始した日から起算して30日以内に、当該施設から発生する騒音及び振動を測定し、その結果を記録し、及び測定した日から起算して30日以内に、その結果を市長に報告しなければならない。

- (3) 製缶(建設工事の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。)

- (4) 鉄骨又は橋りょうの組立て(建設工事の現場において行う行為及び屋内において行う行為を除く。)

- (5) 運行の用に供しなくなった自動車を解体することを専業とする者が屋外で行う当該自動車の解体

(騒音及び振動の測定)

第40条 条例第33条に規定する規則で定める地域は、金沢区鳥浜町、幸浦一丁目、幸浦二丁目、福浦一丁目、福浦二丁目及び福浦三丁目とする。

- 2 条例第33条に規定する規則で定める指定施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 騒音を測定しなければならないもの

ア 圧延施設(製管施設を含む。)

イ ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。)

ウ 動力プレス機(加圧能力が294キロニュートン以上であるものに限る。)

エ セン断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上であるものに限る。)

オ 鍛造施設

カ ワイヤフォーミングマシン

キ ブラスト(密閉式のものを除く。)

ク タンブラー

ケ 破碎施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

コ 摩碎施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

サ 分別施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

シ コンクリートプラント

ス アスファルトプラント

セ 製粉機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

ソ バーカー

タ チッパー(原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)

チ 碎木施設

ツ 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)

テ 動力かんな盤(原動機の定格出力が2.2キロワットを超えるものに限る。)

ト 動力印刷機(原動機の定格出力の合計が2.2キロワットを超えるものに限る。)

ナ 合成樹脂製品の成形施設(真空成形施設を除く。)

ニ 鋳造型施設

ヌ コルゲートマシン

(2) 振動を測定しなければならないもの

ア 動力プレス機(加圧能力が294キロニュートン以上であるものに限る。ただし、液圧プレス機にあっては、加圧能力が980キロニュートン以上であるものに限る。)

イ セン断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以

(騒音及び振動に係る製造事業者等の責務等)

第34条 施設又は機器で騒音その他の公害を生ずるおそれがあるものとして規則で定める施設又は機器を製造し、又は販売する事業者は、当該施設又は機器の見やすい箇所に当該施設又は機器から発生する音の大きさその他の公害の発生に係る事項を表示し、併せて当該施設又は機器に公害の防止上必要な使用上の注意書を添付して使用者に注意を促す等の措置をとることにより、当該施設又は機器の使用上発生する公害の防止に努めなければならない。

2 建築物等の設計又は建築物等に係る施設若しくは機器の設置の工事の委託を受けて設計又は工事をする事業者は、委託者に対し、騒音その他の公害を生ずるおそれがある施設又は機器について、適切な取付けの位置の選択、必要な防音工事の施工等について公害の防止上必要な助言をするものとする。

第4章 指定事業所等に対する命令等

(許可違反に対する措置命令)

第35条 市長は、第3条第1項の許可を受けることなく指定事業所を設置した者又は第8条第1項の許可を受けることなく同項の規則で定める変更をした者に対し、当該指定事業所に係る事業の全部又は一部の停止、施設の除却その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(指定事業所に対する改善命令等)

第36条 市長は、指定事業所を設置している者が第25条第2項、第28条第2項又は第31条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該指定事業所における排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音若しくは振動の処理の方法、施設等の構造若しくは作業の方法の改善、施設等の除却、原材料等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定事業所に係る事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第5条(第8条第4項において準用する場合を含む。)の条件に違反している者について準用する。
(指定外事業所に対する改善命令等)

第37条 前条第1項の規定は、指定外事業所を設置している者について準用する。この場合において、同項中「違反していると認めるとき」とあるのは「違反している場合で、当該指定外事業所に係る事業活動に伴って公害が生じているとき」と、「指定事業所」とあるのは「指定外事業所」と読み替えるものとする。

上であるものに限る。)

ウ 鍛造施設

エ 破碎施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

オ 摩砕施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

カ 分別施設(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものに限る。)

(騒音及び振動に係る製造事業者等の責務等)

第41条 条例第34条第1項に規定する規則で定める施設又は機器は、空気調和機器又は冷凍機であつて原動機の定格出力が7.5キロワット以上であるものとする。

第5章 事業所における環境への負荷の低減等

第1節 環境への負荷の低減

(環境への負荷の低減)

第38条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を継続的に低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境への負荷の低減に関する指針)

第39条 市長は、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するため、環境への負荷の低減に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

第2節 化学物質の適正な管理

(化学物質の適正な管理)

第40条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

(化学物質の適正な管理に関する指針)

第41条 市長は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正な管理に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(化学物質の管理状況等に係る報告の徴収)

第42条 市長は、化学物質を取り扱う事業所のうち、環境への配慮が特に必要と認められる規則で定める事業所を設置する者に対し、化学物質に係る管理状況、取扱状況、受入量その他の規則で定める事項について、報告を求めることができる。

(化学物質の適正な管理に係る指導等)

第43条 市長は、前条の事業所を設置する者に対し、化学物質を適正に管理するため、第41条の指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

(化学物質情報の提供)

第44条 市長は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組に資するため、化学物質を適正に管理するための情報を収集し、及び整理するとともに、事業者に提供するよう努めるものとする。

2 市長は、化学物質に関する知識の普及を図るため、必要な情報を市民に提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、取り扱う化学物質に係る管理の状況に関する情報を市民に提供するよう努めるものとする。

(化学物質の自主的な管理の推進)

第44条の2 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で製造し、使用し、処理し、排出し、又は保管する化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならない。

第3節 環境の保全に係る組織体制の整備

(環境の保全に係る組織体制の整備)

第45条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、環境の保全に係る組織体制の整備に努めなければならない。

(環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針)

第4章 事業所における環境への負荷の低減等

(化学物質の管理状況等に係る報告)

第42条 条例第42条に規定する規則で定める事業所は、次に掲げる事業所とする。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第2項の届出に係る事業所(届出に係る事業所であったものを含む。)

(2) その他市長が特に必要と認める事業所

2 条例第42条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づき主務大臣に届け出た事項を除く。)とする。

- (1) 化学物質に係る管理状況及び取扱状況
- (2) 化学物質に係る排出量及び移動量
- (3) 化学物質に係る受入量、保管量、使用量及び出荷量
- (4) 前2号に掲げるものの削減の対策又は計画
- (5) 災害又は事故による化学物質の漏出時の状況及び措置
- (6) その他市長が必要と認める事項

第46条 市長は、事業者が実施する環境の保全に係る組織体制の整備を支援するため、環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

第6章 特定行為の制限等

第1節 屋外燃焼行為の制限

第47条 何人も、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において燃焼させてはならない。ただし、次に掲げる燃焼行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める焼却施設を用いる燃焼行為
- (2) 地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為（規則で定める物の燃焼に限る。）

2 前項第2号の燃焼行為を行う者は、みだりに当該燃焼行為を行ってはならない。

3 市長は、第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第48条 炭化水素系物質を車両（交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第2条第2号に規定する車両をいう。以下同じ。）で規則で定めるものにより運搬する事業者は、当該車両に係る積卸しの作業における当該物質の発散の防止に必要な設備で規則で定めるものを当該車両に設けなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反して必要な設備を設けていない事業者に対し、必要な設備を設けるべきことを命ずることができる。

第49条 削除

第5章 特定行為の制限等

第1節 屋外燃焼行為の制限

第43条 条例第47条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- (1) 合成樹脂
- (2) ゴム
- (3) 木材（伐採木及び木の枝を含む。）
- (4) 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）
- (5) 布
- (6) 紙

2 条例第47条第1項第1号に規定する規則で定める焼却施設は、別表第5の1の廃棄物焼却炉に係る基準に適合する焼却施設とする。

3 条例第47条第1項第2号に規定する規則で定める燃焼行為は、次に掲げる燃焼行為とする。

- (1) 農林業者（日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。以下同じ。）に定める農業、林業（管理、補助的経済活動を行う事業所及び園芸サービス業を除く。）を営む者に限る。）が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う燃焼行為
- (2) 日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (3) 屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (4) 教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- (5) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為
- (6) 消火訓練に伴う燃焼行為
- (7) 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な燃焼行為

4 条例第47条第1項第2号に規定する規則で定める物は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第5号まで又は第7号の燃焼行為にあつては、第1項第3号及び第6号に掲げる物
- (2) 前項第6号の燃焼行為にあつては、第1項各号に掲げる物

第2節 炭化水素系物質の発散の防止

第44条 条例第48条第1項に規定する規則で定める車両は、揮発油を運搬するタンクローリーのうち別表第1の68の項に掲げる給油施設（蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより別表第4の1に定める規制基準に適合するものを除く。）において揮発油を注入する作業を行うタンクローリーとする。

2 条例第48条第1項に規定する規則で定める設備は、蒸気返還方式接続設備とする。

第45条 削除

第3節 船舶からの排煙の排出の制限

第50条 船舶を航行させる者は、横浜港の港湾区域において、当該船舶から規則で定める濃度以上の排煙を大気中に排出してはならない。

2 市長は、船舶を航行させる者が前項の規定に違反して船舶から規則で定める濃度以上の排煙を大気中に排出しているとき、又はそのおそれがあると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第4節 拡声機騒音の規制

第51条 何人も、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）から拡声機を使用して宣伝放送を行ってはならない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院その他の特に静穏の保持を必要とする施設の周辺の区域で規則で定めるものにおいては、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行ってはならない。

3 前2項に規定するもののほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用して宣伝放送を行う者は、拡声機の使用時間、音量等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 前3項の規定は、宣伝放送のうち公共のためのもの又は営利を目的としないもので、規則で定めるものには、適用しない。

5 市長は、第2項又は第3項の規定に違反して宣伝放送を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

第3節 船舶からの排煙の排出の制限

第46条 条例第50条第1項に規定する規則で定める濃度は、リングルマン濃度1度とする。ただし、総トン数が3,000トン未満の船舶については、この限りでない。

第4節 拡声機騒音の規制

（拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域）

第47条 条例第51条第2項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院及び保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

（拡声機を使用する宣伝放送を行う者の遵守事項）

第48条 条例第51条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 午後9時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- (2) 拡声機から発する音量は、別表第13の表の午前8時から午後6時までの欄に掲げる数値の範囲内の音量とすること。この場合において、音量の測定は、拡声機から発する音を受ける者の居住する建物の敷地内において最も音量の大きい場所で行うものとする。

（拡声機騒音の規制が適用されない宣伝放送）

第48条の2 条例第51条第4項に規定する宣伝放送のうち公共のためのもの又は営利を目的としないもので、規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより、選挙運動又は選挙における政治活動のために拡声機を使用するもの
- (2) 国又は地方公共団体の業務を行うために拡声機を使用するもの
- (3) 災害、事故等の警戒及び救助活動のために拡声機を使用するもの
- (4) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の広報活動のために拡声機を使用するもの
- (5) 祭礼、運動会その他地域習慣となっている行事を行うために拡声機を使用するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公共のために拡声機を使

第5節 飲食店等における夜間騒音の防止

(夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針)

第51条の2 市長は、次条第1項に規定する飲食店営業若しくは第55条第1項に規定する夜間営業を営む者又は第60条第1項に規定する客用駐車施設等管理者が、午後11時から翌日の午前6時までの間(以下「夜間」という。)における営業に伴って発生する騒音を抑制する取組を支援するため、夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針を定め、これを公表するものとする。

(飲食店における音響機器の使用時間の制限)

第52条 次に掲げる地域において食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる飲食店営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。以下「飲食店営業」という。)を営む者は、その飲食店内の規則で定める音響機器(以下この条において「音響機器」という。)から発する音が外部に漏れない防音装置を講じた場合を除き、夜間においては、当該飲食店において音響機器を使用し、又は使用させてはならない。

- (1) 住居系地域
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域
- (3) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域以外の地域

2 市長は、前項各号に掲げる地域において飲食店営業を営む者が、夜間にその飲食店内において音響機器を使用し、又は使用させることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、夜間における当該音響機器の使用の停止を命じ、又は防音設備の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(飲食店営業に係る営業時間の制限)

第53条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)において飲食店営業を営む者(規則で定める者を除く。次項において同じ。)は、その飲食店の付近の状況からみて騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き、午前零時から午前6時までの間(以下「深夜」という。)においては、営業を営んではならない。

2 市長は、住居専用地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、深夜における営業の停止を命ずることができる。

(飲食店に係る外部騒音の防止)

第54条 住居専用地域以外の地域において飲食店営業を営む者は、深夜におけるその飲食店に係る外部騒音(当該飲食店の営業が誘因となって発生する当該飲食店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。)による公害が生ずることのない

用するもの又は営利を目的としないで拡声機を使用するもので市長が認めるもの

第5節 飲食店等における夜間騒音の防止

(使用時間の制限の対象となる音響機器)

第49条 条例第52条第1項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

- (1) カラオケ機器(伴奏音楽を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生するなどし、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱ができるような機能を有する装置をいう。)
- (2) ステレオセットその他の音声機器
- (3) 拡声装置
- (4) 録音・再生装置
- (5) 楽器
- (6) 有線ラジオ放送装置

(営業時間の制限から除外される飲食店営業を営む者)

第50条 条例第53条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる飲食店営業を営む者とする。

- (1) 移動式店舗で移動しながら営む飲食店営業
- (2) 事業所において、その事業活動に従事する者に利用させるために営む飲食店営業
- (3) ホテル又は旅館の施設内において、その宿泊客のために営む飲食店営業

2 前項各号に掲げる飲食店営業を営む者のほか、元日の初もうで又は地域習慣となっている行事が行われる場合の当該初もうで又は行事が行われる地域において飲食店営業を営む者は、当該初もうで又は行事が行われる時間又は期間中に限り、条例第53条第1項に規定する規則で定める者とする。

よう努めなければならない。

2 市長は、住居専用地域以外の地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、その飲食店に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、その営業時間を変更すべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで飲食店営業を営んでいるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、その営業時間の変更を命ずることができる。

(夜間営業に係る届出)

第 55 条 小売業を営むための店舗の用に供される床面積(以下「店舗面積」という。)の合計が 500 平方メートルを超える一の店舗又は規則で定める業を営むための施設でその面積(以下「施設面積」という。)が規則で定める規模を超えるもの(以下「店舗等」という。)において、夜間における営業(以下「夜間営業」という。)を営もうとする者は、当該夜間営業を開始する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗において、夜間営業を営もうとするときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 夜間営業を営む店舗等の名称及び所在地
- (3) 夜間営業を開始する日
- (4) 店舗面積又は施設面積
- (5) 開店及び閉店時刻
- (6) 夜間営業に伴って生ずるおそれがある騒音による公害の防止の方法に関する計画
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出をした者は、同項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項(同項第 5 号に掲げる事項にあっては、閉店時刻の繰上げを除く。)の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第 1 項の届出をした者は、同項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に掲げる事項(同項第 5 号に掲げる事項にあっては、閉店時刻の繰上げに限る。)の変更をしたときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第 1 項の届出をした者は、当該夜間営業を廃止したとき、又は同項に規定する者に該当しなくなったときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(夜間営業に係る承継)

第 56 条 前条第 1 項の届出をした者について相続、合併又は分割(当該夜間営業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該夜間営業を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により前条第 1 項の届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から起算して 30 日以内に、

(夜間営業に係る届出)

第 51 条 条例第 55 条第 1 項に規定する規則で定める業は、日本標準産業分類に定める次に掲げるものとする。

- (1) 音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)
- (2) 一般公衆浴場業
- (3) その他の公衆浴場業
- (4) ボウリング場
- (5) ゲームセンター

2 条例第 55 条第 1 項に規定する規則で定める規模は、500 平方メートルとする。

3 条例第 55 条第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 夜間営業を営む店舗等の敷地内における店舗等の位置
- (2) 夜間営業を営む店舗等の客用の駐車又は駐輪のための施設の位置及び収容台数並びに当該施設を利用できる時間帯
- (3) 荷さばきを行う場所及び時間帯
- (4) その他夜間営業に伴う騒音による公害の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

4 条例第 55 条第 1 項の規定による届出は、夜間営業開始届出書(第 22 号様式)により行うものとする。

5 条例第 55 条第 2 項の規定による届出は、夜間営業に係る変更計画届出書(第 23 号様式)により行うものとする。

6 条例第 55 条第 3 項の規定による届出は、夜間営業に係る変更届出書(第 24 号様式)により行うものとする。

7 条例第 55 条第 4 項の規定による届出は、夜間営業に係る廃止等届出書(第 25 号様式)により行うものとする。

(夜間営業に係る承継)

第 52 条 条例第 56 条第 2 項の規定による届出は、夜間営業に係る地位承継届出書(第 26 号様式)により行うものとする。

その旨を市長に届け出なければならない。

(夜間営業に係る外部騒音の防止)

第 57 条 夜間営業を営む者は、夜間営業に係る外部騒音（当該営業が誘因となって発生するその店舗等の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。第 59 条において同じ。）による公害が生ずることのないよう努めなければならない。

第 58 条 削除

(夜間営業に係る指導、勧告及び改善命令)

第 59 条 市長は、第 55 条第 1 項又は第 2 項の届出をした者に対し、その夜間営業に係る外部騒音を防止するため、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、夜間営業に係る外部騒音により公害が生じていると認めるときは、当該夜間営業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないで夜間営業を営んでいるときは、当該夜間営業を営む者に対し、その営業時間の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(客用駐車施設等における外部騒音の防止)

第 60 条 規則で定める業を営むため、規則で定める規模以上の客用の駐車又は駐輪のための施設（以下「客用駐車施設等」という。）を管理する者（以下「客用駐車施設等管理者」という。）は、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音（当該営業が誘因となって発生する当該客用駐車施設等及びその外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいう。以下この条において同じ。）による公害が生ずることのないよう努めなければならない。

2 市長は、客用駐車施設等管理者に対し、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音による公害の防止について、必要な指導及び助言を行うことができる。

3 市長は、夜間における当該客用駐車施設等に係る外部騒音による公害が生じていると認めるときは、当該客用駐車施設等管理者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第 7 章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第 1 節 地下水の水質の浄化対策

(汚染原因調査への協力)

第 61 条 市長は、地下浸透禁止物質による地下水の水質の汚濁（以下「地下水汚染」という。）があると認めるときは、その原因を調査するために必要な最小限度の規模に限り、他人の所有し、管理し、又は占有する土地の試掘等の調査を行うことについて、当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し協力を求めることができる。

(事業者による調査)

第 61 条の 2 市長は、地下水の利用状況及び地下水汚染の状況等を勘案し、地下水汚染の防止に必要な限度において、地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地において事業を行っている者又は事業を行っていた者で規則で定めるものに対し、地下水汚染の原因に係る調査を実施

(客用駐車施設等における外部騒音の防止)

第 53 条 条例第 60 条第 1 項に規定する規則で定める業は、日本標準産業分類に定める次に掲げるものとする。

- (1) 卸売業、小売業（小売業に係るものに限る。）
- (2) 音楽・映像記録物貸業（別掲を除く）
- (3) 一般公衆浴場業
- (4) その他の公衆浴場業
- (5) ボウリング場
- (6) ゲームセンター

2 条例第 60 条第 1 項に規定する規則で定める規模は、音が外部に漏れない構造の部分を除く面積が 1,000 平方メートルであることとする。

第 6 章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第 1 節 地下水の水質の浄化対策

(地下水汚染の原因に係る調査)

第 54 条 条例第 61 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める者は、地下水汚染の原因である可能性があるとして認められる土地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者

するよう指導することができる。

- 2 前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を市長に報告するよう努めるものとする。

(地下水の水質の浄化に係る措置及び勧告)

第61条の3 地下水汚染の原因であることが認められた土地(以下「地下水汚染原因地」という。)において事業を行っている者(当該地下水汚染原因地において事業を行っている者が当該地下水汚染の原因者でないと認められる場合にあつては、規則で定める者)は、規則で定めるところにより、地下水の水質を浄化するための措置を講じなければならない。ただし、土壤汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置又は第66条の2第1項第1号に規定する条例実施措置により地下水汚染の拡散の防止に係る措置が講じられるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により措置を講じた者は、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、第1項に規定する者が同項本文の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、地下水の利用状況、地下水汚染の状況等を勘案し、同項本文の措置を講ずるよう勧告することができる。

(地下水の水質の浄化に係る命令等)

第61条の4 市長は、前条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合で、当該勧告に係る地下水汚染により、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質を浄化するための措置を講ずるよう命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者が地下水汚染原因地の所有者等と異なる場合においては、当該地下水汚染原因地の所有者等は、同項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

(地下水調査記録等の管理)

第61条の5 第61条の2第2項の規定により調査を実施した者又は第61条の3第1項本文の規定により措置を講じた者は、それぞれの記録を作成し、及び保存しておかなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の記録を作成した時点において、同項に規定する者が地下水汚染の原因である可能性があると認められる土地又は地下水汚染原因地(以下「地下水汚染原因地等」という。)の全部又は一部を所有していない場合は、同項に規定する者は、当該記録をその時点において地下水汚染原因地等を所有している者に交付するとともに、当該地下水汚染原因地等を借り受けている者があるときは、当該記録の写しを当該地下水汚染原因地等を借り受けている者に交付しなければならない。

- 3 前2項の規定により第1項の記録の保存を行い、又は交付を受けた者は、地下水汚染原因地等の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等の全部若しくは一部を返還しようとするときあつては同項の記録を、地下水汚染原因地等の全部又は一部を貸与しようとするときあつては同項の記録の写しを、

を含む。)とする。

(地下水の水質の浄化に係る措置)

第55条 条例第61条の3第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地下水汚染原因地において、当該地下水汚染の原因である地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業を行っていた者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)

- (2) 地下水汚染原因地において、条例第62条の3第1項の規定に違反して、同項に規定する汚染土壌(第59条の16第1項の基準(以下「土壌溶出量基準」という。)に適合しないもので、当該基準に適合しない特定有害物質が当該地下水汚染の原因であるものに限る。)を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行った者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)

- 2 条例第61条の3第1項の規定による地下水の水質を浄化するための措置は、地下水汚染原因地から当該地下水汚染の拡散を防止する措置とする。

(地下水の水質の浄化に係る命令等)

第56条 条例第61条の4第1項に規定する必要な限度は、地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量について、別表第15の左欄に掲げる地下浸透禁止物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値(以下「地下水浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において、当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量が地下水浄化基準を超えないこととする。ただし、同項の命令を2以上の者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が地下水浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者に係る地下水汚染原因地における地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の地下への浸透が当該地下水汚染の原因となると認められる程度に応じて市長が定める当該地下水に含まれる地下浸透禁止物質の量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成することとする。

- (1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合(次号に掲げる場合を除く。) 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

- (2) 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示第59号」という。) (地下浸透禁止物質に該当する物質に係るものに限る。) において定める基準及びダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号。以下「環境庁告示第68号」という。) において定める基準が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域への湧出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

- 2 地下水浄化基準及び削減目標は、ダイオキシン類にあつ

地下水汚染原因地等を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。地下水汚染原因地等を譲り受け、又は地下水汚染原因地等の返還若しくは貸与を受けた者であっても、同様とする。

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土地の形質の変更に伴う公害の防止)

第62条 土地の掘削等その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）を行おうとする者は、当該土地の土壌の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、次条の指針に従い、汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。

(土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針)

第62条の2 市長は、土地の形質の変更を行おうとする者の汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害の防止に係る取組を支援するため、土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(汚染土壌による埋立て等の禁止等)

第62条の3 何人も、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌（以下この条において「汚染土壌」という。）を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（以下この条において「埋立て等」という。）を行ってはならない。ただし、次に掲げる行為にあっては、この限りでない。

- (1) 土壌汚染対策法（以下この項及び次節において「法」という。）第9条各号又は第66条の3各号に掲げる行為で、法第6条第1項又は第66条第1項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壌を当該区域内に埋め戻す行為
 - (2) 法第11条第1項又は第67条第1項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壌を当該区域内に埋め戻す行為
 - (3) 法第18条第1項第2号若しくは第3号又は第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する行為
 - (4) 生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている行為
- 2 土地の所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。
- 3 市長は、第1項の規定に違反して汚染土壌による埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行い、若しくは行おうとする者又は当該埋立て等に係る土地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等

(用語の定義)

第63条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土壌汚染状況調査 法第2条第2項に規定する土壌

ては規格K0312に定める方法、ダイオキシン類以外の地下浸透禁止物質にあっては水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）に定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土壌の汚染状態の基準)

第57条 条例第62条の3第1項の規則で定める基準は、土壌溶出量基準、第59条の16第2項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）又は第60条の4の基準とする。

(生活環境を保全するために必要な措置)

第58条 条例第62条の3第1項第4号の規則で定める措置は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等

汚染状況調査をいう。

(2) 指定調査機関 法第3条第8項に規定する指定調査機関をいう。

(3) 特定有害物質使用等事業所 特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵（以下「特定有害物質の使用等」という。）を行う事業所又は過去において特定有害物質の使用等を行った事業所をいう。

（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等）

第64条 特定有害物質使用等事業所を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用等事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。この場合において、特定有害物質使用等事業所を設置している者以外に当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等があるときは、規則で定める期間ごとに、当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付しなければならない。

2 前項の規定による記録をした者又は同項の規定により記録の写しを送付された者は、規則で定めるところにより、当該記録又はその写しを保存しなければならない。

3 前項の規定による保存を行う特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等は、当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地の全部又は一部を譲渡し、又は貸与しようとするときは、当該記録又はその写しを当該譲渡又は貸与に係る相手方に交付しなければならない。特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地を譲り受けた者にあっても、同様とする。

4 市長は、前3項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による調査、記録若しくは送付、第2項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等）

第59条 条例第64条第1項の規定による調査は、次項各号に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。

2 条例第64条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定有害物質使用等事業所の敷地の利用の状況の概要
- (2) 特定有害物質使用等事業所の敷地の造成の状況の概要
- (3) 事業活動の概要
- (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (10) 地形、地質等の概要
- (11) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第64条第1項の規則で定める期間は、1年とする。ただし、特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供されることとなったときは、当該土地の所有者等（条例第61条に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に最後に記録の写しが送付された日から当該廃止又は変更が行われる日までの期間とする。

4 条例第64条第2項の規定による保存は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるまでの間行うものとする。

- (1) 条例第64条第1項の規定による記録をした者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等である場合 当該土地の譲渡に係る同条第3項の規定による交付を行うまでの間
- (2) 条例第64条第1項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合（前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときを除く。） 新た

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第 64 条の 2 特定有害物質使用等事業所を設置していた者は、当該特定有害物質使用等事業所を廃止したときは、当該廃止した日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等であって、当該特定有害物質使用等事業所を設置していたもの又は次項の規定により市長から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壤汚染状況調査の例により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該土地について、法第 3 条第 1 項ただし書の規定による確認を受けた場合
- (2) 当該土地について、土壤汚染状況調査（法第 14 条第 3 項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査及び土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正前の法第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による調査を含む。）が行われた場合（当該土壤汚染状況調査が行われた日から当該特定有害物質使用等事業所が廃止された日までの間に、当該土地において特定有害物質の使用等が行われた場合を除く。）
- (3) 規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた場合

3 市長は、第 1 項の規定による届出を受けた場合その他特定有害物質使用等事業所が廃止されたことを知った場合において、当該特定有害物質使用等事業所を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該特定有害物質使用等事業所が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

4 市長は、第 2 項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第 2 項第 3 号の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

6 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとす

に記録の写しが送付されるまでの間

- (3) 条例第 64 条第 1 項の規定により記録の写しを送付された土地の所有者等である場合（前項ただし書に規定する場合に記録の写しを送付されたときに限る。）当該土地の譲渡に係る同条第 3 項の規定による交付を行うまでの間

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第 59 条の 2 条例第 64 条の 2 第 1 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称
- (3) 特定有害物質使用等事業所を廃止し、又は特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなったこと（以下「特定有害物質使用等事業所の廃止等」という。）の理由
- (4) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした年月日
- (5) 特定有害物質使用等事業所の廃止等をした場所
- (6) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (7) 特定有害物質使用等事業所の廃止等の対象となる土地の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (8) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第 64 条の 2 第 2 項本文（同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して 120 日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、市長は、当該土地の所有者等の申請により、その期限を延長することができる。

- (1) 当該土地の所有者等が当該特定有害物質使用等事業所の廃止等をした者である場合 当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた日
- (2) 当該土地の所有者等が条例第 64 条の 2 第 3 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の通知を受けた者である場合 当該通知を受けた日
- (3) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認が取り消された場合 第 59 条の 9 の通知を受けた日

3 条例第 64 条の 2 第 2 項本文の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類その他の条例土壤汚染状

- る。
- 7 前各項の規定は、特定有害物質使用等事業所を設置している者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第1項中「設置していた」とあるのは「設置している」と、「を廃止した」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「当該廃止した」とあるのは「当該変更した」と、第2項中「廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地」とあるのは「特定有害物質使用等事業所の敷地の一部」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、「次項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する次項」と、同項第2号中「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外の用に供することとなった」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、第4項中「第2項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第2項」と、第5項中「第2項第3号」とあるのは「第7項において準用する第2項第3号」と、第6項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。
- 8 特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等が前項において準用する第2項の規定による報告をした場合における第2項の規定の適用については、同項中「であった土地」とあるのは、「であった土地（第7項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。以下この条（第8項を除く。）において同じ。）とする。

- 況調査（条例第66条第1項第1号に規定する条例土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「条例土壤汚染状況調査の対象地」という。）において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- (4) 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項
- (5) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- (6) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（土壤汚染対策法（以下この節において「法」という。）第33条の技術管理者をいう。以下この節において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第1条第2項第3号の技術管理者証をいう。以下この節において同じ。）の交付番号
- 4 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。
- （人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）
- 第59条の3** 条例第64条の2第2項第3号（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類
- (4) 確認を受けようとする土地の場所
- (5) 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法
- (6) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、条例第64条の2第2項本文に規定する特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項第3号の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請に係る同項第4号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、条例第64条の2第2項第3号の確認をするものとする。
- (1) 事業所（当該特定有害物質使用等事業所において事業の用に供されていた建築物が引き続き当該事業所において事業の用に供されるものに限る。）の敷地として利用されること。
- (2) 当該特定有害物質使用等事業所において、事業の用に供されている建築物と当該事業所の設置者（その者が法

人である場合にあつては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。

4 条例第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があつたときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- (3) 承継した土地の場所
- (4) 承継の年月日
- (5) 被承継者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (6) 承継の原因
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

(特定有害物質使用等事業所の廃止等の通知)

第59条の4 条例第64条の2第3項の通知は、特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等(当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第2項の調査を行うことについて、当該特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた際の土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあつては、当該新たに土地の所有者等となった者)に対して行うものとする。

(特定有害物質使用等事業所の廃止等に関し通知すべき事項)

第59条の5 条例第64条の2第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害物質使用等事業所の敷地の一部であつた土地において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類
- (2) 特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所在地
- (3) 条例第64条の2第2項の規定による報告を行うべき期限

(条例土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令)

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第 65 条 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 法第 3 条第 7 項及び第 4 条第 1 項の規定による届出に係る行為
- (2) 法第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為
- (3) 法第 11 条第 1 項の規定による指定に係る区域内における行為
- (4) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあっては、その対象となる土地の面積が規則で定める規模未満の土地の形質の変更をする行為
- (5) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、同項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を市長に提出することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による土地の形質の変更の届出を

第 59 条の 6 条例第 64 条の 2 第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出)

第 59 条の 7 条例第 64 条の 2 第 5 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日
- (3) 利用の方法を変更しようとする土地の場所
- (4) 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

2 前項の届出書には、条例第 64 条の 2 第 2 項本文に規定する特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項第 3 号の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認の取消しを行う場所)

第 59 条の 8 条例第 64 条の 2 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第 2 項第 3 号の確認の取消しは、前条第 1 項第 3 号の土地の場所について行うものとする。

(条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認の取消しの通知)

第 59 条の 9 市長は、条例第 64 条の 2 第 6 項の規定により同条第 2 項第 3 号の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。

(条例第 65 条第 1 項の土地の形質の変更の届出)

第 59 条の 10 条例第 65 条第 1 項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (2) 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

第 59 条の 11 条例第 65 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- (3) 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- (4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっては、当該特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特定有害物質使用等事業所において製造され、使用され、処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物質の種類
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(条例第 65 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の対象とならない土地の規模)

受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壌汚染状況調査の例により調査させて、その結果を報告することを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の例により調査した結果の提出があった場合は、この限りでない。

第 59 条の 12 条例第 65 条第 1 項第 4 号の規則で定める規模は、2,000 平方メートルとする。

(条例第 65 条第 1 項の土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第 59 条の 13 条例第 65 条第 1 項第 5 号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当する行為

ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外（当該土地の形質の変更の場所の全部が事業所の敷地内である場合にあつては、当該事業所の敷地外）へ搬出しないこと。

イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行わないこと。

(2) 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号アに該当するもの

(3) 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第 1 号アに該当するもの

(4) 土壌又は地質に関する調査のための試料の採取を行うもの

(5) 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下この節において「法施行規則」という。）第 25 条第 5 号の規定により市長が指定した土地において行われる土地の形質の変更

(条例土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意)

第 59 条の 13 の 2 条例第 65 条第 2 項の規定による土地の所有者等の同意は、同条第 1 項の規定による届出に係る土地の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとする。

(条例第 65 条第 2 項の調査の結果の提出)

第 59 条の 13 の 3 条例第 65 条第 2 項の結果の提出は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 条例土壌汚染状況調査を行った場所

(3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さ（法施行規則第 4 条第 4 項に規定する最大形質変更深さをいう。以下同じ。）より 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等（法施行規則第 3 条第 2 項に規定する試料採取等をいう。以下同じ。）の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

(4) 条例土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

(5) 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壌汚染状況調査の結果に関する事項

(6) 条例土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

- (7) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- (8) 土地の形質の変更をしようとする者が条例土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

2 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。
(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第59条の14 条例第65条第3項の規則で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- (3) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地であること。
- (4) 前2号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(条例第65条第1項に規定する届出に係る土地における条例土壤汚染状況調査の命令)

第59条の15 条例第65条第3項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 条例第65条第3項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- (2) 条例第65条第3項に規定する命令に係る報告を行うべき期限

(条例第65条第3項に規定する命令に係る報告)

第59条の15の2 条例第65条第3項に規定する命令に係る報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例第65条第3項に規定する命令を受けた年月日
- (3) 条例土壤汚染状況調査を行った場所
- (4) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- (5) 条例土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類
- (6) 土土壤その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第

(条例要措置区域の指定等)

第 66 条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第 6 条第 4 項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）に含まれるときは、この限りでない。

- (1) 第 64 条の 2 第 2 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第 2 項若しくは第 3 項本文の規定による調査（以下「条例土壤汚染状況調査」という。）の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。
 - (2) 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。
- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 4 市長は、汚染の除去等の措置により、第 1 項の規定による指定に係る区域（以下「条例要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該条例要措置区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
 - 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除について準用する。
 - 6 条例要措置区域の全部又は一部について、法第 6 条第 1 項の規定による指定がされた場合においては、当該条例要措置区域の全部又は一部について第 1 項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第 2 項の規定による公示が行われたときは、前項において準用する第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査の結果に関する事項

(7) 条例土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

(8) 条例土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の報告書には、条例土壤汚染状況調査の対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(区域の指定に係る基準)

第 59 条の 16 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第 6 条第 3 項第 4 号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第 4 の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第 6 条第 4 項第 2 号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第 5 の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

第 59 条の 17 条例第 66 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。

(イ) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(ロ) 地下水を水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業（同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業又は同条第 6 項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

(ハ) 法施行規則第 7 条第 1 項に規定する地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

イ 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤含有量

基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

- (2) 条例第66条の2第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（条例第66条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていないこと。

（条例要措置区域の指定の告示）

第59条の18 条例第66条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の条例要措置区域（同条第4項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第5項において準用する場合にあつては、指定の解除）の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

- (1) 当該指定をする旨（条例第66条第5項において準用する場合にあつては、当該指定の解除をする旨）
- (2) 当該条例要措置区域
- (3) 当該条例要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
- (4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置（条例第66条第5項において準用する場合にあつては、当該条例要措置区域において講じられた条例実施措置（条例第66条の2第1項第1号に規定する条例実施措置をいう。以下同じ。））

2 前項第2号の条例要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

（条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示）

第59条の19 条例第66条の2第1項本文に規定する指示は、書面により行うものとする。

（条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項）

第59条の19の2 条例第66条の2第1項本文の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所
- (2) 条例汚染除去等計画（条例第66条の2第1項に規定する条例汚染除去等計画をいう。以下同じ。）を提出すべき期限

2 条例第66条の2第1項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所、当該条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該条例要措置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

3 第1項第1号の条例要措置区域の場所は、当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。

（条例汚染除去等計画の提出等）

第66条の2 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、条例要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「条例汚染除去等計画」という。）を作成し、これを市長に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

- (1) 市長により示された汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により市長から指示を受けた者）が講じよう

とする措置（以下「条例実施措置」という。）

(2) 条例実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、条例汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第1項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、変更後の条例汚染除去等計画を市長に提出しなければならない。

4 市長は、条例汚染除去等計画（条例汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、次条第1号及び第66条の4において同じ。）の提出があった場合において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が規則で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 市長は、条例汚染除去等計画の提出があった場合において、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、市長は、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

6 条例汚染除去等計画の提出をした者は、第4項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、条例実施措置を講じてはならない。

7 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計画に従って条例実施措置を講じなければならない。

8 市長は、条例汚染除去等計画の提出をした者が当該条例汚染除去等計画に従って条例実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該条例実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 条例汚染除去等計画の提出をした者は、当該条例汚染除去等計画に記載された条例実施措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

4 第1項第2号の条例汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適合土壌（法施行規則第3条の2第1号に規定する基準不適合土壌をいう。以下同じ。）のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。

（土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示）

第59条の20 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の埋立処分

(3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第4号に規定する基準に従って行う同法第3条第6号に規定する廃棄物の排出

2 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。

3 前2条の規定は、条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第2項中「当該条例要措置区域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。

（条例第66条の2第1項の規定により指示する汚染の除去等の措置及び指示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの）

第59条の21 条例第66条の2第1項の規定により指示する汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第6の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める措置とする。

2 条例第66条の2第1項第1号の規則で定める汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第6の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める措置とする。

（条例汚染除去等計画の記載事項）

第59条の22 条例第66条の2第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の所在地

(3) 条例実施措置を選択した理由

(4) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2

号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- (5) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (6) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が条例要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散又は流出（以下この節において「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置
- (7) 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措置
- (8) 条例実施措置の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (10) 土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係
- (11) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を把握するための法施行規則第 6 条第 1 項第 2 号に規定する土壌溶出量調査及び同号に規定する土壌含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壌の使用方法
- (12) 条例要措置区域の指定に係る条例土壌汚染状況調査と一の条例土壌汚染状況調査により指定された他の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌（条例第 69 条第 1 項に規定する条例汚染土壌をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、当該他の条例要措置区域の汚染状態及び当該条例汚染土壌の使用方法
- (13) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第 7 の中欄に定める事項

（条例汚染除去等計画の提出）

第 59 条の 22 の 2 条例汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 法施行規則別表第 8 の 1 の項第 2 号、2 の項、3 の項、4 の項第 2 号、5 の項から 7 の項まで又は 10 の項第 2 号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定そ

他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

- (2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(軽微な変更)

第59条の22の3 条例第66条の2第3項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例実施措置の着手予定時期の変更
- (2) 条例実施措置の完了予定時期に係る変更であって、条例第66条の2第1項本文の規定により市長が示した措置を講ずべき期限までのもの
- (3) 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講ずる措置を、当該措置と同等以上の効果を有する措置に変更するもの
- (4) 条例実施措置の種類に応じ、法施行規則別表第7の下欄に定める事項に係る変更

(変更後の条例汚染除去等計画の提出)

第59条の22の4 条例第66条の2第3項の変更後の条例汚染除去等計画の提出は、変更後の同条第1項各号に掲げる事項を記載した計画により行うものとする。

(条例汚染除去等計画の変更の命令)

第59条の22の5 条例第66条の2第4項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(条例実施措置に係る技術的基準)

第59条の22の6 条例第66条の2第4項の規則で定める技術的基準は、法施行規則第39条に規定する技術的基準の例による。

(条例実施措置を講ずべき旨の命令)

第59条の23 条例第66条の2第8項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(工事完了の報告及び条例実施措置完了の報告に係る手続)

第59条の23の2 条例第66条の2第9項に規定する報告は、次項から第5項までに定めるところにより行うものとする。

2 次に掲げる措置の実施が完了した場合は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。

- (1) 法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合
- (2) 法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合

- (3) 法施行規則別表第8の4の項の地下水汚染の拡大の防止に係る措置の実施のうち、同項の下欄第2号に掲げる透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止のイからハまでの実施が完了した場合
 - (4) 法施行規則別表第6の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域において条例実施措置を講じた場合であり、法施行規則別表第8の5の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了したとき又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまでの実施が完了したとき
 - (5) 法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了した場合
 - (6) 法施行規則別表第8の7の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了した場合
- 3 前項の報告書に記載する事項は、次のとおりとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 条例要措置区域の所在地
 - (3) 条例実施措置の種類
 - (4) 条例実施措置の着手時期及び前項各号に掲げる措置の実施が完了した時期
 - (5) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあつては、法施行規則第40条第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - (6) 第59条の22の3第3号に規定する軽微な変更を行った場合にあつては、変更後の基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講じた措置
 - (7) 条例実施措置の種類の違いに応じ、法施行規則別表第9の中欄に定める工事完了の報告事項
- 4 条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 条例要措置区域の所在地
 - (3) 条例実施措置の種類
 - (4) 条例実施措置の着手時期及び条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した時期
 - (5) 条例実施措置の種類の違いに応じ、法施行規則別表第9の下欄に定める措置完了の報告事項
- 5 第2項及び前項の報告書には、条例実施措置が講じられた条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第 66 条の 3 条例要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 前条第 1 項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画に基づく条例実施措置として行う行為
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(適用除外)

第 66 条の 4 第 65 条第 1 項の規定は、第 66 条の 2 第 1 項の規定により市長から指示を受けた者が条例汚染除去等計画に基づく条例実施措置として行う行為については、適用しない。

らかにした書類及び図面を添付しなければならない。

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

第 59 条の 24 条例第 66 条の 3 第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 条例実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

イ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が 10 平方メートル以上であり、かつ、その深さが 50 センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第 43 条第 1 号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。

ウ 土地の形質の変更であって、その深さが 3 メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。

(2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当するもの

ア 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

(3) 条例実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 40 条第 2 項第 1 号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(4) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

ア 法施行規則別表第 6 の 1 の項の上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの

イ 法施行規則別表第 6 の 1 の項から 4 の項まで及び 6 の項の上欄に掲げる土地（同表の 1 の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質（法施行規則第 4 条第 3 項第 2 号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準（法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号の第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。）に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であって、原位置封じ込め（法施行規則別表第 6 の 2 の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられている

もの（法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ウ 法施行規則別表第6の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であつて、遮水工封じ込め（法施行規則別表第6の2の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。）

エ 法施行規則別表第6の1の項から6の項までの上欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

オ 土壤汚染の除去（法施行規則別表第6の2の項の下欄ロに規定する土壤汚染の除去をいう。）が講じられている条例要措置区域（法施行規則別表第8の5の項の土壤汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限る。）

カ 法施行規則別表第6の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であつて、遮断工封じ込め（法施行規則別表第6の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。）

キ 法施行規則別表第6の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地（同表の1の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質（法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する条例要措置区域であつて、不溶化（法施行規則別表第6の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。）が講じられているもの（法施行規則別表第8の7の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。）

(土地の形質の変更の例外)

第 59 条の 24 の 2 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例要措置区域に搬入された日から 60 日以内に終了するものとする。

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第 59 条の 25 第 59 条の 24 第 1 号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域の所在地
- (3) 条例要措置区域の地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由
- (4) 前号の地下水位の観測の結果
- (5) 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 前項第 3 号の井戸の構造図
- (2) 前項第 3 号の井戸を設置した地点を明らかにした当該条例要措置区域の図面
- (3) 前項第 5 号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、同項第 3 号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第 4 号の観測の結果からみて前項第 3 号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合限り、第 59 条の 24 第 1 号イの確認をするものとする。

4 市長は、第 59 条の 24 第 1 号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 市長は、第 59 条の 24 第 1 号イの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき、又は同項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第 59 条の 26 第 59 条の 24 第 3 号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる条例実施措置を含む。以下この条において同じ。)を行う条例要措置区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類

- (4) 土地の形質の変更の場所
 - (5) 土地の形質の変更の施行方法
 - (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
 - (7) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - (8) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面
 - (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第59条の24第3号の確認をするものとする。
- (1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例実施措置との間に一体性が認められること。
 - (2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合していること。
 - (3) 当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が条例第66条の2第1項の期限に照らして適当であると認められること。
- (土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)
- 第59条の27** 第59条の24第4号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域の所在地
 - (3) 土地の形質の変更の種類
 - (4) 土地の形質の変更の場所
 - (5) 土地の形質の変更の施行方法
 - (6) 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
 - (7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講じられている条例実施措置
 - (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
 - (10) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更(当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第3号、第59条の29第1項第5号、第59条の30第1項第6号及び第59条の32第1項第10号において同じ。)をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定

(条例形質変更時要届出区域の指定等)

- 第 67 条** 市長は、土地が第 66 条第 1 項第 1 号に該当し、同項第 2 号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第 11 条第 2 項に規定する形質変更時要届出区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）に含まれるときは、この限りでない。
- 2 市長は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域（以下「条例形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなると認めるときは、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 第 66 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による指定及び前項の規定による解除について準用する。
- 4 条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について、法第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項又は第 66 条第 1 項の規定による指定がされた場合においては、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について第 1 項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、法第 6 条第 2 項（法第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示又は第 66 条第 2 項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

- める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例要措置区域の図面
 - (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 3 市長は、第 1 項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 40 条第 2 項第 1 号の規定により環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第 59 条の 24 第 4 号の確認をするものとする。

(条例形質変更時要届出区域の指定の告示)

- 第 59 条の 28** 条例第 67 条第 3 項において準用する条例第 66 条第 2 項の規定による条例形質変更時要届出区域（条例第 67 条第 2 項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。
- (1) 当該指定又は当該指定の解除をする旨
 - (2) 当該条例形質変更時要届出区域
 - (3) 当該条例形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号。以下この節において「法施行令」という。）第 1 条第 5 号に掲げる特定有害物質を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあつては、その旨（法施行規則第 10 条の 2 第 2 項に規定する自然由来盛土等に使用した土壌がある区域である場合にあつては、その旨を含む。）
 - (5) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであつて、次のいずれにも該当すると認められるものにあつては、その旨
 - ア 昭和 52 年 3 月 15 日以降に公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物

をいう。以下この条において同じ。)が埋め立てられている場所を除く。)又は大正 11 年 4 月 10 日から昭和 52 年 3 月 14 日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び法施行令第 1 条第 5 号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、法施行規則第 3 条の 2 第 1 号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は条例土壌汚染状況調査その他法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないことと認められるもの

(6) 条例形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次のいずれかに該当すると認められる土地にあつては、その旨

ア 工業専用地域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域をいう。以下この号において同じ。)内にある土地

イ アに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第 59 条の 17 第 1 号アに該当しないと認められるもの

(7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

2 前項第 2 号の条例形質変更時要届出区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- (1) 区名、町名及び地番
- (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれらからの距離及び方向
- (3) 平面図

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)

第 59 条の 29 条例第 67 条の 2 第 1 項本文の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした条例形質変更時要届出区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (5) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第 67 条の 2 条例形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- (2) 条例形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 条例形質変更時要届出区域が指定された際当該条例形質

変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

3 条例形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(適用除外)

第67条の3 第65条第1項の規定は、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

2 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第59条の30 条例第67条の2第1項本文に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う条例形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の完了予定日
- (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (6) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

2 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更をしようとする条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第59条の31 条例第67条の2第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - イ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の

面積の合計が 10 平方メートル以上であり、かつ、その深さが 50 センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第 43 条第 1 号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。

ウ 土地の形質の変更であって、その深さが 3 メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより 1 メートル浅い深さ以上）であること。

エ 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壤を、自ら使用し、又は他人に使用させるために、当該条例形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。

オ 一の条例土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壤を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させること。

(2) 土壤汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壤の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

ア 基準不適合土壤又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

(3) 土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第 40 条第 2 項第 1 号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

2 第 59 条の 25 の規定は、前項第 1 号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「条例要措置区域」とあるのは、「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

3 第 59 条の 27 の規定は、第 1 項第 3 号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「条例要措置区域」とあるのは、「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

4 第 59 条の 24 第 1 号イの確認に係る条例要措置区域が条例第 67 条第 1 項の規定により条例形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該条例形質変更時要届出区域は、第 1 項第 1 号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域とみなす。

5 第 1 項第 1 号イの確認に係る条例形質変更時要届出区域が条例第 66 条第 1 項の規定により条例要措置区域として指

定された場合においては、当該条例要措置区域は、第 59 条の 24 第 1 号イの確認に係る条例要措置区域とみなす。

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第 59 条の 32 条例第 67 条の 2 第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている条例形質変更時届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施行方法
- (6) 土地の形質の変更の着手日
- (7) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法
- (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (10) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしているときは、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

2 第 59 条の 29 の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第 59 条の 33 第 59 条の 29 及び前条第 1 項(第 8 号及び第 9 号を除く。)の規定は、条例第 67 条の 2 第 3 項の届出について準用する。この場合において、第 59 条の 29 中「変更をしようとする」とあり、及び前条第 1 項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第 7 号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第 59 条の 34 条例第 67 条の 2 第 4 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が条例形質変更時届出区域内の帯水層に接する場合には、土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 40 条第 2 項第 1 号の規定により環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 第 59 条の 28 第 4 号又は第 5 号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

イ 第 59 条の 28 第 6 号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第

53 条第 1 号ロの規定により環境大臣が定める基準に適合するものである場合

- (2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 条例形質変更時要届出区域の指定に係る条例土壌汚染状況調査と一の条例土壌汚染状況調査により指定された他の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を使用する場合にあつては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
- (4) 土地の形質の変更を行った後、条例第 66 条の 2 第 4 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(土地の形質の変更の例外)

第 59 条の 34 の 2 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあつては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例形質変更時要届出区域に搬入された日から 60 日以内に終了するものとする。

(周辺住民への周知)

第 59 条の 35 条例第 68 条第 1 項の規定による汚染の除去等の措置を講ずる旨又は土地の形質の変更をする旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講じようとし、又は土地の形質の変更をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 汚染の除去等の措置を講じようとし、又は土地の形質の変更をしようとする土地の土壌の汚染状態
- (3) 汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更の内容
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第 68 条第 1 項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をしようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲
- (2) 汚染の除去等の措置を講じようとする土地又は土地の形質の変更をすることによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(土壌汚染による地下水への影響の調査)

第 59 条の 36 条例第 68 条の 2 第 1 項の規則で定める事項は、土壌含有量基準に係る事項とする。

2 条例第 68 条の 2 第 1 項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例土壌汚染状況調査等（条例第 68 条の 2 第 1 項に規定する条例土壌汚染状況調査等をいう。以下同じ。）を行った土地を含む一団の土地においてボーリング調

(周辺住民への周知)

第 68 条 要措置区域若しくは形質変更時要届出区域又は条例要措置区域若しくは条例形質変更時要届出区域（以下「条例要措置区域等」という。）内において汚染の除去等の措置を講じようとする者又は土地の形質の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更によって特定有害物質により汚染された土壌に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(土壌汚染による地下水への影響の調査)

第 68 条の 2 土壌汚染状況調査又は条例土壌汚染状況調査（以下「条例土壌汚染状況調査等」という。）の結果、条例土壌汚染状況調査等を行った土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準（規則で定める事項を除く。）に適合していないと認められたときは、当該条例土壌汚染状況調査等をさせた者は、当該土壌の汚染による地下水への影響を規則で定める方法に

- より調査し、その結果を市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(台帳)

- 第 68 条の 3** 市長は、条例要措置区域等の台帳、条例土壤汚染状況調査が行われその結果が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地の台帳及び条例要措置区域等の指定が解除された土地の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。
- 3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

- 査を実施し、土壤の汚染による帯水層への影響を調査すること。
- (2) 前号の調査において土壤の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壤の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握し、又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができるものと認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。
- (3) 前号の規定により採取した地下水は、第 56 条第 2 項に定める方法により、条例土壤汚染状況調査等において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の測定を行うこと。
- 3 条例第 68 条の 2 第 1 項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例土壤汚染状況調査等を行った土地を含む一団の土地の所在地
- (3) 条例土壤汚染状況調査等において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
- (4) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果、当該測定を行った者の氏名又は名称その他の条例土壤汚染状況調査等の結果に関する事項
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(台帳)

- 第 59 条の 37** 台帳（条例第 68 条の 3 第 1 項に規定する台帳をいう。以下この条において同じ。）は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。
- 2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等（条例第 68 条第 1 項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。）、条例土壤汚染状況調査が行われその結果が条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地（以下「条例基準適合地」という。）又は条例要措置区域等の指定が解除された土地（以下この条において「指定解除地」という。）ごとに調製するものとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び図面は、条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域、条例基準適合地又は指定解除地に関するものを区別して保管しなければならない。
- 4 第 1 項の帳簿の様式は、条例要措置区域にあっては第 26 号様式の 2、条例形質変更時要届出区域にあっては第 26 号様式の 3、条例基準適合地にあっては第 26 号様式の 4 のとおりとする。
- 5 指定解除地に係る第 1 項の帳簿は、当該条例要措置区域等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記載したものとする。
- 6 第 1 項の図面は、次のとおりとする。
- (1) 条例土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び条例要措置区域等内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- (2) 条例土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合（第 6 号に掲げる場合を

- 除く。)は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面
- (3) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (4) 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明らかにした図面
 - (5) 土地の形質の変更を行った場合にあっては、条例実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - (6) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (7) 条例第69条第1項の調査（以下「条例認定調査」という。）を行った場合にあっては、土壌の掘削の対象となる土地の区域の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (8) 条例要措置区域等の周辺の地図
 - (9) 条例第68条の2第1項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明らかにした図面
- 7 台帳には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 条例要措置区域等の指定に係る条例土壌汚染状況調査の土壌その他の試料の分析の結果
 - (2) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌その他の試料の分析の結果
 - (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌その他の試料の分析の結果
 - (4) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあっては、法施行規則第40条第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の分析の結果その他の調査の結果に関する事項
- 8 帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、

(汚染された土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第 69 条 条例要措置区域等内の土地の土壌(指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「条例汚染土壌」という。)を当該条例要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該条例汚染土壌の搬出に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (2) 当該条例汚染土壌の体積
- (3) 当該条例汚染土壌の運搬の方法
- (4) 当該条例汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- (5) 当該条例汚染土壌を処理する場合にあっては、当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- (6) 当該条例汚染土壌を処理する場合にあっては、当該条例汚染土壌を処理する施設の所在地
- (7) 当該条例汚染土壌を第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更を使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする条例要措置区域等の所在地
- (8) 当該条例汚染土壌の搬出の着手予定日
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者は、当該条例汚染土壌を搬出した日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 運搬の方法が次条の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該条例汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
- (2) 第 69 条の 3 第 1 項の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を法第 22 条第 1 項の許可を受けた者(以下「汚染土壌処理業者」という。)に委託しない場合 当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(搬出しようとする土壌の調査)

第 59 条の 38 条例第 69 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、法施行規則第 59 条第 1 項第 1 号の掘削前調査の方法(以下「掘削前調査の方法」という。)又は同項第 2 号の掘削後調査の方法(以下「掘削後調査の方法」という。)の例による。

(搬出しようとする土壌に係る規則で定める基準に適合する旨の認定)

第 59 条の 39 条例第 69 条第 1 項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例認定調査の方法の種類
- (4) 掘削前調査の方法の例により条例認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例認定調査の結果に関する事項
- (5) 掘削後調査の方法の例により条例認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条例認定調査の結果に関する事項
- (6) 条例認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- (7) 条例認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の申請書には、同項の認定を受けようとする範囲及び条例要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、法施行規則第 60 条第 3 項の規定の例により、条例第 69 条第 1 項の認定をするものとする。

(条例汚染土壌の搬出の届出)

第 59 条の 40 条例第 69 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 条例汚染土壌の場所を明らかにした条例要措置区域等の図面
- (2) 土壌の特定有害物質による汚染状態が条例土壌汚染状況調査により第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた条例要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票(条例第 69 条の 5 第 1 項に規定する管理票をいう。以下同じ。)の写し
- (4) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等(条例第

69 条の 8 第 2 項に規定する自動車等をいう。以下同じ。) の構造を記した書類

(5) 運搬の過程において、積替えのために当該条例汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類

(6) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第 16 条第 4 項第 2 号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類

イ 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 17 条第 1 項に規定する許可証をいう。第 59 条の 43 第 2 項第 5 号イにおいて同じ。）の写し

(7) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域（以下「搬出先の条例要措置区域」という。）内の土地の形質の変更又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域（以下「搬出先の条例形質変更時要届出区域」という。）内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変更時要届出区域が一の条例汚染状況調査の結果に基づき指定された条例要措置区域等であることを証する書類

第 59 条の 41 条例第 69 条第 1 項第 9 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日
- (4) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
- (5) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (6) 前条第 5 号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (7) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、処理の完了予定日
- (8) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更の完了予定日
- (9) その他市長が特に必要と認める事項

（変更の届出）

第 59 条の 42 条例第 69 条第 2 項の規定による届出は、第 59

条の40各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。
(非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬出をした場合の届出)

第59条の43 条例第69条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 条例要措置区域等の所在地
 - (3) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - (4) 条例汚染土壌の体積
 - (5) 条例汚染土壌の搬出先
 - (6) 条例汚染土壌の搬出の着手日
 - (7) 条例汚染土壌の搬出の完了日
 - (8) 条例汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の着手予定日
 - (9) 条例汚染土壌の運搬の方法
 - (10) 条例汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
 - (11) 条例汚染土壌の運搬の完了予定日
 - (12) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
 - (13) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 - (14) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
 - (15) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
 - イ 条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 - ウ 条例汚染土壌の処理の完了予定日
 - (16) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 搬出先の条例要措置区域等の所在地
 - イ 当該土地の形質の変更の完了予定日
 - (17) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 条例汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
 - (2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
 - (3) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
 - (4) 保管施設の構造を記した書類
 - (5) 条例汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - イ 条例汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許

(運搬に関する基準)

第 69 条の 2 条例要措置区域等外において条例汚染土壌を運搬する者は、規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該条例汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(汚染された土壌の処理の委託)

第 69 条の 3 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合
- (2) 一の条例汚染土壌状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域等の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更に、又は一の条例形質変更時届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- (4) 条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第 69 条の 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、条例汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該条例汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

可に係る許可証の写し

(6) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面

ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例要措置区域内の土地の形質の変更又は一の条例形質変更時届出区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例形質変更時届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は条例形質変更時届出区域及び搬出先の条例形質変更時届出区域が一の条例汚染土壌状況調査の結果に基づき指定された条例要措置区域等であることを証する書類

(運搬に関する基準)

第 59 条の 44 条例第 69 条の 2 の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準は、法施行規則第 65 条に規定する基準の例による。

(1) 第 69 条の 2 の規定に違反して当該条例汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

(2) 前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

（管理票）

第 69 条の 5 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者は、その条例汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しと同時に当該条例汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が条例汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。

3 条例汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第 1 項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第 1 項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該条例汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。

4 条例汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第 1 項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5 管理票交付者は、前 2 項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。

6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第 3 項又は第 4 項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る条例汚染土壌の運搬

（管理票の交付）

第 59 条の 45 条例第 69 条の 5 第 1 項の管理票の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 第 59 条の 40 第 3 号又は第 59 条の 43 第 2 項第 2 号の規定により市長に提出した管理票の写しの原本を交付すること。

(2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する条例汚染土壌の運搬先が 2 以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。

(3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者（条例第 69 条の 5 第 3 項に規定する運搬受託者をいう。以下同じ。）（処理受託者（条例第 69 条の 5 第 4 項に規定する処理受託者をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

（管理票の記載事項等）

第 59 条の 46 条例第 69 条の 5 第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (2) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 当該条例要措置区域等の所在地
- (4) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名
- (5) 運搬受託者の住所及び連絡先
- (6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- (7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (8) 処理受託者の住所及び連絡先
- (9) 当該委託に係る条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地
- (10) 当該委託に係る条例汚染土壌の荷姿

（運搬受託者の記載事項）

第 59 条の 47 条例第 69 条の 5 第 3 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 運搬を担当した者の氏名
- (2) 運搬の用に供した自動車等の番号
- (3) 条例汚染土壌を引き渡した年月日
- (4) 運搬を行った区間
- (5) 当該委託に係る条例汚染土壌の重量

（運搬受託者の管理票交付者への送付期限）

第 59 条の 48 条例第 69 条の 5 第 3 項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から 10 日とする。

（処理受託者の記載事項）

第 59 条の 49 条例第 69 条の 5 第 4 項の規則で定める事項は、

又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならぬ。

- 7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。
- 8 処理受託者は、第4項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。
- 9 前各項の規定は、条例汚染土壌を他人に第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第1項中「(当該委託が条例汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあっては、当該条例汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者)」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者（以下「土壌使用者」という。）」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更をした」と、「処理を委託した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

次のとおりとする。

- (1) 当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
- (2) 処理を担当した者の氏名
- (3) 処理を終了した年月日
- (4) 処理の方法

(処理受託者の管理票交付者への送付期限)

第59条の50 条例第69条の5第4項の規則で定める期間は、処理を終了した日から10日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第59条の51 条例第69条の5第5項の規則で定める期間は、5年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第59条の52 条例第69条の5第6項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第69条の5第3項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から40日
- (2) 条例第69条の5第4項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から100日

(条例汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第59条の53 条例第69条の5第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (3) 条例要措置区域等の所在地
- (4) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) 条例汚染土壌の体積
- (6) 届出書の提出事由
- (7) 届出書の提出事由に係る運搬受託者又は処理受託者の氏名又は名称及び住所
- (8) 把握した運搬又は処理の状況及びその把握の方法

(運搬受託者の管理票の保存期間)

第59条の54 条例第69条の5第7項の規則で定める期間は、5年とする。

(処理受託者の管理票の保存期間)

第59条の55 条例第69条の5第8項の規則で定める期間は、5年とする。

(準用)

第59条の55の2 第59条の45から前条までの規定は、条例汚染土壌を他人に条例第69条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第59条の45第3号	処理受託者（条例第69条の5第4項に規定する処理受託者をいう。以下同	土壌使用者（条例第69条の5第9項に規定する土壌使用者をいう。以下同

	じ。)がある場合にあっては、当該処理受託者	じ。)がある場合にあっては、当該土壤使用者)
第 59 条の 46 第 8 号	処理受託者	土壤使用者
第 59 条の 46 第 9 号	当該委託に係る条例汚染土壤の処理を行う汚染土壤処理施設の名称及び	当該搬出先の条例要措置区域等の
第 59 条の 49 第 1 号	当該委託	土地の形質の変更
第 59 条の 49 第 2 号	処理を担当した	土地の形質の変更をした
第 59 条の 49 第 3 号	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第 59 条の 49 第 4 号	処理	土地の形質の変更
第 59 条の 50	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第 59 条の 53 第 7 号	処理受託者	土壤使用者
第 59 条の 53 第 8 号	処理	土地の形質の変更

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第 69 条の 6 何人も、条例汚染土壤の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第 3 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 何人も、条例汚染土壤の処理を受託しておらず、又は条例汚染土壤を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第 4 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3 運搬受託者、処理受託者又は条例汚染土壤を第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する者は、受託した条例汚染土壤の運搬若しくは処理を終了しておらず、又は条例汚染土壤を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第 3 項又は第 4 項（これらの規定を同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による送付をしてはならない。

(汚染土壤処理業許可申請前対策指針)

第 69 条の 7 市長は、法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すため、汚染土壤処理業許可申請前対策指針を策定し、必要な指導を行うものとする。

(報告及び検査)

第 69 条の 8 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例土壤汚染状況調査に係る土地若しくは条例要措置区域等内の土地の所有者等又は条例要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更

(立入検査の身分証明書)

第 59 条の 56 条例第 69 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査に係る同条第 4 項の証明書の様式は、第 26 号様式の 5 のとおりとする。

を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

- 2 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者若しくは条例汚染土壌の運搬を行った者に対し、条例汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該条例汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該条例汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前3項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までに規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等

（ダイオキシン類に係る記録の管理等）

- 第70条** ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。
- 2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者は、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地（ダイオキシン類管理対象事業所がダイオキシン類管理対象事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及びダイオキシン類管理対象事業所が廃止された場合の当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地を含む。以下「ダイオキシン類管理対象地」という。）の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地にダイオキシン類管理対象事業所を設置していた場合において当該ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては前項の記録を、当該ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。
 - 3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による調査若しくは記録又は

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等

（ダイオキシン類に係る記録の管理等）

- 第60条** 条例第70条第1項の規定による調査は、次項に規定する事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を毎年1回以上行うとともに、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。
- 2 条例第70条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) ダイオキシン類管理対象事業所（条例第70条第1項に規定するダイオキシン類管理対象事業所をいう。以下同じ。）の敷地の利用の状況の概要
 - (2) ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の造成の状況の概要
 - (3) 事業活動の概要
 - (4) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（以下「ダイオキシン類特定施設」という。）の種類、使用時間、使用期間及び使用状況
 - (5) ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果
 - (6) ダイオキシン類特定施設の破損、事故等によるダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
 - (7) ダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
 - (8) ダイオキシン類を含むおそれのある排水の処理施設

前項の規定による交付をするよう勧告することができる。
(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地等の調査)

第70条の2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による届出又は前項の規定による調査若しくは報告をするよう勧告することができる。

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等)

第70条の3 ダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定める土地の形質の変更
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の形質の変更（当該変更に起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）を行う前に、規則で定めるところにより、当該土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告をした者は、ダイオキシン類管理対象地の土壤が規則で定める土壤汚染に係る基準に適合していないことが確認されたときは、当該土地の形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止する措置

及び廃棄物処理施設の概要及び場所

(9) ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量

(10) ダイオキシン類特定施設を撤去した場合にあっては、ダイオキシン類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所

(11) 地形、地質等の概要

(12) その他市長が特に必要と認める事項

(廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の調査)

第60条の2 条例第70条の2第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) ダイオキシン類管理対象事業所を廃止した理由
- (4) ダイオキシン類管理対象事業所を廃止した年月日
- (5) 条例第70条第1項の規定による記録
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

2 条例第70条の2第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) 土壤の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

3 条例第70条の2第2項の規則で定める方法は、別表第16に定めるとおりとする。

(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の届出等)

第60条の3 条例第70条の3第1項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) ダイオキシン類管理対象地（条例第70条第2項に規定するダイオキシン類管理対象地をいう。以下同じ。）内において土地の形質の変更又はダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法の変更（以下「ダイオキシン類管理対象地の形質変更等」という。）を行おうとする場所を明らかにした図面
- (2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

2 条例第70条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする土地の所在地
- (4) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする場所
- (5) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする理由

- を講じなければならない。
- 4 前項の規定による措置を講じた者は、その結果を市長に報告しなければならない。
- 5 ダイオキシン類管理対象地（前条第2項又は第2項の規定による調査により土壌の汚染が確認された土地に限る。）において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、当該土地の形質の変更を行った日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前各項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第1項の規定による届出若しくは第2項の規定による調査若しくは報告をし、第3項の規定による措置を講じ、又は第4項の規定による報告若しくは前項の規定による届出をするよう勧告することができる。
- 7 前各項（第1項ただし書及び第5項を除く。）の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地以外の用に供することとなった場合について準用する。この場合において、第1項中「土地の形質の変更」とあるのは「土地の一部の利用の方法の変更」と、「当該土地の形質の変更」に着手する」とあるのは「当該変更をする」と、「当該土地の形質の変更に係る」とあるのは「当該変更に係る」と、第2項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、「当該届出に係る土地の形質の変更（当該変更起因して公害が生ずるおそれがないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。）」とあるのは「当該届出に係る変更」と、第3項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、「ダイオキシン類管理対象地」とあるのは「当該報告に係る土地」と、「当該土地の形質の変更」とあるのは「当該変更」と、第4項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、第6項中「前各項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項から第4項まで」と、「第1項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項」と、「第2項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第2項」と、「第3項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第3項」と、「第4項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第4項」と、「報告若しくは前項の規定による届出」とあるのは「報告」と読み替えるものとする。
- 8 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が前項において準用する第2項の規定による報告をした場合における第2項の規定の適用については、同項中「当該土地」とあるのは、「当該土地（第7項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。次項において同じ。）」とする。

- (6) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の着手予定日
- (7) 条例第70条第1項の規定による記録（条例第70条の2第1項の規定により、当該記録が報告されている場合を除く。）
- (8) その他市長が特に必要と認める事項
- 3 条例第70条の3第1項第2号の規則で定める土地の形質の変更は、土壌汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地（ダイオキシン類による土壌汚染のおそれの区分として別表第16に定めるものをいう。以下この条において同じ。）において行う次のいずれにも該当するものとする。
- (1) 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地が属するダイオキシン類管理対象地から搬出しないもの
- (2) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないもの
- (3) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であるもの
- 4 条例第70条の3第2項の規則で定める土地の形質の変更は、次のとおりとする。
- (1) 土壌汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地における土地の形質の変更
- (2) 前号に掲げる土地以外の土地における土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの
- ア 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含むダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと。
- イ 土壌を掘削する深さまで帯水層が存在しないと認められること。
- ウ 掘削した土壌の飛散、流出その他の土壌の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられること。
- 5 条例第70条の3第2項の規定による報告は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
- 6 条例第70条の3第2項の規則で定める方法は、前条第3項に定める方法とする。
- （ダイオキシン類による汚染の基準）
- 第60条の4** 条例第70条の3第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）及び条例第70条の5第1項の規則で定める土壌汚染に係る基準は、土壌1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラム以下とする。
- （ダイオキシン類管理対象地における非常災害のために必要な応急措置として行った土地の形質の変更の届出）
- 第60条の5** 条例第70条の3第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称及び所在地
- (3) 土地の形質の変更を行った土地の所在地
- (4) 土地の形質の変更を行った場所
- (5) 土地の形質の変更を行った理由
- (6) 土地の形質の変更を行った期間
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

(周辺住民への周知)

第70条の4 前条第3項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による措置を講じようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、土地の形質の変更によってダイオキシン類により汚染された土壌に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(ダイオキシン類による地下水への影響の調査)

第70条の5 第70条の2第2項又は第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による調査の結果、当該調査を行った土地の土壌のダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していないと認められたときは、当該調査をさせた者は、当該土壌の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(土壌調査等の記録の管理等)

第70条の6 第70条の2第2項、第70条の3第2項若しくは第4項(同条第7項においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)又は前条第1項の規定による報告をした者は、当該報告に係る記録を保存しておかなければならない。

2 前項に規定する者は、ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていたダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては同項の記録を、ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。

3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(台帳)

第70条の7 市長は、第70条の2第2項又は第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告に係る台帳(以下この条において「台

2 前項の届出書には、土地の形質の変更を行った場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

(周辺住民への周知)

第60条の6 条例第70条の4第1項の規定による公害を防止する措置を講ずる旨の周知は、次に掲げる事項について印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公害を防止する措置を講じようとする土地のダイオキシン類による汚染状態
- (3) 公害を防止する措置の内容
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

2 第70条の4第1項に規定する規則で定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公害を防止する措置を講じようとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲
- (2) 公害を防止する措置を講じることに伴う作業によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある範囲

(ダイオキシン類による地下水への影響調査)

第60条の7 条例第70条の5第1項の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項又は条例第70条の3第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の調査を行った土地においてボーリング調査を実施し、土壌の汚染による帯水層への影響を調査すること。
- (2) 前号の調査において土壌の汚染に起因して帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、土壌の汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できると認められる地点における帯水層の地下水を採取すること。
- (3) 前号の規定により採取した地下水は、規格K0312に定める方法により、ダイオキシン類の測定を行うこと。

2 条例第70条の5第1項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) ダイオキシン類管理対象事業所の名称
- (3) ダイオキシン類管理対象地の所在地
- (4) 土壌のダイオキシン類による汚染状態
- (5) 地下水の採取を行った地点及び日時、当該試料の測定の結果並びに当該測定を行った者の氏名又は名称
- (6) その他市長が特に必要と認める事項

(台帳)

第60条の8 台帳(条例第70条の7第1項に規定する台帳をいう。)は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、ダイオキシン類管理対象地ごと

帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(土地の所有者等の協力)

第70条の8 第70条の2第2項の規定による調査、第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による調査又は同条第3項(同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による措置に係る土地の所有者等は、当該調査又は措置に協力するよう努めるものとする。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第70条の9 ダイオキシン類管理対象地において、土地の形質の変更に伴うダイオキシン類により汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第70条の3から前条までの規定は、適用しない。

第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止

(地下水を採取する者の責務)

第71条 地下水を採取している者は、地下水を合理的かつ適正に使用することにより、地下水の採取量の削減に努めるとともに、周辺の地盤に悪影響を及ぼさないよう、十分に配慮しなければならない。

(地下水採取の許可)

第72条 規則で定める揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする事業者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者は、この限りでない。

(1) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の適用を受ける者

(2) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の適用を受ける者

2 前項の許可を受けようとする者は、当該揚水施設を設置工事を開始する日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 揚水施設の数、位置及び構造

(3) 地下水の採取予定量及び用途

(4) その他規則で定める事項

(許可の基準等)

第73条 市長は、前条第1項の許可の申請があった場合には、速やかにこれを審査するものとし、許可の申請に係る揚水施設の構造等が規則で定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る地下水の採取が、次のいずれかに該当する

に調製するものとする。

3 第1項の帳簿の様式は、第26号様式の6のとおりとする。

4 第1項の図面は、次のとおりとする。

(1) 土壤のダイオキシン類による汚染状態の調査において試料の採取を行った地点を明示した図面

(2) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う当該土壤に起因する公害を防止する措置を講じた場所及び当該措置の方法を明示した図面

(3) 当該土地の周辺の地図

(4) 条例第70条の5第1項の規定により地下水の水質を測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地点を明示した図面

5 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第60条の9 条例第70条の9に規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) ダイオキシン類により汚染された土壤の浄化又は除去が完了したことにより、ダイオキシン類管理対象地における土壤が第60条の4の基準に適合している場合

(2) その他土地の形質の変更に伴う汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合

第3節 地下水の採取による地盤の沈下の防止

(許可を要する揚水施設)

第61条 条例第72条第1項に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が6平方センチメートルを超える場合の揚水施設とする。

2 条例第72条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 地下水の採取を行う事業所の概要

(2) 地下水の採取の必要性及び他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難である場合にあってはその理由

3 条例第72条第2項に規定する書類は、地下水採取許可申請書(第27号様式)とする。

(許可の基準)

第62条 条例第73条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が22平方センチメートル以下であること。

(2) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置が地表

と市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 防災又は消防の用に供するとき。
 - (2) 汚染された地下水の浄化対策のために地下水を採取するとき。
 - (3) 規則で定める用途に供する地下水の採取で、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難であるとき。
- 2 市長は、前条第1項の許可には、地盤の沈下の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

(開始の届出)

第74条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた地下水の採取を開始したときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による届出をしていないときは、その者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

(変更の許可)

第75条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第2項第2号又は第3号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可に係る事項を超えない範囲の変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けた者は、当該許可に基づき当該許可に係る変更をしたときは、その日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第73条の規定は、第1項の許可について準用する。
- 5 市長は、第2項又は第3項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第2項又は第3項の規定による届出をするよう勧告することができる。

(変更の届出)

第76条 第72条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る次に掲げる変更をしたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第72条第2項第1号又は第4号に掲げる事項の変更
- (2) 前条第1項ただし書に規定する規則で定める変更

(承継)

第77条 第72条第1項の許可を受けた者から当該揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 第72条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第72条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第78条 第72条第1項の許可を受けた者は、地下水の採取を取りやめたときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

面から100メートルよりも深いものであること。

- (3) 揚水機の原動機の定格出力が2.2キロワット(当該揚水機を設置する井戸の全揚程(実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。)が50メートル以深の場合にあっては、3.7キロワット)以下であること。
- 2 条例第73条第1項第3号に規定する規則で定める用途は、日本標準産業分類に定める農業(耕種農業及び畜産農業に限る。)の用途とする。

(地下水採取に係る変更許可)

第63条 条例第75条第1項の規定による許可の申請は、地下水採取に係る変更許可申請書(第28号様式)により行うものとする。

2 条例第75条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 既に許可を受けた揚水施設の数減らす変更
- (2) 地下水の採取予定量を減らす変更
- (3) 揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更
- (4) 揚水機を設置する井戸のストレーナーの位置を深くする変更
- (5) 揚水機の原動機の定格出力を下げる変更
- (6) 採取する地下水の用途を条例第73条第1項各号のいずれかに該当する用途とする変更

(地下水採取に係る変更届出書)

第64条 条例第76条の規定による届出は、地下水採取に係る変更届出書(第29号様式)により行うものとする。

(地下水採取に係る地位承継届出書)

第65条 条例第77条第3項の規定による届出は、地下水採取に係る地位承継届出書(第30号様式)により行うものとする。

(地下水採取に係る廃止届出書)

第66条 条例第78条の規定による届出は、地下水採取に係る廃止届出書(第31号様式)により行うものとする。

(許可の失効)

第 79 条 第 72 条第 1 項の許可を受けた者について、前条の届出があったとき、又は第 72 条第 1 項の規則の改正により同項の許可を要する者に該当しなくなったときは、当該許可を受けた者に係る同項の許可は、その効力を失う。第 75 条第 3 項の届出があった場合の同条第 1 項の許可についても、同様とする。

(許可の取消し)

第 80 条 市長は、第 72 条第 1 項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により第 72 条第 1 項又は第 75 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (2) 第 75 条第 1 項の規定に違反して変更をしたとき。
- (3) 第 82 条の規定による命令に違反したとき。
- (4) 当該許可に係る地下水の採取を許可の日から起算して 1 年以内に開始せず、又は 1 年以上引き続き休止している場合で、当該採取を開始し、又は再開する見込みがないとき。

2 市長は、第 75 条第 1 項の許可を受けた者が許可の日から起算してその許可に係る変更を 1 年以内に着手せず、又は当該変更を 1 年以上中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

(地下水採取量等の測定等)

第 81 条 第 72 条第 1 項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量及び水位を測定し、その結果を記録し、及びその結果を市長に報告しなければならない。

(地盤沈下防止に係る命令等)

第 82 条 市長は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があると認めるときは、第 72 条第 1 項の規則で定める揚水施設により地下水を採取している者に対し、期限を定めて、揚水施設の改善を命じ、又は地下水の採取の量の減少若しくは採取の停止を命ずることができる。

第 8 章 特定行為等に係る公害の防止

第 1 節 特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止

(特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止)

第 83 条 固定型内燃機関その他の排煙を発生する施設で規則で定めるもの(以下「特定小規模施設」という。)を設置し、排煙を排出する事業者は、当該特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止に努めなければならない。

(特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準)

第 84 条 市長は、特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(特定小規模施設の排煙に係る指導及び勧告)

第 85 条 市長は、特定小規模施設を設置し、排煙を排出する事業者に対し、当該特定小規模施設の排煙による大気の汚

(地下水採取量等の測定等)

第 67 条 条例第 81 条の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第 17 に定める方法により行わなければならない。

2 条例第 81 条の規定による報告は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間の測定結果については 7 月 31 日までに、7 月 1 日から 12 月 31 日までの間の測定結果については翌年の 1 月 31 日までに、地下水採取量及び水位測定結果報告書(第 32 号様式)により行うものとする。ただし、条例第 73 条第 1 項各号のいずれかに該当する地下水の採取を行う者については、市長の求めに応じて報告するものとする。

3 地下水を採取している者は、条例第 81 条に規定する記録を 3 年間保存しておかななければならない。

第 7 章 特定行為等に係る公害の防止

第 1 節 特定小規模施設の排煙による大気の汚染の防止

(特定小規模施設の定義)

第 68 条 条例第 83 条に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 小規模固定型内燃機関

ア ディーゼルエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 50 リットル未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの

イ ガスエンジン及びガソリンエンジンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 35 リットル未満であるもので、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上であるもの

(2) ガスタービンのうち、燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 50 リットル未満であるもので、原動機の定格

染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、特定小規模施設が前条の指導基準に適合しないことにより大気汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定小規模施設を設置し、排煙を排出する事業者に対し、大気汚染を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(特定小規模施設設置の届出)

第 86 条 特定小規模施設（規則で定めるものを除く。）を設置しようとする事業者は、当該特定小規模施設を設置する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定小規模施設を設置する場所
- (3) 特定小規模施設の概要
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の届出に係る特定小規模施設を譲り受け、若しくは借り受けた者又は当該届出をした者について相続、合併若しくは分割があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定小規模施設を承継した法人は、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第 87 条 前条の届出をした者は、同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、同条第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第 88 条 第 86 条の届出をした者は、当該届出に係る特定小規模施設を廃止したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 2 節 石綿排出作業による大気汚染の防止

(定義)

第 89 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 石綿含有建築材料 吹付け石綿その他の石綿を含む建築材料で規則で定めるものをいう。
- (2) 石綿排出作業 石綿含有建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 石綿排出工事 石綿排出作業を伴う建設工事をいう。

出力が 7.5 キロワット以上であるもの

(3) 小規模焼却炉等

ア 廃棄物焼却炉（別表第 1 の 51 の項に掲げるものを除き、移動式のものを含む。）

イ 動物火葬炉（移動式のものを含む。）

ウ 木炭、竹炭等を製造するために原材料を乾留する施設（別表第 1 の 51 の項に掲げる作業に係るものを除く。）

(設置の届出を要しない特定小規模施設)

第 68 条の 2 条例第 86 条第 1 項に規定する規則で定める特定小規模施設は、前条第 1 号イに規定するガスエンジンのうちガスヒートポンプの動力に用いるもの（燃料の重油換算燃焼能力が 1 時間当たり 10 リットル未満であるものに限る。）とする。

(特定小規模施設設置の届出)

第 69 条 条例第 86 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定小規模施設の配置
- (2) 特定小規模施設の構造
- (3) 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止の方法
- (4) 特定小規模施設の排煙による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

第 2 節 石綿排出作業による大気汚染の防止

(石綿含有建築材料の定義)

第 70 条 条例第 89 条第 1 号に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- (1) 吹付け石綿
- (2) 石綿を含む断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。以下「石綿含有断熱材等」という。）
- (3) 石綿布
- (4) 石綿を含むセメント建材（成形板に限る。以下「石綿含有セメント建材」という。）
- (5) 石綿を含む仕上塗材及び下地調整塗材（以下「石綿含有仕上塗材等」という。）

(石綿排出作業の定義)

第 70 条の 2 条例第 89 条第 2 号に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 吹付け石綿が使用されている建築物等を解体し、改造

(石綿排出作業による大気汚染の防止)

第 89 条の 2 石綿排出工事の発注者(石綿排出工事の注文者で、他の者から請け負った石綿排出工事の注文者以外のものをいう。以下この節において同じ。)、元請業者(発注者から直接石綿排出工事を請け負った者をいう。以下この節において同じ。)若しくは下請負人(石綿排出工事の元請業者から当該石綿排出工事の全部又は一部(石綿排出作業を伴うものに限る。以下この節において同じ。)を請け負った他の者(その請け負った石綿排出工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)をいう。以下この節において同じ。)又は自主施工者(石綿排出工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この節において同じ。)は、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気汚染の防止に努めなければならない。

(石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準)

第 90 条 市長は、石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(石綿排出作業に係る指導及び勧告)

第 91 条 市長は、石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、当該石綿排出工事における石綿排出作業による大気汚染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、石綿排出作業が前条の指導基準に適合しないことにより大気汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、大気汚染を防止するために必要な措置を執るよう勧告することができる。

(石綿排出作業の開始の届出)

第 92 条 石綿排出工事の発注者又は自主施工者(次項に規定するものを除く。)は、当該石綿排出工事における石綿排出作業(規則で定めるもの及び大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 18 条の 17 第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る同法第 2 条第 11 項に規定する特定粉じん排出等作業に該当するものを除く。以下この条において同じ。)を開始する日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 当該石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ

し、又は補修する作業

- (2) 石綿含有断熱材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (3) 石綿布が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
- (4) 石綿含有セメント建材が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業(当該作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有セメント建材の使用面積の合計が 1,000 平方メートル以上であるものに限る。)
- (5) 石綿含有仕上塗材等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業

(開始の届出を要しない石綿排出作業)

第 70 条の 3 条例第 92 条第 1 項に規定する規則で定める石綿排出作業は、前条第 5 号に掲げる石綿排出作業とする。

(石綿排出作業の開始の届出)

第 71 条 条例第 92 条第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- (2) 石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の計画工程表
- (3) 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者の現場責任

の代表者の氏名

- (2) 当該石綿排出工事の場所
- (3) 当該石綿排出作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (4) 当該石綿排出作業の種類
- (5) 当該石綿排出作業の実施の期間
- (6) 当該石綿排出作業の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 災害その他非常の事態の発生により前項に規定する石綿排出作業を緊急に行う必要がある場合における当該石綿排出作業を伴う石綿排出工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(石綿濃度等の測定等)

第 93 条 石綿排出工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事における石綿排出作業（規則で定めるものを除く。）を行う場所における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておくなければならない。

(石綿排出作業の完了に係る報告)

第 93 条の 2 前条の規定による測定を行った石綿排出工事の元請業者は、当該石綿排出工事における石綿排出作業が完了したときは、規則で定めるところにより、当該石綿排出工事の発注者に対し、前条の規定による測定の結果その他規則で定める事項について書面により報告しなければならない。

(石綿排出作業の完了の届出)

第 94 条 第 92 条の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る作業を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該作業を伴う石綿排出工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

者の氏名及び連絡先

- (4) 下請負人が石綿排出作業を実施する場合にあっては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに現場責任者の氏名及び連絡先
- (5) 石綿の種類
- (6) 条例第 93 条の規定による測定の計画
- (7) 石綿排出作業による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

(石綿濃度等の測定等)

第 72 条 条例第 93 条の規定による測定は、次に定めるところにより行われなければならない。

- (1) 第 70 条の 2 第 1 号及び第 2 号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に 1 回以上及び当該作業終了後に 1 回測定し、同条第 3 号及び第 4 号に掲げる作業にあっては当該作業期間中に 1 回以上測定すること。
- (2) 石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第 93 号）に定める方法その他市長が適当と認める方法により測定すること。

2 条例第 93 条の規定による測定の結果は、測定の日及び時刻、測定者、測定箇所並びに測定方法を明らかにして記録し、その記録を石綿排出工事が終了した日から 3 年間保存しておくなければならない。

(石綿濃度等の測定を要しない石綿排出作業)

第 72 条の 2 条例第 93 条に規定する規則で定める石綿排出作業は、第 70 条の 2 第 5 号に掲げる石綿排出作業とする。

(石綿排出作業の完了に係る報告の時期)

第 72 条の 3 条例第 93 条の 2 の規定による報告は、条例第 94 条の規定による届出を行う日までに行うものとする。

(石綿排出作業の完了に係る報告事項)

第 72 条の 4 条例第 93 条の 2 に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 石綿排出作業の工程を明示した石綿排出工事の工程表
- (2) 石綿排出作業の一連の作業の状況を示したもの
- (3) 条例第 93 条の規定による測定のために石綿排出作業を行う場所で試料を採取した際の状況を示したもの
- (4) 石綿排出作業の計画と実際の作業との相違点
- (5) その他市長が必要と認める事項

(石綿排出作業の完了の届出)

第 72 条の 5 条例第 94 条第 5 号に規定する規則で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

- (2) 当該作業を伴う石綿排出工事の場所
- (3) 当該作業の実施の期間
- (4) 当該作業に係る第93条の規定による測定の結果
- (5) その他規則で定める事項

(石綿排出作業の届出等に係る勧告)

第94条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、該当する者に対し、必要な措置を執るよう勧告することができる。

- (1) 第92条又は前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第93条の規定による測定、記録及び保存をしていないとき。

(発注者等の配慮)

第95条 石綿排出工事の発注者は、当該石綿排出工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該石綿排出工事の請負契約に関する事項について、当該石綿排出工事における石綿排出作業が第90条の指導基準に適合すること及び当該元請業者が第93条の規定による測定を行うことを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

2 前項の規定は、石綿排出工事の元請業者又は下請負人が当該石綿排出工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときについて準用する。

第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止

(焼却施設の解体工事による大気汚染の防止)

第96条 廃棄物を焼却する施設で規則で定めるものの解体、撤去等を行う工事で規則で定めるもの（以下「解体工事」という。）を施工する者は、当該解体工事による大気汚染の防止に努めなければならない。

(解体工事による大気汚染の防止に関する指導基準)

第97条 市長は、解体工事による大気汚染の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(解体工事に係る指導及び勧告)

第98条 市長は、解体工事を施工する者に対し、当該解体工事による大気汚染を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、解体工事が前条の指導基準に適合しないことにより大気汚染を生ずるおそれがあると認めるときは、当該解体工事を施工する者に対し、大気汚染を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(解体工事の開始の届出)

第99条 解体工事を施工しようとする者は、当該解体工事を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他の非常事態の発生により解体工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 解体工事を行う場所
- (3) 解体工事の概要
- (4) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該解体工事を施工する

第3節 焼却施設の解体工事による大気汚染の防止

(焼却施設等の定義)

第73条 条例第96条に規定する規則で定める施設（以下この節において「焼却施設」という。）は、別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉及びその附帯設備（未使用のものを除く。）とする。

2 条例第96条に規定する規則で定める工事は、焼却施設の解体又は撤去を行う工事（当該焼却施設の設置場所以外の場所において行う解体作業を含む。）とする。

(解体工事の開始の届出)

第74条 条例第99条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 解体工事の名称及び期間
- (2) 解体工事の注文者、元請業者及び解体工事を施工する者の氏名又は名称
- (3) 焼却施設の概要
- (4) 解体工事の工程表
- (5) 解体工事による大気汚染の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならぬ。

(解体工事の完了の届出)

第 100 条 前条の届出をした者は、当該解体工事を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(注文者の配慮)

第 101 条 解体工事の注文者は、当該解体工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、当該解体工事が第 97 条の指導基準に適合することを妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならない。

第 4 節 工事排水による水質の汚濁の防止

(工事排水による水質の汚濁の防止)

第 102 条 建設工事により発生する排水（以下「工事排水」という。）を排出する事業者は、当該工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に努めなければならない。

(工事排水による水質の汚濁の防止に関する指導基準)

第 103 条 市長は、工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(工事排水に係る指導及び勧告)

第 104 条 市長は、工事排水を排出する事業者に対し、当該工事排水による公共用水域の水質の汚濁を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、工事排水が前条の指導基準に適合しないことにより公共用水域の水質の汚濁を生ずるおそれがあると認めるときは、当該工事排水を排出する事業者に対し、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(工事排水に係る届出)

第 105 条 工事排水を排出しようとする事業者で規則に定めるものは、当該工事排水の排出を開始する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、横浜市下水道条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 37 号）第 17 条第 3 項の規定に基づく公共下水道の一時使用の許可を受けて当該工事排水を排出する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事を行う場所
- (3) 工事の概要
- (4) その他規則で定める事項

(変更の届出)

第 106 条 前条の届出をした者は、同条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、同条第 1 号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第 107 条 第 105 条の届出をした者は、当該工事排水の排出

第 4 節 工事排水による水質の汚濁の防止

(工事排水に係る届出)

第 75 条 条例第 105 条に規定する規則で定める事業者は、工事排水を 1 日当たり 10 立方メートル以上排出する事業者とする。

2 条例第 105 条第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施工期間
- (2) 工事排水の汚染状態及び量
- (3) 工事排水の処理の方法
- (4) 工事排水の排出系統
- (5) 工事排水による公共用水域の水質の汚濁の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 5 節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止

(屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止)

第 108 条 事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器及び建設機械の使用、車両の運行等の騒音及び振動を伴う作業（以下「屋外作業」という。）を行う場合には、より騒音及び振動の少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮及び作業を行う者への教育、指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の防止に努めなければならない。

(屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準)

第 109 条 市長は、屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(屋外作業に係る指導及び勧告)

第 110 条 市長は、屋外作業を行う事業者に対し、当該屋外作業に伴う騒音及び振動による公害を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、屋外作業が前条の指導基準に適合しないことにより騒音及び振動による公害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該屋外作業を行う事業者に対し、騒音及び振動による公害を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(屋外作業の開始の届出)

第 111 条 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域以外の地域内の面積 1,000 平方メートル以上の土石又は資材の保管場所（指定事業所の敷地内にあるものを除く。）において 1 年以上継続して屋外作業を行おうとする事業者は、当該屋外作業を開始する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外作業を行う場所
- (3) 屋外作業の概要
- (4) その他規則で定める事項

(変更の届出)

第 112 条 前条の届出をした者は、同条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、同条第 1 号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(中止の届出)

第 113 条 第 111 条の届出をした者は、当該届出に係る屋外作業を中止したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 6 節 掘削作業による地盤の沈下の防止

第 5 節 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止

(屋外作業の開始の届出)

第 76 条 条例第 111 条第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 屋外作業を開始する日
- (2) 屋外作業を行う場所の面積及び周辺の状況
- (3) 屋外作業で使用する機器及び作業内容
- (4) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止の方法
- (5) 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

第 6 節 掘削作業による地盤の沈下の防止

(掘削作業による地盤の沈下の防止)

第 114 条 規則で定める掘削作業(以下「掘削作業」という。)を行う事業者は、当該掘削作業による地盤の沈下の防止に努めなければならない。

(掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準)

第 115 条 市長は、掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(掘削作業に係る指導及び勧告)

第 116 条 市長は、掘削作業を行う事業者に対し、当該掘削作業による地盤の沈下を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、当該掘削作業が前条の指導基準に適合しないことにより地盤の沈下を生ずるおそれがあると認めるときは、当該掘削作業を行う事業者に対し、地盤の沈下を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(掘削作業の開始の届出)

第 117 条 掘削作業を行う事業者は、当該掘削作業を開始する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 掘削作業を行う場所
- (3) 掘削作業の概要
- (4) その他規則で定める事項

(変更の届出)

第 118 条 前条の届出をした者は、同条第 2 号から第 4 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その変更の日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条の届出をした者は、同条第 1 号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地盤変動の測定等)

第 119 条 掘削作業を行う事業者は、規則で定めるところにより、周辺の地盤の変動等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかななければならない。

2 市長は、前項の規定による測定を行った者から、必要に応じ、当該測定の結果について報告を求めることができる。

(完了の届出)

第 120 条 第 117 条の届出をした者は、当該掘削作業を完了したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 7 節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

(小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止)

第 121 条 第 72 条第 1 項の規則で定める揚水施設以外の揚水施設で規則で定めるもの(以下「小規模揚水施設」という。)を設置し、地下水を採取する事業者は、当該地下水の採取による地盤の沈下の防止に努めなければならない。

(小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準)

第 122 条 市長は、小規模揚水施設に係る地下水の採取によ

(掘削作業の定義)

第 77 条 条例第 114 条に規定する規則で定める掘削作業は、次に掲げる掘削作業とする。

- (1) 掘削の深さが地表下 4 メートル以上で、かつ、掘削面積が 500 平方メートル以上の掘削作業
- (2) トンネルの仕上りの内径が 1,350 ミリメートル以上で、かつ、延長が 100 メートル以上の掘削作業

(掘削作業の開始の届出)

第 78 条 条例第 117 条第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 周辺の地盤の変動等の測定計画
- (2) 地盤の沈下の防止に必要な限度において市長が必要と認める事項

(地盤変動の測定等)

第 79 条 条例第 119 条第 1 項の規定による測定は、周辺の地盤の高さの変動その他の掘削作業による地盤の沈下を防止するために把握すべき事項について、当該掘削作業の内容及び周辺の土質、地下水等の状況に応じて適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第 119 条第 1 項の規定による記録は、掘削作業終了後 3 年間保存しておかななければならない。

第 7 節 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止

(小規模揚水施設の定義)

第 80 条 条例第 121 条に規定する規則で定める揚水施設は、一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 平方センチメートル以下の場合の揚水施設とする。

る地盤の沈下の防止に関する指導基準を定め、これを公表しなければならない。

(小規模揚水施設に係る地下水の採取に係る指導及び勧告)

第 123 条 市長は、小規模揚水施設を設置し、地下水を採取する事業者に対し、当該小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下を防止するため、前条の指導基準に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、小規模揚水施設に係る地下水の採取が前条の指導基準に適合しないことにより地盤の沈下を生ずるおそれがあると認めるときは、当該小規模揚水施設を設置し、地下水を採取する事業者に対し、地盤の沈下を防止するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

(小規模揚水施設の設置の届出)

第 124 条 小規模揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする事業者は、当該小規模揚水施設を設置する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、温泉法第 3 条第 1 項の適用を受ける者にあつては、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 小規模揚水施設を設置する場所
- (3) 小規模揚水施設の概要
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出に係る小規模揚水施設を譲り受け、若しくは借り受けた者又は当該届出をした者について相続、合併若しくは分割があつた場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小規模揚水施設を承継した法人は、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等)

第 125 条 小規模揚水施設により地下水を採取している事業者は、規則で定めるところにより、地下水の採取量及び水位を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。

2 市長は、前項の規定による測定を行った者から、必要に応じ、当該測定の結果について報告を求めることができる。

(変更の届出)

第 126 条 第 124 条の届出をした者は、同条第 1 項各号に掲げる事項を変更したときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(小規模揚水施設の廃止の届出)

第 127 条 第 124 条の届出をした者は、当該小規模揚水施設による地下水の採取を取りやめたときは、その日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 9 章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第 1 節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

(定義)

第 128 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(小規模揚水施設の設置の届出)

第 81 条 条例第 124 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地下水の採取を行う事業所の概要
- (2) 地下水の採取の必要性

(小規模揚水施設に係る地下水採取量等の測定等)

第 82 条 条例第 125 条第 1 項の規定による地下水の採取量及び水位の測定は、別表第 17 に定める方法により行わなければならない。

2 小規模揚水施設により地下水を採取している事業者は、条例第 125 条第 1 項の記録を 3 年間保存しておかなければならない。

第 8 章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第 1 節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第 83 条 削除

(1) 原動機付自転車 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

(2) 低公害車 排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車その他環境への負荷の少ない自動車として市長が定めるものをいう。

(自動車等の使用抑制等)

第129条 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を使用する者は、自動車等の効率的な使用又は公共交通機関の利用を図ること等により、自動車等の使用を抑制するよう努めるとともに、必要な整備及び適正な運転を行うことにより、自動車等の排出ガス及び騒音の低減に努めなければならない。

2 何人も、自動車を購入し、又は使用しようとするときは、低公害車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

3 何人も、原動機付自転車を購入し、又は使用しようとするときは、排出ガスの量又は騒音の発生がより少ないものを購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(自動車等からの排出ガスの抑制に関する指針)

第130条 市長は、事業者が実施する自動車等の排出ガスの抑制に係る取組を支援するため、自動車等の排出ガスの抑制に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(自動車を製造する者の責務)

第131条 自動車の製造を業とする者は、低公害車の開発に努めなければならない。

(自動車等を整備する者の責務)

第132条 自動車等の整備を業とする者は、自動車等の整備を行うときは、自動車等の排出ガスを浄化し、又は騒音を低減するために、当該自動車等に備え付けられた装置を点検し、その結果を当該自動車等の整備を委託した者に対して説明するとともに、当該装置の適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。

(自動車を販売する者の責務)

第133条 自動車の販売を業とする者で規則で定めるもの(以下「自動車販売業者」という。)は、低公害車の普及に努めなければならない。

2 自動車販売業者は、自動車を販売する事業所に、販売する自動車で規則で定めるものに係る排出ガスの量、騒音の大きさその他の規則で定める環境に係る項目の情報(以下「自動車環境情報」という。)を記載した書面を備え置かなければならない。

3 自動車販売業者は、前項の規則で定める自動車を購入しようとする者に、当該自動車に係る自動車環境情報を記載した書面を交付して、当該自動車環境情報について説明しなければならない。

(自動車を販売する者への勧告等)

第134条 市長は、自動車販売業者が、正当な理由なく前条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該自動車販売業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(自動車販売業者の定義等)

第84条 条例第133条第1項に規定する規則で定める者は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条の有効な自動車検査証の交付を受けたことのない自動車(二輪自動車及び被けん引車を除く。以下「新車」という。)の販売を業とする者とする。

2 条例第133条第2項に規定する規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、新車とする。

3 条例第133条第2項に規定する規則で定める環境に係る項目は、次に掲げる項目とする。

(1) 次に掲げる排出ガスの量

ア 窒素酸化物

イ 炭化水素(天然ガスを燃料とする自動車である場合は、非メタン炭化水素とすることができる。)

ウ 一酸化炭素

エ 粒子状物質(大気汚染防止法施行令第4条第5号に規定する粒子状物質のうち軽油を燃料とする自動車から排出されるものに限る。)

第 2 節 削除

第 135 条から第 137 条まで 削除

第 3 節 自動車の駐車時における原動機の停止等

(自動車の駐車時における原動機の停止)

第 138 条 自動車の運転者は、自動車の駐車（自動車が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止（人の乗降のための停止を除く。）をすること又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。）をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、救急用自動車を緊急用務のため使用中の場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

2 自動車を事業の用に供する者は、当該自動車の運転者によって前項の規定が遵守されるように、同項の規定を周知する等の適切な措置をとらなければならない。

(駐車場等設置者等の責務)

第 139 条 自動車の駐車又は保管のための施設を設置する者及び管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合（前条第 1 項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺の環境への被害の発生防止に努めなければならない。

2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを設置する者及び管理する者は、その氏名又は名称及び連絡先を当該施設内に掲示するとともに、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に、当該施設内で自動車の駐車をする場合においては原動機を停止すべきことを周知させる措置をとらなければならない。

(1) 駐車場（駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 1 号に規定する路上駐車場及び同条第 2 号に規定する路外駐車場をいう。）

(2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 4 項に規定する自動車ターミナルをいう。）

(3) 前 2 号に掲げるもののほか規則で定める施設

(自動車の運転者等への勧告)

第 140 条 市長は、正当な理由なく第 138 条又は前条第 2 項

オ 黒煙（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

(2) 次に掲げる騒音の大きさ（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

ア 近接排気騒音

イ 加速走行騒音

(3) 燃料の種別及び燃料消費率

(4) 二酸化炭素の排出量

(5) その他自動車に係る環境負荷に関する項目

4 前項に規定する二酸化炭素の排出量にあつては、市長が定める方法により算定した値とする。

第 2 節 削除

第 85 条及び第 86 条 削除

第 3 節 自動車の駐車時における原動機の停止等

(自動車の駐車時における原動機の停止を要しない場合)

第 87 条 条例第 138 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 神奈川県道路交通法施行細則（昭和 44 年神奈川県公安委員会規則第 1 号）第 1 条の 2 第 1 項第 1 号並びに第 4 号アからオまで及びク（同項第 3 号キ（ア）に掲げる車両に限る。）に掲げる車両に該当する場合

(2) 自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置（自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合（外部電源設備により原動機の停止時における冷蔵機能等を維持することができる場合を除く。）

(3) 法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため停止する場合

(4) その他駐車時に原動機の停止ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

(駐車場等の規模等)

第 88 条 条例第 139 条第 2 項に規定する規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートルであることとする。

2 条例第 139 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 道路法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する自動車駐車場

(2) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設

(3) 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設

(4) 客待ち又は貨物の積卸しのため自動車が駐車するために設置される駐車施設

の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(外部電源設備の設置)

第 141 条 冷蔵等の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、当該貨物自動車の原動機の停止時における冷蔵機能等を維持するための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。

第 9 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

(建築物の建築に係る環境への負荷の低減)

第 141 条の 2 建築物の建築(建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。以下この章及び第 146 条の 2 において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の建築に際し、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物環境配慮指針の策定)

第 141 条の 3 市長は、建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置について配慮すべき事項に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(建築物環境配慮計画の作成等)

第 141 条の 4 規則で定める要件に該当する建築物(以下「特定建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画(以下「建築物環境配慮計画」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。

- (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項

2 市長は、建築物環境配慮計画の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(建築物環境配慮計画の変更)

第 141 条の 5 前条第 1 項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築に係る工事が完了

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の要件)

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 20 条第 3 号に規定する建築物を除く。)とする。

(建築物環境配慮計画の届出)

第 88 条の 3 条例第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出は、当該特定建築物について建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。

(建築物環境配慮計画の公表)

第 88 条の 4 条例第 141 条の 4 第 2 項(条例第 141 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により公表する内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築物の概要
- (3) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 141 条の 4 第 2 項又は第 141 条の 7 第 2 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、建築局建築指導部建築企画課に備え置くことのほか、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(建築物環境配慮計画の変更の届出)

第 88 条の 5 条例第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出は、条例第 141 条の 4 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を

するまでの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、同条第2項中「建築物環境配慮計画」とあるのは、「次条第1項の規定による届出に係る変更後の建築物環境配慮計画」と読み替えるものとする。

(建築の中止の届出等)

第141条の6 第141条の4第1項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築(前条第1項の規定による届出に係る変更後の建築を含む。)を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(工事完了の届出)

第141条の7 第141条の4第1項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築に係る工事(第141条の5第1項の規定による届出に係る変更後の工事を含む。)が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(建築物環境性能表示基準の設定等)

第141条の8 市長は、特定建築物のうち、その用途に供する部分の全部又は一部を販売又は賃貸を目的として建築する建築物(以下「販売等建築物」という。)に関する環境への配慮に係る性能(以下「環境性能」という。)の評価を表記した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)の表示の方法その他の事項に関する基準(以下「表示基準」という。)を定めるものとする。

2 市長は、表示基準を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(販売等建築主等による建築物環境性能表示の表示等)

第141条の9 建築物環境配慮計画を届け出た者のうち販売等建築物の建築をしようとする者(以下「販売等建築主」という。)は、当該販売等建築物の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。

2 販売等建築主は、他人に販売等建築物の販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を行った場合において、当該販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を受けた者(以下「販売等受託者」という。)が販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。

3 前項の場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(販売等建築主による建築物環境性能表示の表示の届出)

第141条の10 販売等建築主は、最初に表示基準に基づき建

変更しようとするときは変更後速やかに、同項第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは当該届出に係る変更後の工事に着手する予定の日の15日前までに(当該変更に関して建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をする場合にあっては、当該確認の申請又は計画の通知をする予定の日の15日前までに)、行うものとする。

(建築の中止の届出等)

第88条の6 条例第141条の6第1項の規定による届出は、当該特定建築物の建築を中止した日以後速やかに行うものとする。

2 条例第141条の6第2項の規定により公表する内容は、建築を中止した日その他市長が必要と認める事項とする。

(工事完了の届出)

第88条の7 条例第141条の7第1項の規定による届出は、当該特定建築物の建築に係る工事が完了した日から15日以内に行うものとする。

2 条例第141条の7第2項の規定により公表する内容は、第88条の4第1項各号に掲げる事項及び工事完了年月日とする。

(建築物環境性能表示の広告への表示)

第88条の8 条例第141条の9第1項及び第2項に規定する規則で定める広告は、販売等建築物の全部又は一部の価格及び間取りが表示されている広告であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載されるもの(面積が62,370平方ミリメートル以下であるものを除く。)

(2) 電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。)によるもの(当該広告の方法等に照らし建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせることが困難であると市長が認めるものを除く。)

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第88条の9 条例第141条の10の規定による届出は、当該

建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせたときも同様とする。

(販売等建築主等による環境性能の説明)

第 141 条の 11 販売等建築主及び販売等受託者（以下「販売等建築主等」という。）は、販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸をしようとするときは、当該販売等建築物の用途に供する部分の購入又は賃借をしようとする者に対し、当該販売等建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第 141 条の 12 市長は、第 141 条の 4 第 1 項又は第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出があったときは、建築物環境配慮指針の趣旨を勘案し、当該届出を行った者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、販売等建築主等に対し、当該販売等建築物について第 141 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による表示又は前条の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該販売等建築物の建築物環境性能表示又は当該販売等建築物に係る環境性能の内容の説明に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第 141 条の 13 市長は、第 141 条の 4 第 1 項、第 141 条の 5 第 1 項、第 141 条の 7 第 1 項又は第 141 条の 10 の規定により届出を行うべき者が、正当な理由なく、当該届出を行わない場合は、その者に対し、期限を定めて、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、販売等建築主等が正当な理由がなく前条第 2 項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第 141 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該販売等建築主等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 9 章の 3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等

第 1 節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

(住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明建築物の建築に係る環境への負荷の低減)

第 141 条の 14 建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。以下同じ。）は、住宅（一戸建ての住宅、兼用住宅、共同住宅及び長屋をいう。以下この章において同じ。）の建築（新築又は増築であって、当該新築又は増築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートルを超えるものに限る。）に係る設計を行うときは、規則で定めるところにより、当該住宅に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 10 条第 1 項の建築物

販売等建築物について最初に建築物環境性能表示（当該建築物環境性能表示の内容に変更を生じた場合における当該変更後の建築物環境性能表示を含む。）の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせた日から 15 日以内に行うものとする。

第 8 章の 3 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明等

第 1 節 住宅のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

(規則指定基準への適合性についての評価及び説明)

第 88 条の 10 条例第 141 条の 14 第 1 項の規定による規則指定基準への適合性についての評価及び説明は、当該評価及び説明に係る住宅（同項に規定する住宅をいう。以下この節において同じ。）の工事の着手前に行わなければならない。

2 第 1 項に規定する規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この節において「省令」という。）第 10 条第 2 号及び

エネルギー消費性能基準を上回る基準であって規則で定めるもの（以下「規則指定基準」という。）への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした当該住宅を建築しようとする者（以下「住宅の建築主」という。）に対し、当該評価の結果（当該住宅が規則指定基準に適合していない場合にあつては、当該住宅のエネルギー消費性能（建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）の確保のためとるべき措置の内容を含む。）について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 建築士は、前項の設計を行うときは、当該住宅に係る規則指定基準を上回る基準であって規則で定めるもの（以下「規則指定上位基準」という。）への適合性その他住宅のエネルギー消費性能の向上に資する事項として規則で定めるものについて評価を行うとともに、住宅の建築主に対し、当該評価の結果（当該住宅が規則指定上位基準に適合していない場合にあつては、当該住宅のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置の内容を含む。）について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明するよう努めなければならない。

3 建築士は、あらかじめ、住宅の建築主の承諾を得て、前2項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該建築士は、当該書面を交付したものとみなす。

4 第1項及び第2項の規定は、住宅の建築主から第1項及び第2項の規定による評価及び説明を要しない旨の意思の表明があつた場合については、適用しない。この場合において、建築士は、評価及び説明を要しない旨の意思を表示した書面を当該住宅の建築主から受領するものとする。

5 建築士事務所の開設者（建築士法第23条の5第1項に規定する建築士事務所の開設者をいう。以下同じ。）は、当該事務所に属する建築士が第1項若しくは第2項の規定により説明し、又は前項の規定により書面を受領した場合は、当該説明において交付した書面の写し（第3項に規定する電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）又は受領した書面を規則で定める日まで保存しなければならない。

（住宅のエネルギー消費性能に係る説明結果報告書の作成等）

第141条の15 建築士事務所の開設者で規則で定めるもの（以下「特定開設者」という。）は、住宅のエネルギー消費性能に係る説明の結果について規則で定める事項を記載した報告書（以下この節において「説明結果報告書」という。）を規則で定める日までに電磁的方法により、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による説明結果報告書の提出を受け、必要があると認めるときは、特定開設者に対し、当該説明

第3号に定める基準をいう。次条第2項において同じ。）とする。

3 条例第141条の14第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第141条の14第1項の規定による説明の年月日
- (2) 説明の相手方の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 住宅の所在地
- (4) 住宅が規則指定基準に適合するかどうかの別
- (5) 住宅が規則指定基準に適合していない場合にあつては、当該住宅のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置
- (6) 住宅の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- (7) 前号の建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

（規則指定上位基準への適合性についての評価及び説明）

第88条の11 前条第1項の規定は、条例第141条の14第2項の規定による規則指定上位基準への適合性についての評価及び説明について準用する。

2 条例第141条の14第2項に規定する規則指定基準を上回る基準であつて規則で定めるものは、建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、当該基準における外皮平均熱貫流率（省令第1条第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。第88条の14第2項第3号において同じ。）が0.46以下であることとする。

3 条例第141条の14第2項に規定する住宅のエネルギー消費性能の向上に資する事項として規則で定めるものは、気密性の確保に関する事項で市長が定めるものとする。

4 前条第3項の規定は、条例第141条の14第2項の規則で定める事項について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「第141条の14第1項」とあるのは「第141条の14第2項」と、同項第4号及び第5号中「規則指定基準」とあるのは「規則指定上位基準」と読み替えるものとする。

（評価及び説明を要しない旨の意思を表示した書面）

第88条の12 条例第141条の14第4項の意思の表明（以下この条及び第88条の14第2項第2号において「意思の表明」という。）において建築士に提出する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意思の表明の年月日
- (2) 意思の表明を行った建築主の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 条例第141条の14第1項及び第2項の規定による評価及び説明を要しない住宅の所在地
- (4) 建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

（説明等に係る書面の保存期間）

第88条の13 条例第141条の14第5項の規則で定める日は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して15年を経過した日とする。

結果報告書の内容について説明を求められることができる。

- 3 特定開設者は、前項の規定による説明の求めに協力しなければならない。

(住宅のエネルギー消費性能に係る説明結果報告書の任意作成等)

第 141 条の 16 建築士事務所の開設者（特定開設者を除く。）は、説明結果報告書を電磁的方法により、市長に提出することができる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により説明結果報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「次条第 1 項」と、「特定開設者」とあるのは「建築士事務所の開設者（特定開設者を除く。次項において同じ。）」と、同条第 3 項中「特定開設者」とあるのは「建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

第 2 節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進

(建築物省エネ法第 63 条第 1 項の条例で定める用途)

第 141 条の 17 建築物省エネ法第 63 条第 1 項の条例で定める用途は、全ての用途とする。ただし、建築物省エネ法第 20 条第 2 号の規定により政令で定めるものを除く。

(建築物省エネ法第 63 条第 1 項の条例で定める規模)

第 141 条の 18 建築物省エネ法第 63 条第 1 項の条例で定める規模は、新築又は増築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートルを超えるものとする。

(住宅への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る説明結果報告書の作成等)

第 141 条の 19 住宅の設計において建築物省エネ法第 63 条第 1 項の規定により説明した建築士が属する建築士事務所の開設者（特定開設者に限る。）は、当該住宅への再生可能エネルギー利用設備（建築物省エネ法第 60 条第 1 項の再生可能エネルギー利用設備をいう。）の設置に係る説明の結果について 規則で定める事項を記載した報告書（以下この節において「説明結果報告書」という。）を規則で定める日までに電磁的方法により、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による説明結果報告書の提出を受け、必要があると認めるときは、同項に規定する開設者に対し、当該説明結果報告書の内容について説明を求められることができる。
- 3 第 1 項に規定する開設者は、前項の規定による説明の求めに協力しなければならない。

(住宅への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る説明結果報告書の任意作成等)

第 141 条の 20 住宅の設計において建築物省エネ法第 63 条第 1 項の規定により説明した建築士が属する 建築士事務所

- (1) 条例第 141 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定による説明において交付した書面の写し 当該写しを作成した日

- (2) 条例第 141 条の 14 第 4 項の規定により受領した書面 当該書面を受領した日

(住宅のエネルギー消費性能に係る説明結果報告書)

第 88 条の 14 条例第 141 条の 15 第 1 項に規定する規則で定めるものは、市内において 1 年間に建築する住宅の棟数が 5 以上であって、当該住宅の延べ面積の合計が 15,000 平方メートル以上の建築士事務所の開設者とする。

- 2 条例第 141 条の 15 第 1 項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 141 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定により行う説明（第 4 項において「説明」という。）の内容

- (2) 意思の表明の有無

- (3) 住宅の外皮平均熱貫流率

- (4) 住宅の一次エネルギー消費性能（省令第 4 条第 1 項の式により算出した数値を省令第 5 条第 1 項の式により算出した数値で除した数値をいう。）

- 3 条例第 141 条の 15 第 1 項の規則で定める日は、市長が指定する日とする。

- 4 条例第 141 条の 15 第 1 項の規定による提出は、年度ごとに、当該年度の前年度に行った説明の結果に係る報告書を提出することにより行うものとする。

第 2 節 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進

(住宅への再生可能エネルギー利用設備の設置に係る説明結果報告書)

第 88 条の 15 条例第 141 条の 19 第 1 項に規定する規則で定める事項は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 63 条第 1 項の規定による説明の内容とする。

- 2 前条第 3 項の規定は、条例第 141 条の 19 第 1 項の規則で定める日について準用する。

- 3 前条第 4 項の規定は、条例第 141 条の 19 第 1 項の規定による提出について準用する。

の開設者（特定開設者を除く。）は、説明結果報告書を電磁的方法により、市長に提出することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により説明結果報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

第10章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

（地球温暖化の防止等に関する責務）

第142条 横浜市は、地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。以下同じ。）の防止等のため、温室効果ガスの排出の抑制及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

- 2 市民は、前項の計画に定めるところにより、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動を行うに当たり、第1項の計画に定めるところにより、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- (1) 燃料の燃焼の合理化を図ること。
 - (2) 加熱、冷却、伝導等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。
 - (3) 廃熱の回収利用を行うこと。
 - (4) 温室効果ガスを排出する設備の効率的な使用を行うこと。

（温室効果ガスの排出の抑制に関する指針）

第143条 市長は、事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制に係る取組を支援するため、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

（地球温暖化対策計画の作成等）

第144条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるもの（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他地球温暖化を防止する対策に関する事項を定めた計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を、前条の指針に基づき作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を提出したとき、及び前項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表しなければならない。
- 4 市長は、地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

（地球温暖化対策計画の作成等）

第89条 条例第144条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの（次号に該当するものを除く。）
- (2) 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が本市に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事

が提出されたとき、又は第2項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

- 5 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、地球温暖化を防止する対策の実施に関する協力を求めることができる。

業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のも

- (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条各号に掲げる自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。))以外の自動車であって、市内に使用する本抛の位置を有するものに限る。)の前年度の末日における使用台数が100台以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作成した者は、同項第1号若しくは第2号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル未満となり、又は同項第3号に規定する前年度の末日における使用台数が100台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。
- 3 条例第144条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、令和7年度又は同年度から起算して3の倍数の年度を経過したごとの年度(以下この項において「計画開始年度」という。)から3年度ごとを計画期間として作成するものとする。ただし、計画開始年度の翌年度又は翌々年度に地球温暖化対策事業者に該当することとなった場合に作成する当該計画の計画期間は、次に到来する計画開始年度の前年度までとする。
- 4 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。
- 5 条例第144条第2項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告は、毎年度、前年度分について、7月末日までに行うものとする。
- 6 条例第144条第3項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。
- (1) 地球温暖化対策計画に係る公表 次に掲げる事項
- ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - ウ 温室効果ガスの排出の状況
 - エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
 - オ その他市長が必要と認める事項
- (2) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表 次に掲げる事項
- ア 地球温暖化対策事業者の概要

(地球温暖化対策計画の評価及び表彰)

第 144 条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による計画又は報告の提出があったときは、その内容について、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき評価するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による評価において、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める地球温暖化対策事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。

4 市長は、前条第 2 項の規定による報告に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成状況等が特に優良であると認める地球温暖化対策事業者について、表彰することができる。

(非該当の届出)

第 144 条の 3 地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の提出等)

第 144 条の 4 地球温暖化対策事業者以外の事業者は、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき、地球温暖化対策計画を作成し、市長に提出することができる。

2 前項の事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施し、その状況を市長に報告することができる。

3 第 144 条第 4 項及び第 144 条の 2 の規定は、第 1 項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

イ 地球温暖化を防止する対策を実施した年度

ウ 地球温暖化対策計画の計画期間

エ 温室効果ガスの排出の状況

オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

カ その他市長が必要と認める事項

7 条例第 144 条第 3 項の規定による地球温暖化対策計画に係る公表は、当該計画の計画期間の満了する日まで行うものとする。

8 条例第 144 条第 3 項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表は、当該報告の日から起算して 90 日を経過する日まで行うものとする。

9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

第 89 条の 2 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 地球温暖化対策事業者の名称

(2) 地球温暖化対策事業者の所在地

(3) 条例第 144 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果

(4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 144 条の 2 第 3 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(非該当の届出)

第 89 条の 3 条例第 144 条の 3 の規定による届出は、第 89 条第 3 項に規定する計画期間内に地球温暖化対策事業者に該当しなくなった場合において、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

(1) 事業者の名称

(2) 事業者の所在地

(3) 該当しなくなった理由

(4) その他市長が必要と認める事項

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の公表等)

第 89 条の 4 第 89 条第 9 項において読み替えて準用する同条第 6 項及び第 89 条の 2 の規定は、条例第 144 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する条例第 144 条第 4 項及び条例第 144 条の 2 の規定の適用について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

る。

(温室効果ガスの排出の抑制に係る指導及び勧告)

第 145 条 市長は、地球温暖化対策計画を作成し、及び実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、地球温暖化対策事業者が、地球温暖化対策計画の提出をしなかったとき、第 144 条第 2 項の規定による報告をしなかったとき、又は同条第 3 項の規定による公表をしなかったときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第 2 節 削除

第 146 条 削除

第 3 節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第 146 条の 2 規則で定める建築物の建築をしようとする者は、再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱その他規則で定めるエネルギーをいう。以下同じ。）の導入を検討し、規則で定めるところにより、その検討の結果を市長に報告しなければならない。

(住宅を展示する者の責務)

第 146 条の 3 規則で定める方法により住宅を展示する者は、再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供に努めなければならない。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第 146 条の 4 市長は、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対し、地球温暖化を防止する対策を推進するため、市内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることができる。

第 4 節 低炭素電気の普及の促進

(事業者の責務)

第 146 条の 5 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素電気（地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下同じ。）の調達又は供給に努めなければならない。

(低炭素電気の普及の促進に関する指針)

第 2 節 削除

第 90 条 削除

第 3 節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第 90 条の 2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 20 条第 3 号に規定する建築物を除く。）とする。

2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定めるエネルギーは、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。

3 条例第 146 条の 2 の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。

(住宅を展示する者の責務)

第 90 条の 3 条例第 146 条の 3 に規定する規則で定める方法は、自ら管理運営する展示場において共同住宅以外の住宅の供給を業とする複数の者に建築物を建築させることにより展示する方法とする。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第 90 条の 4 条例第 146 条の 4 に規定する規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定する電気事業者
- (2) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 12 項に規定するガス事業者
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 2 条第 5 項に規定する石油精製業者及び同条第 7 項に規定する特定石油販売業者

第 4 節 低炭素電気の普及の促進

(低炭素電気)

第 90 条の 5 条例第 146 条の 5 に規定する規則で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。

- (1) 再生可能エネルギーにより得られる電気（発電に伴い二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を有すると市長が認めるものに限る。）

第 146 条の 6 市長は、事業者が実施する低炭素電気の調達又は供給に係る取組を支援するため、低炭素電気の普及の促進に関する指針を定め、これを公表するものとする。
(低炭素電気普及促進計画の作成等)

第 146 条の 7 市内に電気を供給している小売電気事業者(電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者をいう。)(以下「特定電気供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画(以下「低炭素電気普及促進計画」という。)を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したとき、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。
- 4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計画が提出されたとき、又は第 2 項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するものとする。

(非該当の届出)

第 146 条の 8 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(低炭素電気の普及の促進に係る指導及び勧告)

第 146 条の 9 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第 146 条の 7 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第 11 章 日常生活における環境の保全

第 1 節 日常生活に伴う騒音等の防止

- (2) 工場等で発生する排熱その他これに類するものと市長が認めるエネルギーにより得られる電気
- (3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成 18 年経済産業省令、環境省令第 3 号)第 2 条第 5 項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気
- (4) その他前 3 号に掲げる電気に類するものと市長が認める電気

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

第 90 条の 6 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8 月末日までに提出するものとする。ただし、当該年度の 8 月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。

- 2 条例第 146 条の 7 第 2 項の規定による実施の状況の報告は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と同時に行うものとする。
- 3 条例第 146 条の 7 第 3 項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針及び推進体制
- (2) 電気の供給に伴い排出される 1 キロワット時当たりの二酸化炭素の量及びその抑制のための計画
- (3) 販売のために調達した電気量及び条例第 146 条の 6 に規定する指針に定める区分に応じた当該電気量の内訳
- (4) その他市長が必要と認める事項

- 4 前項の規定は、条例第 146 条の 7 第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素マネジメント課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

(非該当の届出)

第 90 条の 7 条例第 146 条の 8 の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 特定電気供給事業者に該当しなくなった理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第 147 条 何人も、屋外に設置する機器又は音響機器の使用その他日常生活に伴って発生する騒音又は振動により周辺の生活環境を損なうことのないよう自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の快適な生活環境の保全に努めなければならない。

2 市長は、日常生活に伴って発生する騒音又は振動の防止について配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第 2 節 日常生活等に伴う水質の汚濁の防止

第 148 条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に努めなければならない。

2 何人も、河川区域、海岸等において調理、野営等の活動を行うときは、調理に使用した油の回収等に努めなければならない。

第 12 章 非常時の措置

第 149 条 事業者は、事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、大気汚染、悪臭又は水質汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を市長に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を市長に報告しなければならない。

第 149 条の 2 市長は、前条第 1 項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第 13 章 環境保全協定の締結

第 150 条 市長は、事業者と協議の上、事業活動に伴う環境への負荷を低減するために事業者が行うべき取組に係る当該事業者との合意事項を定める協定（以下「環境保全協定」という。）を締結し、事業者との連携を推進することにより、環境の保全に関する施策の実効性を確保するものとする。

2 市長は、前項の規定により環境保全協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

3 環境保全協定の締結の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第 14 章 雑則

（報告の徴収）

第 151 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は関係人に対し、報告を求めることができる。

（協力の要請）

第 152 条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、

第 10 章 非常時の措置

第 91 条 条例第 149 条第 1 項に規定する規則で定める物質は、別表第 18 に掲げる物質とする。

2 条例第 149 条第 2 項の規定による報告は、非常時応急措置等報告書（第 32 号様式の 2）により行うものとする。

3 条例第 149 条の 2 第 2 項の規定による報告は、非常時応急措置等完了報告書（第 33 号様式）により行うものとする。

第 11 章 環境保全協定の締結

第 92 条 条例第 150 条第 3 項に規定する環境保全協定の締結は、おおむね次に掲げる事項を記載した書面を取り交わすことにより行うものとする。

- (1) 環境への負荷を低減するために事業者が行う環境保全対策
- (2) 環境保全対策に関する組織
- (3) 環境保全協定の変更に係る協議の方法
- (4) 環境保全協定の公開の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

第 12 章 雑則

（身分証明書）

第 93 条 条例第 154 条第 2 項の規定による証明書は、身分証明書（第 34 号様式）とする。

国の関係機関の長、関係地方公共団体その他の諸団体の長、事業者又は関係人に対し、必要な措置をとるよう協力を要請するものとする。

(情報提供の要請)

第 153 条 市長は、事業者又は市民の環境の保全に関する取組に資するため、事業者又は関係人に対し、環境の保全に関する情報で事業者又は関係人が保有するものを、市長に提出するよう要請することができる。

(立入検査)

第 154 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者又は排水を排出する事業者は、排煙量等又は排水の汚染状態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設ける等により第 1 項の立入検査に協力しなければならない。

第 155 条 削除

(勧告に従わなかった者の公表)

第 156 条 市長は、第 6 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 50 条第 2 項、第 60 条第 3 項、第 61 条の 3 第 3 項、第 62 条の 3 第 3 項、第 64 条第 4 項、第 68 条第 2 項、第 68 条の 2 第 2 項、第 70 条第 3 項、第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 6 項 (同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 70 条の 4 第 2 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 70 条の 6 第 3 項、第 74 条第 2 項、第 75 条第 5 項、第 85 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 94 条の 2、第 98 条第 2 項、第 104 条第 2 項、第 110 条第 2 項、第 116 条第 2 項、第 123 条第 2 項、第 134 条、第 140 条、第 141 条の 13、第 145 条第 2 項又は第 146 条の 9 第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(横浜市環境創造審議会の意見の聴取)

第 157 条 市長は、指定事業所の指定、規制基準の設定その他この条例の施行に関し基本的な事項を定めようとするときは、横浜市環境創造審議会条例 (平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号) に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 158 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 15 章 罰則

第 159 条 次のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

(委任)

第 94 条 この規則の施行に関し必要な事項は、脱炭素・GREEN × EXPO 推進局長、みどり環境局長、資源循環局長又は建築局長が定める。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した者
- (2) 第26条第2項、第32条第2項又は第51条第1項の規定に違反して禁止された行為を行った者
- (3) 第29条第3項、第35条、第36条、第47条第3項又は第82条の規定による命令に違反した者

第159条の2 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第64条の2第4項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）、第65条第3項、第66条の2第2項、第4項若しくは第8項、第67条の2第4項、第69条第4項又は第69条の4の規定による命令に違反した者
- (2) 第66条の2第6項又は第66条の3の規定に違反した者

第160条 第52条第2項、第53条第2項、第54条第3項、第59条第3項又は第61条の4第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第161条 次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項の規定に違反して同項に規定する第3条第2項第4号及び第6号から第15号までに係る変更のうち、規則で定める変更をした者
- (2) 第37条において準用する第36条第1項、第48条第2項又は第149条の2第1項の規定による命令に違反した者

第161条の2 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第64条の2第5項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第65条第1項又は第67条の2第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
- (3) 第69条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第1項本文又は第2項に規定する搬出をした者
- (4) 第69条の2の規定に違反して、条例汚染土壌を運搬した者
- (5) 第69条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、条例汚染土壌の処理を他人に委託した者
- (6) 第69条の5第1項（同条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (7) 第69条の5第3項前段又は第4項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

- (8) 第 69 条の 5 第 3 項後段（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を回付しなかった者
- (9) 第 69 条の 5 第 5 項、第 7 項又は第 8 項（これらの規定を同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者
- (10) 第 69 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (11) 第 69 条の 6 第 3 項の規定に違反して、送付をした者

第 161 条の 3 第 69 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、忌避した者は、300,000 円以下の罰金に処する。

第 162 条 次のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 55 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 29 条第 4 項又は第 51 条第 5 項の規定による命令に違反した者
- (3) 第 72 条第 1 項の規定に違反して揚水施設を設置し地下水を採取した者又は第 75 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する変更をした者
- (4) 第 151 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 154 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 163 条 次のいずれかに該当する者は、100,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条、第 8 条第 2 項若しくは第 3 項、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 12 条、第 55 条第 3 項若しくは第 4 項、第 56 条第 2 項、第 76 条、第 77 条第 3 項又は第 78 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 27 条又は第 30 条の規定による記録をせず、若しくは保存をせず、又は虚偽の記録をした者
- (3) 第 81 条の規定による記録をせず、若しくは報告をせず、虚偽の記録をし、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第 149 条の 2 第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第 164 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 159 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 165 条 次のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 66 条の 2 第 9 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 67 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 69 条第 3 項又は第 69 条の 5 第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

条例附則及び改正履歴は以下のウェブサイトをご覧ください。

- ・ 条例附則

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001294.html#e000004071

QRコードはこちら



- ・ 条例の改正履歴

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/rireki.html#2FDCB>

QRコードはこちら



別表（第2条及び第6条）

- 1 石油製品の製造の作業
- 2 石油化学基礎製品の製造の作業
- 3 潤滑油又はグリースの製造の作業
- 4 合成樹脂の製造の作業
- 5 合成ゴムの製造の作業
- 6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業
- 7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業
- 8 医薬品の製造の作業
- 9 農薬の製造の作業
- 10 香料の製造の作業
- 11 化粧品の製造の作業
- 12 化学繊維の製造の作業
- 13 合成樹脂製品の製造の作業
- 14 コールタール製品の製造の作業
- 15 1から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業
- 16 化学肥料の製造の作業
- 17 無機顔料の製造の作業
- 18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業
- 19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業
- 20 コークスの製造の作業
- 21 ゴム製品の製造の作業
- 22 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業
- 23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業
- 24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業
- 25 電気機械器具の製造の作業
- 26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業
- 27 精密機械器具の製造の作業
- 28 24から27までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業
- 29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業
- 30 セメント又はセメント製品の製造の作業
- 31 ガラス又はガラス製品の製造の作業
- 32 陶磁器の製造の作業
- 33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業
- 34 29から33までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業
- 35 飼料又は有機質肥料の製造の作業
- 36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業
- 37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業
- 38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業
- 39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業
- 40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業
- 41 農産保存食料品の製造の作業
- 42 調味料の製造の作業
- 43 糖類の製造の作業
- 44 パン又は菓子の製造の作業
- 45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業
- 46 動植物油脂の製造の作業
- 47 精穀又は製粉の作業
- 48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業
- 49 発電の作業
- 50 ガスの製造の作業
- 51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業
- 51の2 汚染土壌の処理の作業

- 52 下水道水の最終的な処理の作業
- 53 汚水又は廃液の処理の作業
- 54 廃ガスの燃焼又は分解の作業
- 55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業
- 56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業
- 57 と畜又は死亡獣畜処理の作業
- 58 写真の現像又は図画等の複写の作業
- 59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業
- 60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業
- 61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業
- 62 動力を用いて行う物の塗装の作業
- 63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業
- 64 物の表面処理又はめっきの作業
- 65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業
- 66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業
- 67 金属その他の物の研磨の作業
- 68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業
- 69 1 から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの

施行規則附則及び改正履歴は以下のウェブサイトをご覧ください。

- ・ 施行規則附則

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001276.html#e000006126

QRコードはこちら



- ・ 施行規則の改正履歴

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/rireki.html#493A6>

QRコードはこちら



別表第1 (第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)

条例別表の作業	作業の内容	施設
1 石油製品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製品の製造の作業	石油製品(石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。)の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副製品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 反応施設 (3) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
3 潤滑油又はグリースの製造の作業	潤滑油又はグリースの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設
4 合成樹脂の製造の作業	合成樹脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 分離施設 (4) 蒸留施設
5 合成ゴムの製造の作業	合成ゴムの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 濃縮施設 (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 充填施設
7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業	界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 蒸留施設 (3) 精製施設 (4) 塩析施設 (5) 混合施設
8 医薬品の製造の作業	医薬品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 発酵施設(培養施設を含む。) (3) 抽出施設 (4) 動物原料処理施設 (5) 蒸留施設 (6) 混合施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。)

		(9) 濃縮施設
9 農薬の製造の作業	農薬の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設 (6) 分離施設 (7) 蒸留施設
10 香料の製造の作業	香料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 抽出施設 (3) 混合施設 (4) 充填施設 (5) 洗浄施設(容器洗浄施設を含む。) (6) 分離施設
11 化粧品製造の作業	化粧品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 乳化施設 (2) 混合施設 (3) 充填施設 (4) 洗浄施設(容器洗浄施設及び洗浄冷却施設を含む。) (5) 分離施設
12 化学繊維の製造の作業	化学繊維の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 分離施設 (3) 洗浄施設 (4) 湿式紡糸施設
13 合成樹脂製品の製造の作業	合成樹脂製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 成形施設(真空成形施設を除く。) (2) 吹き付け塗布施設(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 混練施設 (4) 破碎施設(原動機の定格出力が0.75kW以上であるものに限る。)
14 コールタール製品の製造の作業	コールタール(ガス軽油を含む。)を原料とする油類、酸、ピッチその他のコールタール製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉(直火炉を含む。) (2) 蒸留施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 分解施設
15 1から14までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業	有機化学工業製品の製造の作業(1から14までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 塩化水素吸収施設 (3) 混合施設 (4) 発酵施設 (5) 蒸留施設 (6) 抽出施設 (7) 分離施設 (8) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (9) 濃縮施設
16 化学肥料の製造の作業	化学肥料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 濃縮施設 (3) 焼成炉 (4) 溶解炉 (5) 焙焼炉

		(6) 破碎施設 (7) 分離施設
17 無機顔料の製造の作業	無機顔料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 溶解炉 (2) 反応施設(反応炉を含む。) (3) 焼成炉 (4) 洗浄施設 (5) 分離施設 (6) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。)
18 か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉 (2) 反応施設 (3) 亜硫酸ガス冷却洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) 塩化水素吸収施設 (5) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (6) 電解施設
19 17及び18に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業	無機化学工業製品の製造の作業(17及び18に掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 焙焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 煨焼炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (4) 反応施設(反応炉を含む。) (5) 塩化水素吸収施設 (6) 蒸留施設(特定排水施設に限る。) (7) 抽出施設(特定排水施設に限る。) (8) 分離施設(塩水精製施設を含む。) (9) 混合施設(特定排水施設に限る。) (10) 濃縮施設(特定排水施設に限る。) (11) 電解施設 (12) 分別施設 (13) 洗浄施設(洗浄冷却施設を含む。) (14) 破碎施設 (15) 磨砕施設
20 コークスの製造の作業	コークス(石油コークスを除く。)の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) コークス炉 (2) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。) (3) 分離施設
21 ゴム製品の製造の作業	ゴム製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) はり合せ成形施設(動力を使用するものに限る。) (2) 混練施設 (3) 加硫施設 (4) 洗浄施設 (5) ラテックス処理施設

<p>22 銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業</p>	<p>銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又は鉄鋼基礎資材の鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 溶鋳炉 (2) 転炉 (3) 平炉 (4) 焼結炉 (5) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (6) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (7) 焙焼炉 (8) 製鋼用電気炉 (9) 圧延施設(製管施設を含む。)</p>
<p>23 非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業</p>	<p>非鉄金属若しくはその合金の製造又は非鉄金属基礎資材の鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属溶解炉(鉛用溶解炉以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (3) 煨焼炉 (4) 反応炉 (5) 直火炉 (6) 焼結炉 (7) ろ過施設(特定排水施設に限る。) (8) 還元施設(反応炉を除く。) (9) 電解施設 (10) 水銀精製施設 (11) 圧延施設 (12) 二酸化珪素蒸着成長施設</p>
<p>24 建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業</p>	<p>建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの</p>

		<p>燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。)</p> <p>(5) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。)</p> <p>(7) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のものを除く。)</p>
<p>25 電気機械器具の製造の作業</p>	<p>電気機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属溶解炉(鉛蓄電池の製造の作業に用いるもの以外のものにあつては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 化成施設(カドミウム電極又は鉛電極に係るものに限る。)</p> <p>(5) 水銀精製施設</p> <p>(6) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。)</p> <p>(7) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。)</p> <p>(8) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。)</p> <p>(9) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(10) 鋳造型型施設</p> <p>(11) 型ばらし施設</p> <p>(12) タンブラー</p> <p>(13) ブラスト(密閉式のものを除く。)</p> <p>(14) 化学気相成長施設</p>

<p>26 船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業</p>	<p>船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 船舶製造施設(重量トンが1,000t以上であるものに限る。) (3) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (5) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75kW以上であるものに限る。) (8) ワイヤフォーミングマシン (9) 鋳造型造施設 (10) 型ばらし施設 (11) タンブラー (12) ブラスト(密閉式のものを除く。)
<p>27 精密機械器具の製造の作業</p>	<p>精密機械器具の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)を含む。) (4) 水銀精製施設 (5) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。) (6) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。) (7) ロール式ベンディングマシン(原動

		<p>機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のものを除く。)</p>
28 24 から 27 までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業	機械器具(24 から 27 までに掲げる作業に係るものを除く。)、武器又は金属製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(3) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(4) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。)</p> <p>(5) せん断機(原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ロール式バンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(7) ワイヤフォーミングマシン</p> <p>(8) 鋳造型型施設</p> <p>(9) 型ばらし施設</p> <p>(10) タンブラー</p> <p>(11) ブラスト(密閉式のものを除く。)</p>
29 骨材又は石工品の製造又は加工の作業	骨材又は石工品の製造又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) アスファルトプラント(骨材乾燥炉を含む。)</p> <p>(3) コンベア施設(ベルトの幅が 75cm 以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が 0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。)に限る。)</p> <p>(4) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p>

		<p>(6) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(7) 石材切断施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p>
30 セメント又はセメント製品の製造の作業	セメント又はセメント製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉</p> <p>(2) コンベア施設(ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)</p> <p>(3) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(5) コンクリートプラント</p> <p>(6) 成形施設</p> <p>(7) 抄造施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(8) 水養生施設(蒸気養生施設を含み、特定排水施設に限る。)</p>
31 ガラス又はガラス製品の製造の作業	ガラス又はガラス製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 溶融炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 保温炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(4) 処理施設(酸によるものに限る。)</p> <p>(5) 樹脂吹き付け塗布施設</p> <p>(6) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(7) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 二酸化珪素蒸着成長施設</p>
32 陶磁器の製造の作業	陶磁器の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 処理施設(酸によるものに限る。)</p> <p>(3) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(5) 湿式分別施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(6) 脱水施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(7) 成形施設(特定排水施設に限る。)</p>

<p>33 炭素又は黒鉛製品の製造の作業</p>	<p>炭素又は黒鉛製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 破碎施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 分別施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 混練施設 (5) 成形施設 (6) 仕上げ加工施設 (7) 冷却施設(特定排水施設に限る。)</p>
<p>34 29 から 33 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業</p>	<p>窯業製品又は土石製品の製造の作業(29 から 33 までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 焼成炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。) (2) 破碎施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (3) 磨砕施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 分別施設(乾式のものにあつては、原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (5) 成形施設 (6) 脱水施設(特定排水施設に限る。) (7) 混合施設(有機質砂壁材の製造の作業に用いられるもので、特定排水施設に限る。) (8) 処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。)</p>
<p>35 飼料又は有機質肥料の製造の作業</p>	<p>動植物性飼料又は有機質肥料の製造の作業(農業又は漁業を営む者(同居人を含む。)がその業に関して取得した物を加工する作業及びその者が消費するために加工する作業並びに51に掲げる作業のうち51の項施設の欄の(8)、(24)及び(26)に掲げる施設のいずれかを用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 洗浄施設 (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (5) 圧搾施設 (6) 濃縮施設 (7) 破碎施設 (8) 混合施設 (9) 発酵施設 (10) 乾燥施設</p>
<p>36 製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業</p>	<p>製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 製綿機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (2) 打綿機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 動力撚糸機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 動力織機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (5) 動力編み機(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (6) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (7) 精練施設(特定排水施設に限る。) (8) シルケット機(特定排水施設に限る。) (9) 漂白施設(特定排水施設に限る。) (10) 薬液浸透施設 (11) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (12) 副蚕処理施設(特定排水施設に限る。) (13) 染色施設(特定排水施設に限る。) (14) まゆ湯煮施設
37 皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業	皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水づけ軟化施設 (2) 洗浄施設 (3) 石灰づけ施設 (4) なめし施設 (5) 染色施設(特定排水施設に限る。)
38 木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業	木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) バーカー (2) チッパー(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 現像施設(特定排水施設に限る。) (4) はり合せ施設 (5) 碎木施設 (6) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、特定排水施設に限る。) (7) パネル打ち抜き用プレス機 (8) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (9) 動力かんな盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (10) 薬液浸透施設(特定排水施設に限る。)
39 パルプ、紙又は紙工品の製造の作業	パルプ、紙又は紙工品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) バーカー (3) 蒸解施設 (4) 蒸解廃液濃縮施設 (5) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (6) 漂白施設(特定排水施設に限る。) (7) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (8) 碎木施設 (9) チッパー(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (10) 抄紙施設(抄造施設を含む。)

		<ul style="list-style-type: none"> (11) セロファン製膜施設(特定排水施設に限る。) (12) 湿式繊維板成型施設 (13) コルゲートマシン (14) はり合せ施設
40 畜産食料品又は水産食料品の製造の作業	畜産食料品又は水産食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 分離施設(小規模排水施設を除く。)
41 農産保存食料品の製造の作業	農産保存食料品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 圧搾施設(小規模排水施設を除く。)
42 調味料の製造の作業	調味料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (3) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 濃縮施設(小規模排水施設を除く。) (6) 精製施設(小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (9) 混合施設(小規模排水施設を除く。)
43 糖類の製造の作業	糖類の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料処理施設(特定排水施設に限る。) (2) 洗浄施設(流送施設を含み、特定排水施設に限る。) (3) 分離施設(特定排水施設に限る。) (4) 精製施設(特定排水施設に限る。)

<p>44 パン又は菓子の製造の作業</p>	<p>パン又は菓子の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 洗浄施設(小規模排水施設を除く。) (3) 混合施設(小規模排水施設を除く。)</p>
<p>45 酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業</p>	<p>酒類、清涼飲料その他の飲料の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (2) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (4) 搾汁施設(小規模排水施設を除く。) (5) ろ過施設(小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(小規模排水施設を除く。) (7) 蒸留施設(小規模排水施設を除く。)</p>
<p>46 動植物油脂の製造の作業</p>	<p>動植物油脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 焙^{ばい}せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 抽出施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 原料処理施設 (5) 洗浄施設 (6) 圧搾施設 (7) 分離施設 (8) 精製施設</p>
<p>47 精穀又は製粉の作業</p>	<p>精穀又は製粉の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 精米機(原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。) (2) 精麦機(原動機の定格出力が15kW以上であるものに限る。) (3) 製粉機(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。) (4) 洗浄施設(特定排水施設に限る。)</p>
<p>48 40から47までに掲げる作業以外の食料品の製造の作業</p>	<p>食料品の製造の作業(40から47までに掲げる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 直火炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (2) 焙^{ばい}せん施設(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。) (3) 原料処理施設(小規模排水施設を除く。) (4) 洗浄施設(容器洗浄施設を含み、小規模排水施設を除く。) (5) 湯煮施設(蒸煮施設を含み、小規模排水施設を除く。) (6) 発酵施設(培養施設を含み、小規模排水施設を除く。) (7) 抽出施設(小規模排水施設を除く。) (8) 分離施設(小規模排水施設を除く。) (9) 精製施設(小規模排水施設を除く。)</p>

		<p>(10) 調理施設(小規模排水施設を除く。)</p> <p>(11) 洗だめ(小規模排水施設を除く。)</p> <p>(12) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p>
49 発電の作業	発電の作業(非常用の発電の作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) ガスタービン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)</p> <p>(2) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)</p> <p>(3) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)</p>
50 ガスの製造の作業	石炭ガス、水性ガス又は油ガスの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) ガス発生炉(燃料電池用改質器にあっては、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)</p> <p>(2) 加熱炉</p> <p>(3) コークス炉</p> <p>(4) 分離施設(タール又はガスに係るもので、特定排水施設に限る。)</p> <p>(5) ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含み、特定排水施設に限る。)</p>
51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業	<p>(1) 金属、合成樹脂、ゴム、木材(伐採木及び木の枝を含む。)、油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。)その他の資源の再生の作業のうち右欄の(1)から(14)まで及び(17)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業</p> <p>(2) 廃棄物の処理の作業のうち右欄の(1)から(16)まで及び(20)から(27)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業</p> <p>(3) (2)の作業以外の廃棄物の処理のために設けられた事業場(埋立処分場を除く。)において行われる作業(53に掲げる作業を除く。)のうち右欄の(17)から(19)までに掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 金属回収焼却炉</p> <p>(2) 金属溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの及び変圧器の定格容量が200kVA以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 容器洗浄施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(4) 白土処理施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(5) 蒸留施設</p> <p>(6) 動力プレス機(加圧能力が98kNを超えるものに限る。)</p> <p>(7) せん断機(原動機の定格出力が1kW以上であるものに限る。)</p> <p>(8) 破砕施設(原動機の定格出力が7.5kW(合成樹脂用破砕施設にあっては、0.75kW)以上であるものに限る。)</p> <p>(9) 磨砕施設(原動機の定格出力が7.5kW以上であるものに限る。)</p> <p>(10) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が2.2kWを超えるものに限る。)</p> <p>(11) 金属回収溶解槽(特定排水施設に限る。)</p> <p>(12) 分別施設(原動機の定格出力が7.5kW</p>

		<p>以上であるものに限る。)</p> <p>(13) 溶融施設</p> <p>(14) 乾留施設</p> <p>(15) 廃棄物焼却炉(火格子面積又は火床面積が 0.5m²以上であるもの、焼却能力が1時間当たり 50kg 以上であるもの及び一次燃焼室(燃焼室が一の廃棄物焼却炉にあつては、当該燃焼室)の容積が 0.8m³以上であるものに限る。)</p> <p>(16) し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和44年建設省告示第3184号)により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)</p> <p>(17) 中和施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(18) 分離施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(19) 固化施設(特定排水施設に限る。)</p> <p>(20) コンベア施設(鉱物、土石又はがれき類の移送の用に供するもので、ベルトの幅が75cm以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が0.03m³以上であるもの(密閉式のものを除く。))に限る。)</p> <p>(21) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるものに限る。)</p> <p>(22) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)</p> <p>(23) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であるものに限る。)</p> <p>(24) 乾燥施設</p> <p>(25) 圧縮成形施設</p> <p>(26) 発酵施設</p> <p>(27) メタン発酵施設</p>
51 の 2 汚染土壌の処理の作業	<p>条例第62条の3に規定する汚染土壌の処理の作業のうち、右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業(汚染土壌が存在する土地が含まれる一団の土地において、当該土地に存在する汚染土壌を処理する作業を除く。)</p>	<p>(1) 浄化等処理施設</p> <p>(2) セメント製造施設</p> <p>(3) 分別等処理施設</p>
52 下水道水の最終的な処理の作業	<p>下水道水最終的な処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>(1) 終末処理場</p>

<p>53 汚水又は廃液の処理の作業</p>	<p>2以上の事業所から排出される汚水又は廃液の共同処理の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>(1) 処理施設(2以上の事業所から排出される汚水又は廃液を共同で処理するものに限る。)</p>
<p>54 廃ガスの燃焼又は分解の作業</p>	<p>廃ガスの燃焼又は分解の作業(51に掲げる作業のうち 51 の項施設の欄の(15)に掲げる施設を用いる作業及び 51 の2に掲げる作業のうち 51 の2の項施設の欄の(1)に掲げる施設を用いる作業を除く。)のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 廃ガス燃焼施設(補助燃料を使用する廃ガス燃焼施設であって、当該補助燃料用のバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(2) フロン分解処理施設(クロロフルオロカーボン又はハイドロクロロフルオロカーボンを処理するものに限る。)</p>
<p>55 車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業</p>	<p>車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(2) 鍛造施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p> <p>(3) 動力プレス機(加圧能力が 98kN を超えるものに限る。)</p> <p>(4) せん断機(原動機の定格出力が 1 kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(5) ロール式バンディングマシン(原動機の定格出力が 3.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(6) 動力のこぎり盤(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。)</p> <p>(7) 動力かんな盤(原動機の定格出力が 0.75kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(8) コンテナ洗浄施設(コンテナに関する通関条約第1条又は国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約第1条に規定するコンテナの洗浄に係るもので、特定排水施設に限る。)</p> <p>(9) 自動式車両洗浄施設(小規模排水施設を除く。)</p>
<p>56 皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業</p>	<p>皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) ドライクリーニング施設(テトラクロロエチレンを用いるものに限る。)</p> <p>(2) 水洗式クリーニング施設(日本標準産業分類に定める普通洗濯業又はリネンサプライ業に係るもので、小規模排水施設を除く。)</p>

<p>57 と畜又は死亡獣畜処理の作業</p>	<p>と畜場(と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 3 条第 2 項に規定すると畜場をいう。)における獣畜の解体の作業又は死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)における死亡獣畜の解体の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>(1) 解体施設</p>
<p>58 写真の現像又は図面等の複写の作業</p>	<p>写真の現像又は図面等の複写の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 自動式フィルム現像洗浄施設(現像液を排出するもので、特定排水施設に限る。) (2) ガス現像式ジアゾ複写機(規格 A 0 以上のものに限る。)</p>
<p>59 科学技術に関する研究、試験又は検査の作業</p>	<p>科学技術(人文科学に係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 洗浄施設 (2) 熱処理施設(金属加熱炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)を含む。)</p>
<p>60 印刷、製版又は印刷物の加工の作業</p>	<p>印刷、製版又は印刷物の加工の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 動力印刷機(規格 B 3 以下のもの及び事務用機械を除く。) (2) 製版用現像洗浄施設(特定排水施設に限る。)</p>
<p>61 燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業</p>	<p>燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) ボイラー(電気ボイラー及び廃熱ボイラー以外のもので、伝熱面積(規格 B 8201 又は B 8203 に定める方法により算定される面積をいう。以下同じ。)が 10m² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。) (2) 冷暖房施設(伝熱面積が 10m² 以上であるもの又は燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)</p>
<p>62 動力を用いて行う物の塗装の作業</p>	<p>動力を用いて行う物の塗装の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業</p>	<p>(1) 塗装施設(吹き付け塗装施設にあっては、原動機の定格出力が 2.2kW を超えるものに限る。) (2) 焼付け炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)</p>
<p>63 燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業</p>	<p>燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業のうち右欄に掲げる施設を用いる作業</p>	<p>(1) 乾燥炉(17 に掲げる作業に用いられる乾燥炉以外のものにあつては、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間</p>

		<p>当たり 50 L 以上であるもの及び変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるものに限る。)</p>
64 物の表面処理又はめっきの作業	物の表面処理又はめっきの作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) 表面処理施設(酸又はアルカリによるものに限る。)</p> <p>(2) 脱脂洗浄施設(有機塩素系溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び1,1,2-トリクロロエタンに限る。)を用いるもの及び当該有機塩素系溶剤以外の有機溶剤を用いる施設で脱脂洗浄の用に供する槽の内容積が 500 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(3) めっき施設(真空めっきに係るものを除く。)</p>
65 有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業	有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) ラミネーター機</p> <p>(2) 製膜施設</p> <p>(3) 自動式塗布施設</p>
66 鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業	鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業のうち右欄に掲げる施設((1)から(4)までに掲げる施設にあっては、29に掲げる作業又は51の2に掲げる作業に用いられるものを除く。)のいずれかを用いる作業	<p>(1) コンベア施設(ベルトの幅が 75cm 以上であるもの(密閉式のものを除く。))及びバケットの内容積が 0.03m³ 以上であるもの(密閉式のものを除く。)に限る。)</p> <p>(2) 破碎施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(3) 磨砕施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(4) 分別施設(乾式のものにあっては、原動機の定格出力が 7.5kW 以上であるものに限る。)</p> <p>(5) ディーゼルエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(6) ガスエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であるものに限る。)</p> <p>(7) ガソリンエンジン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 L 以上であるものに限る。)</p>
67 金属その他の物の研磨の作業	金属その他の物の研磨の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	<p>(1) バフ研磨施設(原動機の定格出力が 2.2kW を超えるもの(密閉式のものを除く。)に限る。)</p> <p>(2) 電解式研磨施設(特定排水施設に限る。)</p>

		る。) (3) 湿式研磨施設 (4) プラスト(密閉式のものを除く。) (5) タンブラー
68 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 貯蔵施設(原油、揮発油、ナフサ若しくはジェット燃料(1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下の原油、揮発油、ナフサ又はジェット燃料に限る。)又は有機溶剤(単一成分でないものにあつては1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100℃以下であるもの及び単一成分であるものにあつては1気圧の状態において沸点が100℃以下であるものに限る。)を貯蔵する施設で容量が1,000kL以上であるものに限る。) (2) 出荷施設(揮発油(1気圧の状態において留出量が5%であるときの温度が100℃以下であるものに限る。以下この項において同じ。)をタンク車又はタンクローリーに給油する油槽所及び製油所に設置される出荷施設。ただし、貯蔵施設の容量が合計で1,000kL以上であるものに限る。) (3) 給油施設(自動車に揮発油を給油する施設であつて当該施設を設置する給油所の揮発油の貯蔵施設の容量が合計で30kL以上あるものに限る。)
69 1から68までに掲げる作業のほか、物の製造、加工、修理又は消毒に係る作業で規則で定めるもの	(1) 鉛筆又は絵の具の製造の作業であつて右欄の(1)に掲げる施設を用いる作業 (2) 鋳型造型の作業(有機自硬性鋳型鋳造法、シェルモールド鋳造法又はフルモールド鋳造法によるものに限る。)のうち右欄の(2)に掲げる施設を用いる作業 (3) 火薬類の製造の作業のうち右欄の(3)に掲げる施設を用いる作業 (4) くん蒸の作業のうち右欄の(4)に掲げる施設を用いる作業	(1) 混合施設(特定排水施設に限る。) (2) 鋳型造型施設 (3) 洗浄施設(特定排水施設に限る。) (4) くん蒸施設(シアン化水素を用いるものに限る。)

備考 1 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあつては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

- なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。
- 2 「特定排水施設」とは、地下浸透禁止物質を使用する施設及び排出される水その他の液体が公共用水域に排出されることとなる施設をいう。
 - 3 「小規模排水施設」とは、1日当たりの排水の量が20m³未満である事業所に設置される施設をいう。

別表第2（第31条第1項及び第33条第1項第1号）

排煙の規制基準（硫黄酸化物）

排煙発生施設を設置している指定事業所において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、当該事業所に設置されているすべての排煙発生施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を別表第1備考に定める方法により重油の量に換算した量の合計量の区分ごとに、当該事業所の排煙発生施設において使用される燃料1kgの燃焼に伴い発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量を二酸化硫黄の量に換算した量として、次の表に定めるとおりとする。

区 分	0.5kL/h 未満	0.5kL/h 以上 1.0kL/h 未満	1.0kL/h 以上 2.0kL/h 未満	2.0kL/h 以上
二酸化硫黄の量	10 g	8 g	6 g	4 g
	鶴見区、神奈川区、西区及び中区の区域内に設置している指定事業所にあつては、6 g			

備考 燃料中の硫黄含有率（単位 重量%）の測定方法は、石油系の液体燃料については規格K2541-1から2541-7までに定める方法により、固体燃料については規格M8813に定める全硫黄の定量方法によること。ただし、他の方法により硫黄含有率を確認することができる場合は、この限りでない。

別表第3 (第31条第2項及び第33条第1項第2号)

排煙の規制基準 (窒素酸化物)

1 ボイラー (別表第1の61の項に掲げるボイラー又は冷暖房施設をいう。以下この表において同じ。)に係る排出量規制

ボイラーから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$$

備考 1 「 Q_i 」とは、ボイラーにおいて排出することができる窒素酸化物の量の許容限度 (単位 m^3N/h) をいう。

2 「 C_i 」とは、燃料の燃焼能力に応じ、次の表に定める係数をいう。

(1) ガスを専焼させるもの

燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	C _i (係数)		
	昭和52年8月1日以前に設置された施設 (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	昭和52年8月1日以後平成9年4月1日以前に設置された施設 (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000未満	125	105	60
2,000以上 10,000未満	105		50
10,000以上 25,000未満	80		45
25,000以上	80		20

(2) ガスを専焼させるもの以外のもの

燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)	C _i (係数)	
	平成9年4月1日以前に設置された施設 (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成9年4月1日以後に設置された施設
2,000未満	150	80
2,000以上 10,000未満	150	56
10,000以上 25,000未満	136	45
25,000以上	124	25

3 「 V 」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量 (単位 m^3N/h) をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{21} \times V_i$$

(1) 「 O_i 」とは、ボイラーを定格能力で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度 (単位 %) をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

(2) 「 V_i 」とは、ボイラーを定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量 (単位 m^3N/h) をいう。

4 ボイラーから排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量 (単位 m^3N/h) とする。

$$Q = \frac{C}{10^6} \times V$$

- (1) 「Q」とは、ボイラーから排出される窒素酸化物の量（単位 m³N/h）をいう。
- (2) 「C」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = \frac{21}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「O_s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「C_s」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。

- 5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるボイラーで伝熱面積が10m²以上又は燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の施設（平成9年4月1日前に設置された小型ボイラー（同日前から設置の工事がされているものを含む。）及び令和2年4月1日前に設置された固体燃料を燃焼させるボイラーを除く。）とする。
- 6 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあっては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

重油換算燃焼能力（L/h）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（m³N/h）

換算係数＝気体燃料の発熱量（kJ/m³N）÷重油の発熱量（kJ/L）

なお、その他の燃料にあっては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

2 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る排出量規制

ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンから排出される窒素酸化物の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_i = \frac{C_i}{10^6} \times V$$

備考 1 「Q_i」とは、各施設において排出することができる窒素酸化物の量の許容限度（単位 m³N/h）をいう。

2 「C_i」とは、施設の種類及び規模に応じ、次の表に定める係数をいう。

施設の種類	施設の規模	C _i (係数)		
		平成4年4月1日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成4年4月1日以後平成7年10月1日前に設置された施設（同日前から設置の工事がされているものを含む。）	平成7年10月1日以後に設置された施設
ガスタービンのうちガスを専焼させるもの	定格出力2,000kW未満のもの	50	35	35
	定格出力2,000kW以上100,000kW未満のもの	35	25	20
	定格出力100,000kW以上150,000kW未満のもの	35	25	15
	定格出力150,000kW以上のもの	35	25	10

ガスタービンのうちガスを専焼させるものの以外のもの	定格出力2,000kW未満のもの	60	35	35
	定格出力2,000kW以上100,000kW未満のもの	50	25	20
	定格出力100,000kW以上150,000kW未満のもの	50	25	15
	定格出力150,000kW以上のもの	50	25	10
ディーゼルエンジン		190	110	110
ガスエンジン		300	200	200

3 「V」とは、次の式により換算した乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{21 - O_n} \times V_i$$

- (1) 「 O_n 」とは、ガスタービンにあつては16、ディーゼルエンジンにあつては13、ガスエンジンにあつては0とする。
- (2) 「 O_i 」とは、各施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあつては、20%とする。
- (3) 「 V_i 」とは、各施設を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

4 各施設から排出される窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）とする。

$$Q = \frac{C}{10^6} \times V$$

- (1) 「Q」とは、各施設から排出される窒素酸化物の量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。
- (2) 「C」とは、次の式により算出された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。この場合において、窒素酸化物の濃度が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「 O_n 」とは、ガスタービンにあつては16、ディーゼルエンジンにあつては13、ガスエンジンにあつては0とする。

イ 「 O_s 」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあつては、20%とする。

ウ 「 C_s 」とは、規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（単位 ppm）をいう。

5 ここに規定する窒素酸化物の量の排出許容限度が適用される施設は、事業所に設置されるガスタービン又はディーゼルエンジンにあつては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の施設及びガスエンジンにあつては燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上の施設とする。ただし、平成元年2月1日前に設置されたもの（同日前に設置の工事がされていたものを含む。）及び専ら非常用に用いられるものを除く。

6 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

別表第4（第13条第1項第9号、第18条第1項第2号オ、第31条第3項並びに第33条第1項第3号及び第2項第3号）

排煙の規制基準（炭化水素系物質）

事業所において発生する炭化水素系物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に係る基準

施設	施設に備えるべき設備の基準
貯蔵施設	貯蔵施設の屋根の構造を浮屋根式とするか、又はこれと同等以上の炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置を設置すること。
出荷施設	炭化水素系物質の排出口における濃度が8容量%以下である排出防止装置又は炭化水素系物質の除去率が温度20℃において80%以上である排出防止装置を設置すること。
給油施設	通気管において蒸気返還方式接続設備を設けること、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること。

備考 出荷施設から排出する炭化水素系物質の濃度及び除去率の測定は、水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法その他適切な方法によること。

2 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設、出荷施設及び給油施設以外の指定施設に係る基準

(1) 濃度

炭化水素系特定物質の種類	排出することができる炭化水素系特定物質の濃度
ベンゼン	10ppm
トルエン	100ppm
キシレン	150ppm
トリクロロエチレン	50ppm
テトラクロロエチレン	50ppm
ジクロロメタン	50ppm
ホルムアルデヒド	5 ppm
フェノール	5 ppm

備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。

2 炭化水素系特定物質の濃度の測定方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

- (1) ベンゼン 規格K0088に定める方法又は神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法（昭和63年神奈川県告示第312号に定める方法をいう。以下同じ。）
- (2) トルエン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法
- (3) キシレン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法
- (4) トリクロロエチレン 規格K0305に定める方法又は神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (5) テトラクロロエチレン 規格K0305に定める方法又は神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法
- (6) ジクロロメタン 神奈川県知事が定める水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ法、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法
- (7) ホルムアルデヒド 規格K0303に定める方法
- (8) フェノール 規格K0086に定めるガスクロマトグラフ法

(2) 排出の方法

炭化水素系物質の排出に当たっては、次のいずれかの対策を講ずるものとする。

- ア 炭化水素系特定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないように、ダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。
- イ 炭化水素系物質に係る排煙の排出に当たっては、炭化水素系物質の含有率が20重量%以下の塗料、インキ、脱脂剤、洗浄剤等の低公害の原材料の使用、取扱量の削減等の対策を講じ、排出量を低減すること。
- ウ 低公害の原材料の使用、取扱量の削減等の対策が困難な場合は、塗料、インキ、脱脂剤、洗浄剤等から発生する炭化水素系物質に係る排出防止装置の設置その他の方法を用いて排出量を低減すること。

別表第5（第31条第4項、第33条第1項第4号並びに第2項第4号ア及びイ並びに第43条第2項）

排煙の規制基準（ばいじん）

事業所において排出するばいじんの量及び濃度の許容限度並びに廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設並びに廃棄物焼却炉以外の施設の設備基準は、次に定めるとおりとする。

1 廃棄物焼却炉に係る基準

(1) 廃棄物焼却炉に係る排出量規制基準

$$Q_i = C_i \times V$$

備考 1 「 Q_i 」とは、廃棄物焼却炉において排出することができるばいじんの量の許容限度（単位 g/h ）をいう。

2 「 C_i 」とは、施設の規模に応じ次に定める係数をいう。

施設の規模	C_i (係数)		
	平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされていたものを含む。）	平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（平成15年4月1日前から設置の工事がされていたものを含む。）	平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	0.25	0.25	0.15
1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	0.15	0.15	0.15
1時間当たりの焼却能力が625kg以上1,000kg未満	0.15	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が1,000kg以上2,000kg未満	0.10	0.10	0.10
1時間当たりの焼却能力が2,000kg以上4,000kg未満	0.08	0.08	0.08
1時間当たりの焼却能力が4,000kg以上	0.04	0.04	0.04

3 「 V 」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{9} \times V_i$$

(1) 「 O_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。

(2) 「 V_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

4 廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$Q = C \times V_c \times \frac{V}{V_c}$$

(1) 「 Q 」とは、廃棄物焼却炉から排出されるばいじんの量（単位 g/h ）をいう。

(2) 「 C 」とは、次の式により算出されたばいじんの濃度（単位 g/m^3N ）をいう。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「Os」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時間における平均濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「Cs」とは、規格Z8808に定める方法により測定された乾き排出ガス中のばいじん濃度（単位 g/m^3N ）をいう。

ウ 「Os」及び「Cs」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したものをを用いるものとする。

(3) 「Vc」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

$$Vc = \frac{21 - Os}{9} \times Vs$$

ア 「Vs」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量（単位 m^3N/h ）をいう。

(4) ただし、「Vc」が「V」を超える場合にあっては、 $V/Vc = 1$ とする。

(2) 廃棄物焼却炉の設備基準及び排出ガス処理施設の設備基準

ア 廃棄物焼却炉の設備基準

施設の規模	設 備 基 準
1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。 2 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること（集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計については、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設に限る。） 3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却物を焼却できるものであること。 4 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に焼却物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）
1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び通風を調整できる設備又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。 2 炉内温度計、集じん装置入口温度計、酸素濃度計及び一酸化炭素濃度計並びにそれらの記録装置を設置すること。 3 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却物を焼却できるものであること。 4 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に焼却物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。） 5 投入する焼却物の重量を検量する装置及びその記録装置を設置すること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備にあっては、この限りでない。）

イ 廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備基準

区 分	施 設 の 規 模	設 備 基 準
平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉（同日前から設置の工事がされていたものを含む。）	1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	サイクロン若しくは洗浄集じん装置又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が200kg以上625kg未満（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	排出ガス冷却装置及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。

	1時間当たりの焼却能力が625kg以上	排出ガス冷却装置並びにサイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。
平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉	1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m ² 以上のものを除く。）	バグフィルター又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。また、プラスチック類を含む焼却物を焼却する施設にあっては、排出ガス冷却装置も設置すること。
	1時間当たりの焼却能力が200kg以上（200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。）	排出ガス冷却装置並びにサイクロン及びバグフィルター又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設置すること。

備考 1 二次燃焼室は、燃焼ガスが800℃以上の状態で1秒間（一次燃焼室と合わせて、2秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。ただし、1時間当たりの焼却能力が200kg未満（火格子面積が2m²以上のものを除く。）の廃棄物焼却炉にあっては、燃焼ガスが800℃以上の状態で0.5秒間（一次燃焼室と合わせて、1秒間）以上滞留できる容積・構造のものとする。

2 排出ガス測定口を設置することとし、排出ガスを空気で希釈する場合にはその影響を受けない位置に設置すること。

2 廃棄物焼却炉以外の施設に係る濃度規制基準

番号	施設の種類の	施設の規模	排出することができるばいじんの濃度（単位 g/m ³ N）		
			一般甲	一般乙	特別
1	条例別表の1の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
2	条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔		0.20		0.15
3	条例別表の1の項に掲げる作業に係る硫黄回収施設に係る燃焼炉		0.10	0.10	0.05
4	条例別表の2の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
5	条例別表の14の項に掲げる作業に係る加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.10	0.08
6	条例別表の14の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10
7	条例別表の16の項に掲げる作業に係る ^{ばい} 焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
8	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉（鉛系顔料の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08

9	条例別表の17の項に掲げる作業に係る溶解炉（8の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
10	条例別表の17の項に掲げる作業に係る反応炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
11	条例別表の18の項に掲げる作業に係る ^{ばい} 焙焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
12	条例別表の19の項に掲げる作業に係る ^{ばい} 焙焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
13	条例別表の19の項に掲げる作業に係る ^か 煨焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.25	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
14	条例別表の19の項に掲げる作業に係る直火炉及び反応炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
15	条例別表の20の項に掲げる作業に係るコークス炉		0.15	0.15	0.10
16	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鋳炉（高炉に限る。）		0.05	0.05	0.03
17	条例別表の22の項に掲げる作業に係る溶鋳炉（16の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
18	条例別表の22の項に掲げる作業に係る転炉		0.10	0.10	0.08
19	条例別表の22の項に掲げる作業に係る平炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
20	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
21	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
22	条例別表の22の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

23	条例別表の22の項に掲げる作業に係る焙焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.10
24	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40%以上の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		0.20	0.20	0.10
25	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（珪素の含有率が40%未満の合金鉄の製造の用に供するものに限る。）		0.15	0.15	0.08
26	条例別表の22の項に掲げる作業に係る製鋼用電気炉（24の項及び25の項に掲げるものを除く。）		0.10	0.10	0.05
27	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
28	条例別表の23の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
29	条例別表の23の項に掲げる作業に係る煨焼炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.25	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
30	条例別表の23の項に掲げる作業に係る反応炉及び直火炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
31	条例別表の23の項に掲げる作業に係る焼結炉		0.15	0.15	0.10
32	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
33	条例別表の24の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
34	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（鉛蓄電池の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
35	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属溶解炉（34の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

36	条例別表の25の項に掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
37	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
38	条例別表の26の項から28の項までに掲げる作業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
39	条例別表の29の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
40	条例別表の29の項に掲げる作業に係る骨材乾燥炉		0.50	0.40	0.20
41	条例別表の30の項に掲げる作業に係る焼成炉（セメントの製造の用に供するものに限る。）		0.10	0.10	0.05
42	条例別表の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製品の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
43	条例別表の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.15	0.15	0.08
44	条例別表の31の項に掲げる作業に係る熔融炉（42の項及び43の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
45	条例別表の32の項及び33の項に掲げる作業に係る焼成炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
46	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉（耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するものに限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
47	条例別表の34の項に掲げる作業に係る焼成炉（46の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.25	0.20	0.15
48	条例別表の40の項から42の項まで及び44の項に掲げる作業に係る直火炉		0.20	0.20	0.10

49	条例別表の46の項に掲げる作業に係る焙 せん施設		0.20	0.20	0.10
50	条例別表の48の項に掲げる作業に係る直 火炉及び焙せん施設		0.20	0.20	0.10
51	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガ スタービン		0.05	0.05	0.03
52	条例別表の49の項に掲げる作業に係るデ ィーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
53	条例別表の49の項に掲げる作業に係るガ スエンジン		0.05	0.05	0.04
54	条例別表の50の項に掲げる作業に係るガ ス発生炉		0.05	0.05	0.03
55	条例別表の50の項に掲げる作業に係る加 熱炉		0.10	0.10	0.03
56	条例別表の50の項に掲げる作業に係るコ ークス炉		0.15	0.15	0.10
57	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属回収焼却炉（連続炉に限る。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.50	0.40	0.25
58	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属回収焼却炉（57の項に掲げるものを除 く。）		0.50	0.40	0.25
59	条例別表の51の項に掲げる作業に係る金 属溶解炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
59 の 2	条例別表の51の項に掲げる作業に係るデ ィーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
59 の 3	条例別表の51の項に掲げる作業に係るガ スエンジン		0.05	0.05	0.04
59 の 4	条例別表の51の項に掲げる作業に係るガ ソリンエンジン		0.05	0.05	0.04
59 の 5	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係 る浄化等処理施設		0.20	0.10	0.10
59 の 6	条例別表の51の2の項に掲げる作業に係 るセメント製造施設		0.10	0.10	0.05
60	条例別表の54の項に掲げる作業に係る廃 ガス燃焼施設		0.20	0.10	0.10
61	条例別表の55の項及び59の項に掲げる作 業に係る金属加熱炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
62	条例別表の61の項に掲げる作業に係る発 電用ボイラー（石炭を燃焼させるものに 限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が200,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10

63	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（石炭を燃焼させるものに限り、62の項及び66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.10	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 以上 200,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
64	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（ガスを専燃させるものに限り、66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.10	0.05	0.03
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.10	0.05
65	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（液体燃料を燃焼させるものに限り、62の項、63の項及び66の項に掲げるものを除く。）	排出ガス量が200,000m ³ 以上	0.10	0.05	0.04
		排出ガス量が40,000m ³ 以上 200,000m ³ 未満	0.20	0.05	0.05
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.15
66	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（条例別表の1の項に掲げる作業に係る流動接触分解施設に係る触媒再生塔に附属するものに限る。）		0.30	0.20	0.15
67	条例別表の61の項に掲げる作業に係るボイラー（62の項から66の項までに掲げるものを除く。）	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.30	0.20	0.15
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.30	0.20	0.20
68	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（ガスを専燃させるものに限る。）		0.10	0.10	0.05
69	条例別表の61の項に掲げる作業に係る冷暖房施設（68の項に掲げるものを除く。）		0.30	0.20	0.15
70	条例別表の62の項に掲げる作業に係る焼付け炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
71	条例別表の63の項に掲げる作業に係る乾燥炉	排出ガス量が40,000m ³ 以上	0.15	0.10	0.08
		排出ガス量が40,000m ³ 未満	0.20	0.20	0.10
72	条例別表の66の項に掲げる作業に係るディーゼルエンジン		0.10	0.08	0.08
73	条例別表の66の項に掲げる作業に係るガスエンジン		0.05	0.05	0.04
74	条例別表の66の項に掲げる作業に係るガソリンエンジン		0.05	0.05	0.04

- 備考 1 「一般甲」とは、昭和46年6月23日以前に設置された施設について適用する基準である。
- 2 「一般乙」とは、昭和46年6月24日から昭和57年5月31日までの間に設置された施設について適用する基準である。
- 3 「特別」とは、昭和57年6月1日以後に設置された施設について適用する基準である。
- 4 この規制基準は、64の項に掲げる施設及び65の項に掲げる施設（軽質液体燃料を専燃させるもの

- 及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限る。)のうち、小型ボイラーについては、適用しない。
- 5 この規制基準は、燃料の点火若しくは灰の除去のための火層整理又はすすの掃除に伴って排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）については適用しない。
- 6 この規制基準は、排出するばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一の工程の平均の濃度について適用する。
- 7 排出することができるばいじんの濃度の欄に掲げるばいじんの濃度は、熱源として電気を使用する施設、6の項から14の項まで、16の項から39の項まで、45の項、48の項から50の項まで、57の項から59の項まで、59の5の項、60の項及び61の項に掲げる施設、65の項に掲げる施設（軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるものに限る。）のうち排出ガス量が10,000m³未満のボイラー、40の項及び71の項に掲げる施設のうち直接熱風乾燥炉並びに70の項に掲げる施設のうち直接熱風焼付け炉にあっては規格Z8808に定める方法により測定されるばいじんの濃度とし、その他の施設にあっては次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

- (1) 「C」とは、ばいじんの濃度（単位 g/m³N）をいう。
- (2) 「O_n」とは、次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる数値をいう。

53の項、59の3の項、59の4の項、73の項、74の項	0
65の項、66の項、69の項	4
64の項、68の項	5
1の項、2の項、4の項、5の項、62の項、63の項、67の項	6
15の項、54の項、55の項、56の項	7
3の項	8
41の項、59の6の項	10
52の項、59の2の項、72の項	13
42の項、44の項、47の項	15
40の項、43の項、51の項、70の項、71の項	16
46の項	18

- (3) 「O_s」とは、オルザットガス分析装置を用いる吸収法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析装置を用いる方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。
- (4) 「C_s」とは、規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度（単位 g/m³N）をいう。
- 8 この規制基準は、51の項から53の項まで、59の2の項から59の4の項まで及び72の項から74の項までに掲げる施設のうち、専ら非常用に用いられるものについては、適用しない。

3 廃棄物焼却炉以外の施設に係る排出ガス処理施設の設備基準

番号	施設の種類	設備基準
1	ボイラー（液体燃料を燃焼させるもの限り、2の項及び3の項に掲げるものを除く。）	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
2	ボイラー（固体燃料を燃焼させるもの限り、3の項に掲げるものを除く。）	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
3	ボイラー（石炭を専焼させるものに限る。）	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
4	ディーゼルエンジン	ろ過集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
5	金属溶解炉のうちキューボラ	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
6	ガラス熔融炉	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。

7	か 煨焼炉	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。
8	骨材乾燥炉	バグフィルター又はこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設置すること。

- 備考
- 1 この規制基準は、専ら非常用に用いられる施設については適用しない。
 - 2 1の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L未満の施設のうち、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるもの並びに燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L以上の施設のうち、規格K2203に定める1号灯油（以下「1号灯油」という。）を専焼させるもの及びガスと1号灯油を混焼させるものについては適用しない。
 - 3 2の項に掲げる施設は、固体燃料を含有する液体燃料を燃焼させるものを含む。
 - 4 3の項に掲げる施設は、石炭以外の燃料を石炭に対し5重量%以下の割合で混焼させるものを含む。
 - 5 4の項に掲げる施設に係る規制基準は、1号灯油を専焼させる施設及び令和2年4月1日前に設置された施設については適用しない。
 - 6 6の項及び7の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500L未満の施設については適用しない。
 - 7 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあつては当該燃料1Lが重油1Lに相当するものとし、石炭にあつては1kgが重油0.66Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

別表第6 (第31条第5項及び第33条第2項第5号)

排煙の規制基準(排煙指定物質)

事業所において排出する排煙指定物質の濃度及び量の許容限度並びに排出の方法は、次に定めるとおりとする。

1 排煙指定物質の濃度の許容限度

物質の種類	排出することができる物質の濃度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.5mg/m ³ N	
塩素	1ppm (3.17mg/m ³ N)	
塩化水素	8mg/m ³ N (5ppm)	
ふっ素、弗化水素及び弗化珪素	ふっ素として2.5mg/m ³ N	
鉛及びその化合物	鉛として10mg/m ³ N	
アンモニア	50ppm	
シアン化合物	10ppm又はシアンとして11.6mg/m ³ N	
窒素酸化物	二酸化窒素	100ppm
	全窒素酸化物	200ppm
二酸化硫黄	5ppm	
硫化水素	10ppm	

備考 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。

2 この規制基準は、条例第2条第12号アに定める硫黄酸化物及び同号イに定める窒素酸化物については、適用しない。

3 この規制基準は、廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素については、適用しない。

4 排煙指定物質の濃度の測定の方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) カドミウム及びその化合物 | 規格K0083に定める方法 |
| (2) 塩素 | 規格K0106に定める方法 |
| (3) 塩化水素 | 規格K0107に定める方法 |
| (4) ふっ素、弗化水素及び弗化珪素 | 規格K0105に定める方法 |
| (5) 鉛及びその化合物 | 規格K0083に定める方法 |
| (6) アンモニア | 規格K0099に定める方法 |
| (7) シアン化合物 | 規格K0109に定める方法 |
| (8) 窒素酸化物 | |
| ア 二酸化窒素 | 規格K0104に定める方法 |
| イ 全窒素酸化物 | 規格K0104に定める方法 |
| (9) 二酸化硫黄 | 衛生試験法に定める方法 |
| (10) 硫化水素 | 規格K0108に定める方法 |

2 廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素の量の許容限度

$$Q_i = C_i \times V \times 10^{-3}$$

備考 1 「Q_i」とは、排出することができる塩化水素の量の許容限度(単位 g/h)をいう。

2 「C_i」とは、施設の規模に応じ次に定める係数をいう。

施設の規模	C _i (係数)	
	平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉	平成9年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満(火格子面積が2m ² 以上のものを除く。)	700	50
1時間当たりの焼却能力が200kg以上(200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。)	50	50

3 「V」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

$$V = \frac{21 - O_i}{9} \times V_i$$

- (1) 「 O_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）をいう。
- (2) 「 V_i 」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

4 廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の量は、次の式により算出された量とする。

$$Q = C \times V_c \times \frac{V}{V_c} \times 10^{-3}$$

- (1) 「Q」とは、廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の量（単位 g/h ）をいう。
- (2) 「C」とは、次の式により算出された塩化水素の濃度（単位 $\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ ）をいう。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

ア 「 O_s 」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時間における平均濃度（単位 %）をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「 C_s 」とは、規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度（単位 $\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ ）をいう。

ウ 「 O_s 」及び「 C_s 」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したものをを用いるものとする。

(3) 「 V_c 」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

$$V_c = \frac{21 - O_s}{9} \times V_s$$

ア 「 V_s 」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量（単位 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）をいう。

(4) ただし、「 V_c 」が「V」を超える場合にあっては、 $V/V_c = 1$ とする。

3 排出の方法

- (1) 排煙指定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないようにダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。
- (2) 排煙指定物質のうち、廃棄物焼却炉（連続式のものとプラスチック類を含むものを焼却する設備に限る。）から排出される排出ガス中の塩化水素は、塩化水素除去装置による処理を行った後に排出すること。また、排出ガス中の塩化水素濃度を連続的に測定し、及びその結果を記録すること。

別表第7 (第31条第6項並びに第33条第1項第6号及び第2項第6号)

排煙の規制基準 (ダイオキシン類)

事業所において排出するダイオキシン類の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

番号	施設の種類	施設の規模		許容限度 (ng-TEQ/m ³ N)	
				平成12年1月15日前に設置されたもの (同日前から設置の工事がされているものを含む。)	平成12年1月15日以後に設置されたもの
1	焼結鉱 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1 t以上のもの		1	0.1
2	製鋼の用に供する電気炉 (鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの		5	0.5
3	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上のもの		10	1
4	アルミニウム合金の製造 (原料としてアルミニウムくず (当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上のもの、溶解炉にあつては容量が1 t以上のもの		5	1
5	廃棄物焼却炉	火床面積 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計) が0.5m ² 以上又は焼却能力 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置さ	焼却能力が4,000kg/h以上のもの (焼却能力が4,000kg/h未満で乾き排出ガス量が36,000m ³ N/h (O ₂ =12%換算)以上のものを含む。)	1	0.1

	れている場合にあっては、それらの焼却能力の合計が1時間当たり50kg以上のもの	焼却能力が2,000kg/h以上4,000kg/h未満のもの（乾き排出ガス量が36,000 m ³ N/h（O ₂ =12%換算）以上のものを除き、焼却能力が2,000kg/h未満で乾き排出ガス量が19,500 m ³ N/h（O ₂ =12%換算）以上のものを含む。）	5	1
		焼却能力が2,000kg/h未満のもの（乾き排出ガス量が19,500 m ³ N/h（O ₂ =12%換算）以上のものを除く。）	10	5

備考 1 ダイオキシン類の濃度の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条に定める方法による。

2 廃棄物焼却炉（火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が1時間当たり200 kg以上のものに限る。）及び製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除き、変圧器の定格容量が1,000kVA以上のものに限る。）のうち、平成9年12月2日以後平成12年1月15日前に設置の工事が着手されたものにあつては、平成12年1月15日以後に設置されたものの規制基準を適用する。この場合において、廃棄物焼却炉に適用される規制基準は、乾き排出ガス量の規定にかかわらず、焼却能力による区分に基づく許容限度を適用する。

別表第8 (第31条第7項)

排煙の規制基準 (粒子状物質)

粒子状物質に係る規制基準は、次に定めるとおりとする。

1 粒子状物質の排出基準

指定事業所において排出する粒子状物質の量の許容限度は、次に定めるとおりとする。

$$Q_{PM} = A (a Q_D + b Q_N + c Q_S + d Q_H)^B$$

なお、「A」、「B」及び「a」は1、「b」は0.114、「c」は0.213、「d」は0.915とする。

備考 1 「 Q_{PM} 」とは、指定事業所に設置されているばい煙発生施設 (休止中の施設、非常用の施設及び電気のみを熱源とする施設を除く。以下この表において同じ。) が最大能力で使用される場合に排出することができる粒子状物質の量をいう。

2 「 Q_D 」とは、次の式により算出されるばいじんの量 (単位 kg/h) をいう。

$$Q_D = Q_{D1} + Q_{D2}$$

(1) 「 Q_{D1} 」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量 (単位 kg/h) をいう。

W_{D1} が1kL/h以上の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}^{0.865}$
W_{D1} が1kL/h未満の場合	$Q_{D1} = 0.363W_{D1}$

「 W_{D1} 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設 (平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したものに限る。気体燃料 (都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。) 又は1号灯油を専焼させる施設を除く。) で使用される燃料の重油換算燃焼能力 (単位 kL/h) の合計をいう。この場合において、ボイラー (流動接触分解装置のうち触媒再生塔に附属するものを除く。)、ガスタービン、ガスエンジン及びディーゼルエンジンにあっては、当該施設で使用される燃料の重油換算燃焼能力に0.4の係数を乗じるものとする。

(2) 「 Q_{D2} 」とは、次に掲げる方法により算出したばいじんの量 (単位 kg/h) をいう。

$$Q_{D2} = 0.3W_{D2}^{0.865}$$

「 W_{D2} 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉 (平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力が2t/h以上のものに限る。) の焼却能力 (単位 t/h) の合計をいう。

3 「 Q_N 」とは、次の式により算出した窒素酸化物の量 (単位 kg/h) をいう。

$$Q_N = Q_{N1} + Q_{N2}$$

(1) 「 Q_{N1} 」とは、次に掲げる方法により算出した窒素酸化物の量 (単位 kg/h) をいう。

W_{N1} が1kL/h以上の場合	$Q_{N1} = 1.06W_{N1}^{0.865} \times F_N$
W_{N1} が1kL/h未満の場合	$Q_{N1} = 1.06W_{N1} \times F_N$

ア 「 W_{N1} 」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設 (小型ボイラーのうち昭和63年3月1日前に設置されたものを除く。) で使用される燃料の重油換算燃焼能力 (単位 kL/h) に、次の表に掲げる施設の種類、規模等及び設置時期ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	施設の規模等	施設の設置時期	係数
1	ボイラー	小型ボイラー以外のボイラー	平成7年9月1日以後	0.49
			昭和52年8月1日以後 平成7年9月1日前	0.75
			昭和52年8月1日前	1.0
		小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で重油換算燃焼能力が50L/h以上のもの)	平成7年9月1日以後	0.49
			昭和63年3月1日以後 平成7年9月1日前	1.0

2	ガスタービン	定格出力が2,000kW以上のもの	平成15年4月1日以後	0.25
			平成7年9月1日以後 平成15年4月1日前	0.49
			平成4年4月1日以後 平成7年9月1日前	0.84
			昭和63年3月1日以後 平成4年4月1日前	1.6
			昭和63年3月1日前	2.0
		定格出力が2,000kW未満のもの	平成7年9月1日以後	0.8
			平成4年4月1日以後 平成7年9月1日前	1.18
			昭和63年3月1日以後 平成4年4月1日前	1.6
昭和63年3月1日前	2.0			
3	ガスエンジン及びガソリンエンジン	定格出力が2,000kW以上のもの	平成15年4月1日以後	0.25
			平成7年9月1日以後 平成15年4月1日前	0.49
			平成3年5月1日以後 平成7年9月1日前	1.6
			平成3年5月1日前	2.4
		定格出力が2,000kW未満のもの	平成7年9月1日以後	1.2
			平成3年5月1日以後 平成7年9月1日前	1.6
			平成3年5月1日前	2.4
			4	ディーゼルエンジン
平成7年9月1日以後 平成15年4月1日前	1.2			
平成3年5月1日以後 平成7年9月1日前	2.4			
定格出力が2,000kW未満のもの	平成7年9月1日以後	1.2		
	平成3年5月1日以後 平成7年9月1日前	2.4		
	平成7年9月1日前	5.0		
5	アルミナ ^か 煨焼炉	間接加熱方式以外のもの	昭和52年8月1日以後	1.0
		間接加熱方式のもの	昭和52年8月1日前	1.75
			昭和52年8月1日前	1.75
6	金属加熱炉		平成7年9月1日以後	4.0
			平成7年9月1日前	9.0
7	ガラス熔融炉		平成7年9月1日以後	4.0
			平成7年9月1日前	9.0

8	乾燥炉	骨材乾燥炉以外のもの	平成15年4月1日以後	1.0
			平成15年4月1日前	1.0
		骨材乾燥炉	平成15年4月1日以後	0.84
			平成15年4月1日前	1.0
9	直火炉	食料品製造用以外のもの	平成15年4月1日以後	0.49
			平成15年4月1日前	1.0
		食料品製造用のもの	平成15年4月1日以後	1.0
			平成15年4月1日前	1.0
10	1～9以外の施設	平成15年4月1日以後	0.49	
		平成15年4月1日前	1.0	

イ 「F_N」は、2.054とする。

(2) 「Q_{N2}」とは、次に掲げる方法により算出した窒素酸化物の量(単位 kg/h)をいう。

$$Q_{N2} = 1.06W_{N2}^{0.865} \times F_N$$

ア 「W_{N2}」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉(連続式で焼却能力が2 t/h以上のものに限る。)において1時間当たりに焼却される廃棄物の量を重油の量に換算し、次の表に掲げる施設の設置時期ごとの係数を乗じた量(単位 kL/h)の合計をいう。

施設の設置時期	係数
平成7年9月1日以後	0.86
昭和63年3月1日以後平成7年9月1日前	1.0
昭和63年3月1日前	1.85

イ 「F_N」は、2.054とする。

4 「Q_S」とは、次の式により算出した硫黄酸化物の量(単位 kg/h)をいう。

$$Q_S = Q_{S1} + Q_{S2}$$

(1) 「Q_{S1}」とは、次に掲げる方法により算出した硫黄酸化物の量(単位 kg/h)をいう。

$$Q_{S1} = 7W_{S1} \times F_S$$

ア 「W_{S1}」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉以外のばい煙発生施設(平成15年4月1日以後に設置されたもの又は燃料種類を変更したのものに限る。気体燃料(都市ガス、液化天然ガス、液化石油ガス等をいう。)又は1号灯油を専焼させる施設を除く。)で使用される燃料の重油換算燃焼能力(単位 kL/h)に、次の表に掲げる施設の種類ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

番号	施設の種類	係数
1	ガスタービン	0.008
2	ガスエンジン	0.008
3	ディーゼルエンジン	0.008

4	金属加熱炉	0.032
5	石油加熱炉	0.032
6	ガラス熔融炉	0.032
7	流動接触分解装置のうち触媒再生塔及び当該施設に附属するボイラー	0.048
8	1～7以外の施設	0.024

イ 「F_S」は、2.857とする。

(2) 「Q_{S2}」とは、次に掲げる方法により算出した硫黄酸化物の量 (kg/h) をいう。

$$Q_{S2} = 7W_{S2} \times F_S$$

ア 「W_{S2}」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力2 t/h以上のものに限る。）の焼却能力（単位 t/h）に、次の表に掲げる施設の規模ごとの係数を乗じたものの合計をいう。

施設の規模	係数
焼却能力が4 t/h以上のもの	0.08
焼却能力が4 t/h未満のもの	0.12

イ 「F_S」は、2.857とする。

5 「Q_H」とは、次に掲げる方法により算出した塩化水素の量 (単位 kg/h) をいう。

$$Q_H = 0.5W_H^{0.865}$$

「W_H」とは、事業所に設置されている廃棄物焼却炉（平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置された連続式で焼却能力4 t/h以上のもの及び平成15年4月1日以後に設置された連続式で焼却能力2 t/h以上のものに限る。）の焼却能力（単位 t/h）の合計をいう。

6 重油以外の燃料及び原料の重油の量への換算は、次に定めるとおりとする。

(1) 液体燃料にあつては当該燃料1 Lが重油1 Lに相当するものとし、石炭にあつては1 kgが重油0.66 Lに相当するものとして算定する。また、気体燃料にあつては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は39,558.1725kJ/Lとする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ/m}^3\text{N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ/L)}$$

なお、その他の燃料にあつては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725kJ/Lとする。）の量に換算するものとする。

(2) 廃棄物焼却炉で焼却される廃棄物の量の重油の量への換算は、次の表の廃棄物の種類の欄に掲げる廃棄物の種類ごとに、それぞれ同表の廃棄物の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

廃棄物の種類	廃棄物の量	重油の量
一般廃棄物	1 kg	0.55 L
産業廃棄物	総発熱量8,790.705kJに相当する量	0.55 L

2 排出の方法

ばい煙発生施設等から排出される粒子状物質に係る排煙は、周辺への影響が最小となるように、排出口を建物の最上部に設ける等の措置を講じ排出すること。

別表第9（第31条第8項）**粉じんに関する規制基準**

事業所において排出する粉じんに関する規制基準は、次に掲げる措置のうちいずれかの措置を1又は2以上講ずることによるものとする。

- 1 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しにくい構造の建物内で行うこと。
- 2 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように集じん設備を設置すること。
- 3 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように散水設備を設けて散水を行うこと。
- 4 粉じんを発生する作業は、粉じんが飛散しないように防じんカバー等で覆うこと。
- 5 1から4までに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

別表第10（第31条第9項）

悪臭に関する規制基準

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

- 1 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- 2 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- 3 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 4 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

備考 事業者がこれらの規制基準を遵守しているか否かを判定するために必要な悪臭の発生に関する評価方法は、みどり環境局長が定める。

別表第11 (第5条の3、第34条第1項及び第37条第2項)

公共用水域に排出される排水の規制基準(1)

事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L)

物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
シアン化合物	シアンとして 1
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	0.2
鉛及びその化合物	鉛として 0.1
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2
砒素及びその化合物	砒素として 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあつては、ほう素として 10 海域に排出される場合にあつては、ほう素として 230
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあつては、ふっ素として 8 海域に排出される場合にあつては、ふっ素として 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
ダイオキシン類	10
フェノール類	フェノールとして 0.5
銅及びその化合物	銅として 1 (3)
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1 (2)
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	鉄として 3 (10)
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	マンガンとして 1
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 1
クロム及びその化合物	クロムとして 2
1,4-ジオキサン	0.5

- 備考 1 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及び鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）の項における（ ）内は、新設以外の場合の許容限度とする。
- 2 備考1の「新設」とは、昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）以後に設置された事業所（昭和46年9月11日（別表第12の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 3 「検出されないこと」とは、備考8に定める方法により排出の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 5 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 6 砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 7 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所の排水及び同法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場の排水に限りダイオキシン類の規制基準を適用する。
- 8 排水の測定の方法は、ダイオキシン類にあつては規格K0312に定める方法、ニッケル及びその化合物にあつては規格K0102の59に規定する方法、これら以外の排水指定物質にあつては排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に定める方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、排水指定物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める項目に係る方法による。
- (1) フェノール類 フェノール類含有量
 - (2) 銅及びその化合物 銅含有量
 - (3) 亜鉛及びその化合物 亜鉛含有量
 - (4) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性鉄含有量
 - (5) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性マンガン含有量
 - (6) クロム及びその化合物 クロム含有量

別表第 12 (第 34 条第 1 項及び第 37 条第 2 項)

公共用水域に排出される排水の規制基準(2)

事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度

(1) 事業所(2)から(4)までに掲げるものを除く。)に係る排水についての基準 (単位 mg/L)

区 分	新設の場合	新設以外の場合
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	25	60
化 学 的 酸 素 要 求 量	25	60
浮 遊 物 質 量	70	90

備考 1 「新設」とは、昭和 46 年 9 月 11 日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。ただし、次に掲げる事業所については、それぞれ次に掲げる日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を「新設」という。

(1) 廃棄物の最終処分場 昭和 62 年 9 月 10 日

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって、1 日当たりの排水の量が 50m³未滿のもの 平成 10 年 4 月 1 日

ア 製造業(食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)に限る。)

イ 情報通信業(通信業、新聞業及び出版業を除く。)

ウ 卸売業、小売業

エ 不動産業、物品賃貸業(駐車場業及び物品賃貸業に限る。)

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業、娯楽業(旅行業を除く。)

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

コ 複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。)

サ サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物の最終処分場に係るものを除く。)

2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

4 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち次に掲げる分類に係る事業所であって、1 日当たりの排水の量が 20m³未滿のもの(3)に該当するものを除く。)及び平成 10 年 4 月 1 日前に設置された 1 日当たりの排水の量が 50m³未滿のもの(同日前から設置の工事がされているものを含み、(3)又は(4)に該当するものを除く。)並びにし尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所(3)又は(4)に該当するものを除く。)に係る排水についての基準

ア 製造業(食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)に限る。)

イ 情報通信業(通信業、新聞業及び出版業を除く。)

ウ 卸売業、小売業

エ 不動産業、物品賃貸業(駐車場業及び物品賃貸業に限る。)

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業、娯楽業(旅行業を除く。)

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

コ 複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。)

サ サービス業(他に分類されないもの)

(単位 mg/L)

生物化学的酸素要求量	130
化学的酸素要求量	130
浮遊物質	160

- 備考 1 この規制基準は、畜舎及び廃棄物の最終処分場に係る排水については、適用しない。
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

(3) し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が50人以下のし尿浄化槽を除く。）を設置する事業所（(4)に該当する事業所を除く。）及び終末処理場のみを設置する事業所に係る排水についての基準

ア 処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する場合 (単位 mg/L)

項目	区分	
	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	25	40
化学的酸素要求量	25	40
浮遊物質	70	80

イ 処理対象人員が51人以上500人以下のし尿浄化槽を設置する場合 (単位 mg/L)

項目	区分	
	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	40	130
化学的酸素要求量	40	130
浮遊物質	80	160

ウ し尿浄化槽以外のし尿処理施設及び終末処理場を設置する場合 (単位 mg/L)

生物化学的酸素要求量	25
化学的酸素要求量	25
浮遊物質	70

- 備考 1 「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

(4) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に定める旅館業（下宿営業を除く。以下この表において「旅館業」という。）に属する事業所（これらの事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための事業所を含む。）で1日当たりの排水の量が20m³以上のものに係る排水についての基準

ア 一般基準 (単位 mg/L)

項目	区分	事業所の種類	新設の場合	
			新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量		1日当たりの排水の量が100m ³ 未満のもの	25	130
		1日当たりの排水の量が100m ³ 以上のもの	25	90
化学的酸素要求量		1日当たりの排水の量が100m ³ 未満のもの	25	130
		1日当たりの排水の量が100m ³ 以上のもの	25	90
浮遊物質		1日当たりの排水の量が100m ³ 未満のもの	50	200
		1日当たりの排水の量が100m ³ 以上のもの	50	160

- 備考 1 「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）であって、1日当たりの排水の量が50m³以上のもの及び平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

イ 昭和49年12月1日前に設置された旅館業に属する事業所（同日前から建設工事中のものを含む。）であ

って処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する事業所から排出される排水に係る基準

(単位 mg/L)

生物化学的酸素要求量	40
化学的酸素要求量	40
浮遊物質	80

- 備考 1 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 2 排水の測定の方法は、環境庁告示第 64 号に定める方法による。

2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌数、外観及び臭気の許容限度

項目	区分	新設の場合	新設以外の場合
水素イオン濃度 (水素指数)		5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/L)		5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 mg/L)		5	10
大腸菌数 (単位 CFU/mL)		800	800
外観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。	
臭気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	

- 備考 1 「新設」とは、昭和 46 年 9 月 11 日 (1 の(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和 49 年 12 月 1 日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日) 以後に設置した事業所 (昭和 46 年 9 月 11 日 (1 の(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和 49 年 12 月 1 日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日) 前から建設工事中のものを除く。) をいう。
 2 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
 3 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 4 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和 49 年 12 月 1 日において現にゆう出している温泉 (温泉法第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。) を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
 5 排水の測定の方法は、次に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
 (1) (2)及び(3)に掲げる項目以外の項目 環境庁告示第 64 号に定める方法
 (2) 外観 規格K0102 の 8 に定める方法
 (3) 臭気 規格K0102 の 10.2 に定める方法

別表第13 (第13条第1項第5号、第38条及び第48条第2号)

騒音の規制基準

事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB (A))

地 域 \ 時 間	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を、「その他の地域」とは、これらの地域以外の地域をいう。

2 「dB (A)」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。

4 騒音の測定の方法は、規格Z 8731に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、

その変動ごとの指示値の最大値の平均値

- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値
- 5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。
- 6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値（以下この表において「S」という。）が、当該隣接する地域の基準値（以下この表において「S'」という。）より大きいときの当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線に適用される基準値は、 $1/2(S + S')$ とする。
- 7 一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される騒音の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあつては、当該一の事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。
- 8 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しない。

別表第14（第13条第1項第5号及び第38条）

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB)

地 域	時 間	
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	60	55

備考 1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を、「その他の地域」とは、これらの地域以外の地域をいう。

2 「dB」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。

4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。

5 振動の測定の方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

- イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
- (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10dB未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位 dB)

指 示 値 の 差	補 正 値
3	3
4 5	2
6 7 8 9	1

- 6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端の数値
- 7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいときの当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から5dBを減じたものとする。
- 8 一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される振動の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。
- 9 この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。

別表第 15 (第 56 条第 1 項及び第 2 項、第 59 条の 36 第 2 項第 3 号並びに第 60 条の 7 第 1 項第 3 号)

地下水浄化基準 (単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L)

地下浸透禁止物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N に限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛として 0.01
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.02
砒素及びその化合物	砒素として 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量として 0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006

シマジン		0.003
チオベンカルブ		0.02
ベンゼン		0.01
セレン及びその化合物	セレンとして	0.01
ほう素及びその化合物	ほう素として	1
ふっ素及びその化合物	ふっ素として	0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として	10
ダイオキシン類		1
塩化ビニルモノマー		0.002
1,4-ジオキサン		0.05

備考 1 「検出されないこと」とは、第 56 条第 2 項に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 ダイオキシン類については、別表第 11 に定めるダイオキシン類の規制基準の適用を受ける事業所に係るものに限り適用する。

別表第 16 (第 60 条の 2 第 3 項)

ダイオキシン類による土壌の汚染状況の調査方法

1 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 70 条の 2 第 2 項の規定により行うダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査 ダイオキシン類管理対象事業所の敷地
- (2) 条例第 70 条の 3 第 2 項 (同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査 土地の形質の変更又は土地の一部の利用方法の変更を行う範囲

2 資料等調査

調査実施者は、調査対象地が属するダイオキシン類管理対象地について、条例第 70 条第 1 項の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、第 60 条第 2 項各号に掲げる事項の把握を行うものとする。

3 土壌汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、2 の資料等調査により把握した情報により、調査対象地を次に掲げる区分に分類するものとする。

- (1) 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合その他の構造上ダイオキシン類の土壌への浸透の可能性が低いと考えられる土地 (以下「被覆された土地」という。) を除く。

ア ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及びダイオキシン類特定施設に係る建物が設置されていた土地

イ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の保管又は処理 (埋立てを除く。) をした土地及びこれらの作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であった土地

ウ アに係るダイオキシン類特定施設、イに係る施設又はこれらの施設に係る建物の開口部その他のダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径 5 m 以内の範囲の土地

エ ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等 (架空配管であって、破損等がなく漏えいのおそれが少ないものを除く。) 又は処理施設が設置されていた土地

オ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体又は液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地

カ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の搬送経路 (以下「搬送経路」という。) 及び搬送経路の周辺 5 m 以内の土地 (以下これらを「搬送経路等」という。) であって、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計 100 m² の土地 (対象となる土地が 100 m² に満たない場合は、対象となる全ての土地)

キ アからカまでに該当する土地の土壌を掘削して移動させた先の土地 (条例第 70 条の 3 第 2 項の規定により、土壌の汚染状況の調査を行わずに土壌を掘削し移動させた土地に限る。)

- (2) 土壌汚染が存在するおそれが比較的小さいと認められる土地

(1) に掲げる土地以外の土地

4 試料採取等を行う区画の選定

- (1) 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点 (当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点とする。ただし、条例第 70 条の 3 第 2 項の規定により行う調査にあつては、当該調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点 (当該地点が複数ある場合にあつては、そのうち最も東にある地点) とすることができる。以下「起点」という。) を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線の起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

- (2) (1) の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地 (以下「単位区画」という。) であつて隣接するものに含まれる土地 (被覆された土地を除く。) の面積の合計が 130 m² を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画

する線に垂直に投影したときの長さは、20mを超えてはならない。

- (3) 調査実施者は、3 (1)に掲げるダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画について、試料採取等の対象とする。

5 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施

- (1) 調査実施者は、4 (3)により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、土壤の採取及び当該土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。

- (2) 土壤の採取は、次の地点ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 5 cm までの土壤を採取するものとする。ただし、当該場所の位置が、農用地等人為的なくはんが行われている場所である場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 30 cm までの土壤を採取するものとし、条例第 70 条の 3 第 2 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査にあつては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壤については、当該採取の対象から除くことができる。

ア イに規定する土地以外の土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画の中心の地点（当該地点が被覆された土地に該当する場合は、それ以外の部分における任意の地点。以下同じ。）及び同地点の周辺 4 方向に位置し、かつ、同地点から 2.5m 以上離れた当該試料採取等区画内にある 4 地点の合計 5 地点（試料採取等区画の状況により、試料採取等区画の中心の地点から 2.5m 以上離れた場所に被覆された土地以外の土地が存在しない場合又は土地の傾斜が著しい場合その他の理由によりこれらの場所において土壤を採取することが困難であると認められる場合は、調査地点の代表性が確保できる当該試料採取等区画内の 5 地点とすることができる。）で土壤を採取するものとする。ただし、試料採取等区画内において、被覆された土地以外の土地の面積の合計が 80 m²未満である場合にあつては、次の表の左欄に掲げる面積に応じて同表の右欄に掲げる試料採取地点数とすることができる。

試料採取等区画内の面積（被覆された土地を除く。）	試料採取地点数
60 m ² 以上 80 m ² 未満	4 地点以上
40 m ² 以上 60 m ² 未満	3 地点以上
20 m ² 以上 40 m ² 未満	2 地点以上
20 m ² 未満	1 地点以上

イ 3 (1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取にあつては、試料採取等区画のうち、排水管及び排水路の継ぎ目、集水升の付近等汚染のおそれが最も多い 1 地点で土壤を採取するものとする。

- (3) 土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定は、(2)により採取した土壤を風乾させた後、ふるい操作を行い、2mmの目のふるいを通過したもの((2)アにより試料採取等区画内の複数地点で土壤を採取した場合は、2mmの目のふるいを通過した土壤を、それぞれ同じ重量混合したもの)を環境庁告示第 68 号別表に定める方法により測定することにより行う。

なお、環境庁告示第 68 号別表備考 3 に規定する簡易測定方法により測定を行った場合にあつては、測定により得られた値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、それらの範囲内の値を同表に定める方法により測定した値とみなす。ただし、簡易測定値が 500pg-TEQ/g を超えた場合は、さらに当該土壤を同表に定める方法（同表備考 3 に規定する簡易測定方法を除く。）により測定し、得られた値をもって測定した値とみなす。

6 汚染範囲確定調査の実施

5 (3)の測定の結果、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g（以下「調査指標値」という。）以上であることが確認された場合にあつては、次のとおり汚染範囲を確定するための試料採取等を行うものとする。

なお、(1)又は(3)による試料採取等の結果、調査指標値以上の土壤が確認された場合にあつては、さらに汚染範囲を確定するための試料採取等を(1)又は(3)により行うものとする。

- (1) 調査指標値以上の土壤が確認された場合（(2)及び(3)の場合を除く。）

当該土壤を採取した単位区画に隣接する単位区画のうち試料採取等が行われていないものについて、5 の例により試料採取等を行うこと。

- (2) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壤が確認された場合

3 (1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地で調査指標値以上 (1,000pg-TEQ/g を超える場合を除く。)の土壤が確認された場合は、当該土壤を採取した単位区画内の汚水の移動経路の直下の土壤を露出させ、目視により土壤の状況を確認する方法等により適当な地点を選定し、5 (2)イ及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

(3) 搬送経路等において調査指標値以上の土壌が確認された場合

3 (1)カに係る土地で調査指標値以上の土壌が確認された場合は、搬送経路等であって試料採取等が行われていない土地のうち、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計 100 m²の土地（対象となる土地が 100 m²に満たない場合は、対象となる全ての土地）を含む単位区画について、5 (2)ア及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

7 深度方向調査の実施

(1) 調査実施者は、5 又は 6 により行った調査の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準（第 60 条の 4 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった地点があるときは、隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点で試料採取等を行うものとする。

(2) 試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 地表面又は汚染のおそれが生じた場所の位置から、深さ 5 cm まで、5 cm から 10 cm まで、10 cm から 15 cm まで及び 15 cm から 20 cm までの各深度で土壌を採取すること。

イ アにより採取されたそれぞれの土壌について、5 (3)の方法により測定すること。

(3) (2)アにおける深度 15 cm から 20 cm までの土壌の試料採取等の結果、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準を超過している場合にあつては、ダイオキシン類による土壌汚染に係る基準以下になると予想される深度まで適当な間隔をおいて(2)の例により試料採取等を実施すること。

とする。

別表第 17 (第 67 条第 1 項及び第 82 条第 1 項)

地下水の採取量及び水位の測定方法

1 地下水の採取量の測定

(1) 測定方法

水道メーターのうち口径が 350mm 以下のもので、かつ、計量法第 71 条の規定による検定に合格した測定器を揚水施設ごとに設置することにより、測定するものとする。

(2) 測定日等

毎日 1 回、一定の時刻を定めて測定するものとする。

2 地下水の水位の測定

(1) 測定方法

ア 次に掲げる測定器のうちいずれかを設置し、揚水施設ごとに測定日において当日の地下水の採取を開始するため、揚水施設を稼働させようとする直前の時点及び当日の地下水の採取を終了させるため揚水施設を停止させようとする直前の時点の水位を測定するものとする。

(ア) 静電容量式水位計

(イ) 触針電極式水位計

(ウ) フロート式水位計

(エ) (ア) から (ウ) までに掲げるもののほか、市長が特に認める種類の水位計

イ 揚水施設の停止時間を十分に確保できない場合には、観測用の井戸等により水位の測定をするものとする。

(2) 測定日

毎月第 1 月曜日（休業日に当たること等により測定できない場合は、その翌日）とする。

(3) 自由地下水の水位の測定

1 日当たり 250 m³以上の地下水を採取する事業所については、自由地下水の水位も測定するものとする。

別表第 18 (第 91 条第 1 項)

非常時の措置に関する物質

1 大気の汚染及び悪臭に係る物質

1	アクロレイン
2	アンモニア
3	一酸化炭素
4	塩素及び塩化水素
5	黄燐 ^{りん}
6	カドミウム及びその化合物
7	キシレン
8	クロルスルホン酸
9	五塩化燐 ^{りん}
10	三塩化燐 ^{りん}
11	シアン化合物
12	ジクロロメタン
13	臭化メチル
14	臭素
15	硝酸
16	窒素酸化物
17	テトラクロロエチレン
18	トリクロロエチレン
19	トルエン
20	鉛及びその化合物
21	二酸化硫黄
22	二酸化セレン
23	ニッケルカルボニル
24	二硫化炭素
25	ピリジン
26	フェノール類
27	フッ化水素及びフッ化珪素 ^{ふっ けい}
28	ベンゼン
29	ホスゲン
30	ホルムアルデヒド
31	メタノール
32	メルカプタン
33	硫化水素
34	硫酸 (三酸化硫黄を含む。)
35	燐化水素 ^{りん}

2 水質の汚濁に係る物質

1	亜鉛及びその化合物
2	アクリルアミド
3	アルミニウム及びその化合物
4	アンチモン及びその化合物
5	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
6	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)
7	塩化チオニル
8	塩化ビニルモノマー
9	塩素酸塩
10	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
11	過酸化水素
12	カドミウム及びその化合物
13	クロム及びその化合物
14	クロルピクリン
15	次亜塩素酸ナトリウム
16	シアン化合物
17	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)
18	1, 3-ジクロロプロペン
19	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
20	シマジン
21	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
22	臭素
23	臭素酸塩
24	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
25	セレン及びその化合物
26	チウラム
27	チオベンカルブ
28	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
29	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル) (別名クロルピリホス)
30	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
31	チオリン酸 O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
32	チオリン酸 S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
33	鉄及びその化合物
34	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
35	銅及びその化合物

36	鉛及びその化合物
37	ニッケル及びその化合物
38	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
39	パラ-ジクロロベンゼン
40	砒素 ^ひ 及びその化合物
41	ヒドラジン
42	ヒドロキシルアミン
43	フェノール類及びその塩類
44	ふっ素及びその化合物
45	ほう素及びその化合物
46	ホスゲン
47	ポリ塩化ビフェニル
48	ホルムアルデヒド
49	マンガン及びその化合物
50	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
51	モリブデン及びその化合物
52	有機 ^{りん} 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)
53	油脂類 (鉱物油及び有機溶剤を含む。)
54	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP)
55	アルカリ性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が 8.6 を超えるものに限る。)
56	酸性物質 (水素イオン濃度 (水素指数) が 5.8 未満のものに限る。)
57	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 ^{3, 7}]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
58	アニリン
59	ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 及びその塩
60	ペルフルオロ (オクタン - 1 - スルホン酸) (別名PFOS) 及びその塩
61	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

指針・指導基準等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/index2.html>

QRコードはこちら



指針

- 環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）
- 環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項）
- 化学物質の適正な管理に関する指針
- 環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針
- 夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針
- 土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針
- 汚染土壌処理業許可申請前対策指針
- 自動車等の排出ガスの抑制に関する指針
- 建築物環境配慮指針
- 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針
- 低炭素電気の普及の促進に関する指針
- 生活騒音防止に関する配慮すべき指針

指導基準等

- 小規模焼却炉等の排煙による大気汚染の防止に関する指導基準
- 小規模固定型内燃機関及びガスタービンの排煙による大気汚染の防止に関する指導基準
- 石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準
- 焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準
- 工事排水による公共用水域の水質汚濁の防止に関する指導基準
- 屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準
- 掘削作業による地盤沈下の防止に関する指導基準
- 小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止に関する指導基準
- 悪臭に関する評価方法
- 二酸化炭素排出量の算定方法
- 環境保全協定の締結の手続に関する実施細目

横浜市 みどり環境局 環境保全部 環境管理課

令和7年4月

横浜市中区本町6丁目 50番地の10

TEL 045-671-2733

E-mail mk-shiteijigyosho@city.yokohama.lg.jp